

参考資料 2－2

2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック 競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の 状況に関する報告

平成 30 年 5 月

第 196 回国会（常会）提出

この報告は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第13条の2の規定に基づき、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況について行うものである。

目次

第1部 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功及び大会を通じた 新しい日本の創造に向けて	1
第1章 はじめに	1
第2章 基本的な考え方とこれに基づく政府の取組の進捗状況	4
第3章 大会の円滑な準備及び運営に向けた取組の状況	8
第4章 大会を通じた新しい日本の創造に向けて	15
第2部 個別施策に係る政府の取組の進捗状況	26
参考資料1	108
参考資料2	121

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）第 13 条の 2 により、政府は、大会が終了するまでの間、おおむね 1 年に 1 回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出することとされている。本報告は、政府の取組の状況について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間を中心に取りまとめたものである。なお、政府の取組についての基本的な事項や、前回報告（平成 29 年 5 月、第 193 回国会（常会）提出）以降も継続して行っている取組等について、同報告と同様の記載内容としている部分がある。

第 1 部 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功及び大会を通じた新しい日本の創造に向けて

第 1 章 はじめに

（大会に向けた政府の取組の概況）

平成 30 年 3 月に 2018 年平昌冬季オリンピック・パラリンピック競技大会が閉幕し、次はいよいよ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）に世界からの関心が集まることになった。開催国として、2 年後に迫った大会を世界一の大会として成功させるとともに、将来に受け継がれる遺産（レガシー）を創出するため、その準備を加速させることが必要となる。

政府としては、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき平成 27 年 11 月に閣議決定した「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（以下「オリパラ基本方針」という。）に基づいて、各府省庁の関連施策を一体として確実に実行し、オールジャパンで取組を推進するために必要な措置を講じているところである。

その際、関係大臣等が緊密に連携し、政府一丸となって、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を加速させて取り組むとともに、大会の計画、運営及び実行に責任を持つ公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）、開催都市である東京都、競技会場が所在する地方公共団体、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と円滑な連携を図りつつ、大会に関連して政府が講ずるべき施策（以下「関連施策」という。）の立案と実行に取り組んできた。

（今回の大会の意義）

今回の大会は、より多くの国・地域から参加者を迎える、世界中の多くの人々が大会の意義と経験を共有できる歴史に残る大会にするとともに、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機としなければならない。こうしたことを実現しつつ、大会を成功に導くためには、様々な方々に様々な立場で、大会に何らかの形で関わってもらうことが重要である。

特に、パラリンピック競技大会の開催は、障害者の自立や社会参加を促す大きな力となる。「パラリンピック」という語は1964年東京大会の際に初めて使用されたものであり、夏季のパラリンピック競技大会が同一都市で2回開催されるのは、今回が史上初となる。政府としては、パラリンピック競技大会を成功させてこそ、大会全体の成功であるとの認識の下、これまでにない最高の環境を整え、世界中の障害者の方々に夢を与えるものとし、障害者スポーツの裾野を広げていくとともに、参加国・地域数についても、オリンピック競技大会との差が縮まるよう、過去最多となることを目指していく。

(運営の成功のための体制)

安全は我が国が世界に誇る価値であり、平和とスポーツの祭典たる大会の成功に不可欠なものである。他方、テロ事件が世界各地で多発し、サイバー攻撃の脅威も深刻さを増すなど、セキュリティ情勢は予断を許さない状況にある。また、自然災害にも十分な留意が必要である。このような情勢等を踏まえ、政府において、平成29年3月に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議セキュリティ幹事会において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver.1)」を、同年12月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を取りまとめたところである。これらに基づき、危機管理に万全を期していくための対策を推進していくこととしている。

また、大会期間中には、日本経済の中心地である東京において、多数の大会関係者及び観客の移動が見込まれるため、円滑な輸送は大会成功の鍵であり、アスリートや大会関係者、観客の輸送と一般交通を適切に共存させることは、日本経済にとっても大きな課題となる。こうしたことを踏まえ、政府としては、国民や企業等の理解と協力を得ながら、大会期間中の交通行動の見直しに関する機運醸成や合意形成を図るための場として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議」を平成29年5月に設置し、関係者間での議論を深めているところである。さらに、大会を契機として、多くの外国人の訪日が見込まれるため、税関・入国管理・検疫(以下「C I Q」という。)の体制強化等によって外国人旅行者の受け入れ体制の推進を図るなど、関係省庁等で連携した取組を進めている。

このほか、政府としては、大会運営の成功のため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(以下「オリパラ推進本部」という。)の下に、必要に応じ関係閣僚会議や関係府省庁連絡会議を設置し、政府一体での取組を推進して

いる。また、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携・情報共有を図っており、東京都との間では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に東京都との連絡協議会及び同幹事会を設置し、情報共有、意見交換を実施している。特に、パラリンピック競技大会については、競技の認知度向上や、オリンピック・パラリンピック一体としての認識の浸透、ユニバーサルデザインに基づく競技会場整備をはじめとして、過去最高の環境整備を進めるべく、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）の基準をもとにしたアクセシビリティ・ガイドラインに基づくユニバーサルデザインの街づくりや、心のバリアフリーに向けた取組等を推進している。

（「復興オリンピック・パラリンピック」・日本全体の祭典）

大会の重要な柱の一つは「復興オリンピック・パラリンピック」である。大会の開催により、世界各国から大会関係者及び観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まる機会を最大限いかし、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。このための具体的な取組の一つとして、大会の開催を契機として、国際社会から頂いた支援に対する感謝の気持ちを示す「復興『ありがとう』ホストタウン」を平成29年9月から新たに開始した。加えて、被災された方々を元気付け、震災復興の後押しとなるよう、大会における被災地産の食材等の供給や、被災地での聖火リレー・試合等を実施し、被災地や関係機関と連携を深め、その復興の姿を世界に向けて発信していくための取組を進めている。

大会は、競技が開催される自治体だけの祭典ではない。大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、北海道から沖縄まで、全国津々浦々にまで、その効果を行き渡らせ、地域活性化につなげる。具体的に、政府としては、大会を契機に来訪する大会参加国・地域と人的、文化的、経済的交流を行う地方自治体を「ホストタウン」として登録し、大会成功に向けた機運を高めるとともに、オールジャパンで地域活性化や観光振興等につなげることとしている。また、スポーツ、文化・クールジャパンその他の様々なイベントを通じてオールジャパンで日本の多様な魅力を対外発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図るとともに、外国人旅行者の地方への誘客拡大による観光振興、地方の企業、団体及び個人等の大会に関連した事業やイベントへの参画拡大等を推進する。具体的には、後述する「beyond2020 プログラム」等による全国各地での文化プログラムの推進に加え、平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく外国人旅行者の地方への誘客拡大等による観光振興、地方の企業、団体及び個人等の大会に関連した事業やイベントへの参画拡大等を推進しているところである。

また、大会が日本の魅力や日本が誇るべき価値を発信する絶好の機会であることを踏まえ、日本の強みである技術や全国各地の文化に根ざした資源等が幅広く活用されるよう、関係機関と緊密に連携を図っていくこととしている。

(有益な遺産（レガシー）の創出)

オリンピック憲章では、オリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）について、開催都市のみならず、開催国としても引き継ぐことが期待されている。1964年東京大会は、新幹線、首都高速道路、ごみのない美しい街並みなど、現在にも残る数々のレガシーが生み出された。今回の大会も、多くの先進国に共通する課題である高齢化社会、環境・エネルギー問題への対応に当たり、日本の強みである技術、文化をいかしながら、世界の先頭に立って解決する姿を世界に示し、大会を世界と日本が新しく生まれ変わる大きな弾みとする。「強い経済」の実現、文化プログラム等を活用した日本文化の魅力の発信、スポーツを通じた国際貢献、健康長寿、ユニバーサルデザインによる共生社会、生涯現役社会の構築に向け、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創りだす。

このため、政府としては、2020年（平成32年）以降を見据え、次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを認証するbeyond2020プログラムを平成29年1月から実施している。同プログラムの下では、これまで、伝統的な芸術や、最先端技術を用いた各種アート、食文化、祭りなど、全国各地の様々な文化をいかした事業について、約4,000件が認証されている。さらに、大会を機に訪日する多くの外国人に対して日本の魅力を発信するため、選手村等における日本食の提供や国産食材の活用に加え、多様な食文化への対応等の推進、競技会場における木材利用の推進等について、関係府省庁が連携して取り組んでいるところである。

また、大会を契機として、子供から大人まで、障害の有無に関わらず互いの尊厳を大切にしあう社会を実現することとし、建築物や公共交通機関など物理的なバリアフリーばかりではなく、心のバリアフリーを社会全体に拡大し、大会後のレガシーとして我が国の文化の中に共生社会をしっかりと根付かせていく。こうした観点から、平成29年2月に「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において策定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、共生社会実現に向けた取組を進めるとともに、平成30年1月には同閣僚会議を開催し、取組の加速化に向け、進捗の確認を行ったところである。さらに、地域主導でも共生社会の実現に向けた取組を加速すべく、「共生社会ホストタウン」を平成29年11月に新たに開始し、地方自治体がパラリンピアンとの交流をきっかけに、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーを推進することを支援している。

これらの取組に加え、大会に向けた技術開発の前倒しによるイノベーションの創出、後述するSport for Tomorrowプログラム等スポーツを通じた国際貢献、誰もがスポーツを楽しめる環境の整備や受動喫煙対策等を通じた健康増進など、大会を通じた新しい日本の創造に向けた様々な取組を推進しているところである。

第2章 基本的な考え方とこれに基づく政府の取組の進捗状況

オリパラ基本方針において、政府は以下の基本的な考え方に基づき、関連施策の立案と実行に取り組むこととしている。

- (1) 国民総参加による「夢と希望を分かち合う」大会の実現
- (2) 次世代に誇れる遺産（レガシー）の創出と世界への発信
- (3) 政府一体となった取組と関係機関の密接な連携の推進
- (4) 明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行

このうち、(1)の取組状況については第1章において記載したところであり、(2)については第4章において詳述することとし、本章においては(3)及び(4)の基本的な考え方に基づく政府の取組の進捗状況について記載する。

(政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進)

オリパラ基本方針においては、基本的な考え方として「大会の成功のためには、国、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠である」とされており、前述のとおり、政府として、大会組織委員会、東京都その他の関係機関と円滑な連携を図りつつ、関連施策の立案と実行に取り組んできたところである。

大会については、東京都が大会を招致し開催する責任を負っている。したがって、その準備に当たっては、東京都が主導的な役割を果たす一方、国は東京都及び大会の運営主体である大会組織委員会の取組をバックアップする立場となる。

国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省庁に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するためには必要な措置を講ずるため、政府一体となって、オリパラ基本方針に基づき施策を総合的に推進しているところである。

また、ラグビーワールドカップ2019に關係する施策については、大会と共に通する施策が含まれることから、連携して準備を進めている。

(明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行)

オリパラ基本方針においては、基本的な考え方として「政府は、明確なガバナンスの確立に向け、関係機関と円滑に連携し、オープンなプロセスにより意思決定を行う。また、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、関連施策については、事業の進捗と効果を点検することを通じて効率的・効果的に実行し、施策に要するコストをできる限り抑制するとともに、大会の確実な成功に向けた取組を加速することとされている。

この基本的な考え方に基づき、政府としては、オリパラ推進本部及び同本部の下に設置された各種会議の議事概要及び資料を原則公開することにより、オープンなプロセスによる意思決定を行ってきたところである。

なお、オリパラ基本方針に基づく関連施策やその進捗状況については、平成 28 年 6 月に改正された特措法に基づき、政府は、大会が終了するまでの間、おおむね 1 年に 1 回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出することとされたところであり、大会の円滑な準備及び運営に関するより高い説明責任を果たすため、改正法に基づく第 1 回の国会報告を平成 29 年 5 月に行ったところである。本報告は、同法に基づく 2 回目の報告となる。

(2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算)

政府が大会の成功のために行う関連施策のうち、以下①及び②に該当するものについては 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算（以下「オリパラ関係予算」という。）として整理している。

- ①大会運営又は同大会の開催機運の醸成や成功に資すること
- ②大会招致を前提に、新たに、又は、追加的に講じる施策であること

各府省庁がオリパラ基本方針に基づいて関連施策の実効性を担保し、その進行管理に資するよう、オリパラ基本方針の策定後に編成された平成 28 年度当初予算以降、オリパラ関係予算の取りまとめを行い、その内容及び予算額を公表している。これまでのオリパラ関係予算額は、平成 28 年度当初予算約 167 億円、同補正予算約 163 億円、平成 29 年度当初予算約 201 億円、同補正予算約 316 億円、平成 30 年度予算約 281 億円となっている（オリパラ関係予算の詳細については参考資料 1 参照）。

オリパラ関係予算として整理される政府の施策としては、例えば、以下の日本選手の競技力向上、大会開催に伴う警備、パラリンピック競技大会の開催準備に関するものが挙げられる。このような施策を通じ、大会での日本選手の活躍を支えるとともに、大会中の安全を確保、パラリンピック競技大会の着実な準備など、大会の成功に寄与する取組を行っている。

・競技力向上事業

大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。

・ナショナルトレーニングセンターの拡充整備

大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るため、NTC を拡充整備する計画を進める。

- ・警察における各種部隊の資機材の整備

大会中の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、各種部隊の事案対処能力の向上を図る。

- ・東京パラリンピック競技大会開催準備

大会開催経費のうち、平成29年5月の関係者（東京都、大会組織委員会、国、会場所在自治体）間の合意（後述参照）を踏まえ、国の経費分担として、パラリンピック競技大会開催準備に必要な経費の一部を負担する。

（大会組織委員会による経費試算と役割（経費）分担）

大会経費については、平成28年12月、大会組織委員会が全体像を初めて明らかにし、総額が1兆6,000億円～1兆8,000億円（予備費1,000億円～3,000億円を含む。）に上るとの試算を公表した。ただし、その分担が定まっておらず、その後、東京都を中心に関係者が協議を進めていくこととなった。

その結果、平成29年5月、東京都、大会組織委員会、国、競技会場が所在する自治体（※）の四者が、大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向（以下「大枠合意」という。）に合意した。この中で、国の役割（経費）分担は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、オリパラ基本方針等に基づき関連施策を実施することを基本原則としつつ、大会経費については、パラリンピック経費の4分の1相当額を負担するほか、新国立競技場の整備を既定の方針に基づき進めることとされた（大枠合意の内容については参考資料2参照）。なお、公費負担の対象となるパラリンピック経費については、大会組織委員会、東京都及び国がそれぞれ2：1：1の割合で負担することとなった。

（※）競技会場が所在する自治体

北海道、札幌市、宮城県、福島県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市、静岡県（平成29年5月の大枠合意当時）。その後、平成29年9月に茨城県が追加された。

平成29年12月、大会組織委員会は大枠合意や大会準備の進捗に基づき精査・更新した大会経費の試算を発表した。総額は1兆3,500億円となり、平成28年12月の試算に比して1,500億円削減され（予備費を除く。）、大枠合意に基づき、大会組織委員会が6,000億円、東京都が6,000億円、国が1,500億円を負担する試算となっている。なお、パラリンピック経費は総額1,200億円と試算され、その4分の1相当額が国の負担分であることを踏まえ、平成29年度補正予算に所要額300億円を計上し、大会の円滑な準備に万全を期したところである。

大会経費については、今後、大会準備が進展し具体化する中で見直しが行われ、大会組織委員会は大会の開始まで1年ごとに更新し公表することとしている。大会経費

の精査に当たっては、選手が最高のパフォーマンスを発揮できる環境を整備し確保する一方、大会を国民の理解を得て祝福される大会とするためにも、可能な限り経費縮減に取り組むことが不可欠である。大会組織委員会は今後とも経費縮減と収入増に努めることを表明しているほか、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）から更なる経費縮減を要請されていることも踏まえ、国としても、大会組織委員会及び東京都と連携しつつ、経費の縮減に向けた取組に協力することとしている。

第3章 大会の円滑な準備及び運営に向けた取組の状況

大会の確実な成功に向けて、大会に参加する全てのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、セキュリティの万全と防災・減災等の安全安心の確保、アスリート、観客その他の関係者の円滑な輸送のための措置、暑さ対策・環境問題への配慮及び大会のメインスタジアムとなる新国立競技場の整備に取り組んでいる。また、日本人アスリートの活躍を通じて国民を感動の渦に巻き込めるよう、オリンピック・パラリンピックの一体的な競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及に取り組んでいるところである。

また、大会の前年に開催されるラグビーワールドカップ 2019 は、大規模かつ国家的に重要な国際競技大会であること、ラグビーワールドカップ 2019 の準備及び運営が、翌年に開催される大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることから、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 27 年法律第 34 号）を踏まえ、政府として必要な支援に努めるとともに、セキュリティの万全と安全安心の確保、外国人受入れのための対策など、共通する施策について連携して準備を進めているところである。

なお、セキュリティの万全と安全安心の確保及び円滑な輸送の実現に向けては、競技会場や選手村等が東京都心を中心として広範囲に分散しており、かつ、長期間にわたって競技が実施されることから、国民生活や経済活動等への影響にも配慮しつつ、準備を進めているところである。また、これらの実施に当たっては、大会の盛り上げとのバランスを図っていく必要がある。

①セキュリティの万全と安全安心の確保に向けた取組の状況

「世界一安全な日本」の創造に向けた政府を挙げての戦略的・総合的な取組を進めるほか、時々刻々変化する各種脅威への対処とスポーツの祭典であることとの調和を図り、全ての大会関係者、観客及び国民が安心して大会を楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施しているところである。

大会のセキュリティ全般については、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議」の下で開催されている「セキュリティ幹事会」において、平成 29 年 3 月、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大

会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver. 1）」を決定した。同戦略においては、その基本的な考え方として、大会の安全・円滑な準備及び運営、継続性の確保とともに、テロ等の未然防止とサイバー攻撃によるものを含めた緊急事態への的確な対処を掲げている。また、大会期間中における関係機関との 24 時間の連絡・調整態勢を確保するため、「セキュリティ調整センター（仮称）」を内閣官房に設置することとしているほか、平成 29 年 7 月には、大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置した。

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・集約・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進してきたところである。具体的には、国際組織犯罪防止条約の国内担保法である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 67 号）が平成 29 年 6 月に成立し、同年 7 月に施行され、同条約を締結した。また、平成 29 年 12 月に決定された「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」に基づき、「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員を増強するとともに、平成 30 年夏に「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用することとするなど、国際テロ情報の収集・集約・分析等の体制・能力を強化しているほか、事前旅客情報（A P I）に加え、多くの航空会社から乗客予約記録（P N R）を、輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）を通じて電子的に取得することを開始するとともに、入国審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を開始するなど、水際対策のより効果的・効率的な推進を図ってきた。さらに、テロや災害発生時における対処能力の向上を図るため、各種部隊の実戦的訓練を反復して実施するとともに、N B C（核・生物・化学物質）テロ対策を強化するため、特殊災害小隊等の緊急消防援助隊の増強・強化、大型除染システム搭載車両の配備等を進めたほか、生物・化学テロ等に備えワクチンなど医薬品の備蓄を行うとともに、事業者による食品テロ防止対策の検討を行っている。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施するほか、サイバーセキュリティ対処調整センター（政府オリンピック・パラリンピック C S I R T（Computer Security Incident Response Team）：関係府省庁、大会組織委員会、東京都等との緊密な連携の下、サイバーセキュリティに係る脅威・事案情報の共有等を担う中核的組織）の構築に向け、平成 28 年度は、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を関係府省庁が、大会組織委員会、東京都等と協議の上、決定し、これを踏まえ、平成 29 年度には、サイバーセキュリティ対処調整センターを、平成 30 年度末を目指して構築、運用開始することとした。また、重要サ

ービス事業者の対象を拡大し、リスク評価の取組を継続し、同評価に基づく対策の実施を促進したほか、大会全般にわたる横断的なリスクの評価に向け、その評価手法の検討を進めた。

防災・減災対策については、国土強靭化を着実に進めるとともに、首都直下地震、台風、豪雨をはじめとする各種災害発生時における大会関係者及び観客の避難誘導等の対策を検討、推進することとしており、首都直下地震対策としては、既に、災害発生時に、即座に各防災関係機関が円滑かつ迅速に災害応急対策活動に当たれるよう平成28年3月には、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定しており、平成28年度以降、実践的な防災訓練等を実施し、計画内容の検証や実効性の向上に向けた取組を進めている。一方、避難誘導対策としては、平成28年3月には、「災害種別避難誘導標識システム」等として日本工業規格（JIS）を制定したところであり、関係府省庁等が連携し、外国人観光客等の避難誘導の強化に資するよう、国際標準化に努めるとともに、継続して、周知・普及活動を推進したところである。

感染症対策については、中東呼吸器症候群（MERS）等の海外の感染症発生動向を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制を整備するとともに、サーベイランスの強化などの国内の感染症対策を推進してきたところであり、具体的には、結核・風しん等の対策を進めている。あわせて、食中毒予防策としては、夏期の一斉取締りや食品衛生月間の監視・指導等を継続的に実施するとともに、食品の製造・加工工程のあらゆる段階の取組によって製品安全を確保するHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）に沿った衛生管理の制度化に向けた検討を進めるとともに、衛生管理の更なる普及・推進を実施してきたところである。

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策に向けた取組の状況

大会の成功のためには、大会関係者と観客の円滑な輸送を実現するとともに、経済活動や市民生活への影響を最小化することが極めて重要である。このため、大会組織委員会、東京都、関係自治体、国、輸送関係業界等で構成される「輸送連絡調整会議」において、輸送ルートの設定、観客の輸送対策等についての調整を進めており、特に、関係者輸送については、道路網を使い専用車両により行われることから、経済活動や市民生活に配慮したルート設定や、交通総量を抑制するための諸対策を推進するなど、大会の開催が経済活動や市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう検討している。

さらに、大会輸送と一般交通とが適切に共存できるよう、平成29年5月に、国、大会組織委員会、東京都、関係自治体、経済団体等で構成される「2020交通輸送円滑化推進会議」を設置し、大会期間中の国民・企業等の交通行動や働き方等の見直しに関する機運醸成や合意形成を図るため、経済界等と一体となって全国的な視野で検討を進めている。大会輸送車両については、大会開催時と同等規模での運行演習が困難であることも踏まえ、各主体における交通行動の見直しと、試行の積み重ね等を実施

していく必要がある。このため、関係省庁間における情報共有及び関連業界への情報提供や交通行動の見直しに関する取組の働きかけ等を通じて、東京都、大会組織委員会、経済界の取組推進への協力をを行うこととしている。

あわせて、大会期間中に首都圏の交通の状況を一体的に管理するため、東京都では、大会組織委員会や交通管理者、道路管理者等で構成される輸送センターの設置に向けた準備を進めている。事故発生時にも、迅速かつ臨機の対応を行うこと等により、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えつつ、大会における円滑な輸送が実現するよう、国としても、しっかり協力しているところである。

道路輸送インフラの整備として、臨海部における既存の第二航路海底トンネルに並行して、臨港道路南北線を建設しており、2020年（平成32年）までの供用を目指して取り組んでいるほか、首都高速道路湾岸線東京港トンネルに並行する国道357号線東京港トンネルの西行き（海側）が平成28年3月に開通し、東行き（山側）についても平成30年度までに完成させるべく整備を推進しているところである。なお、平成30年3月には、首都高晴海線が開通した。

また、外国からアスリート、大会関係者、観客が来日することから、円滑な出入国を実現することは、大会の成功のみならず、2030年（平成42年）の訪日外国人6,000万人達成に向けたレガシーにもなる。

円滑な出入国の実現に向けて、平成28年12月に設置された「出入国に関する関係省庁等連絡会議」において、大会の一時的な需要の精査や処理能力の検証を行い、その結果を踏まえた体制強化の必要性について検討を行った。さらに、開会式や閉会式の前後には、要人を含む特別対応が必要な多くの関係者やパラリンピック選手団等が短期間に出入国するなど、大会特有の事情を考慮しつつ、空港における関係者の動線分離等の対応を行う必要があり、C I Q関係省庁をはじめとした関係者と課題への対応やその進捗管理を行っているところである。平成29年度には、543人のC I Q職員を増員するなど体制強化に向けた取組も進めている。平成29年10月には、羽田空港の上陸審査場に顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」3台を先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始したところであり、今後、対象空港を拡大することとしている。

また、首都圏空港の機能強化について、羽田空港については、飛行経路の見直しに向け、航空保安施設や誘導路等の施設整備、騒音対策、落下物対策等を進めるとともに、地域への丁寧な情報提供を実施する一方、成田空港については、引き続き高速離脱誘導路の整備等を進め、2020年（平成32年）までに首都圏空港の空港処理能力を年間約8万回拡大するための取組を推進しているところである。

さらに、外国人の受入れのための対策として、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」に設置された小売プロジェクトチームを通じた小売業における多言語化の推進等の多言語対応の強化、一般社団法人公衆無線L A N認証管理機構の会員事業者間の連携により、20万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスなWi-Fi接続を実現するなどの利用開始手続の簡素化や地方公共団体、宿

泊施設、観光案内所、公共交通機関等における整備支援等を通じた無料公衆無線 LAN の利用促進に向けた取組のほか、社会全体の ICT 化、宿泊施設の十分な供給確保に向けた対策の一つとして平成 29 年 6 月に成立した「住宅宿泊事業法」（平成 29 年法律第 65 号）による「民泊」の活用、美しい都市環境の創出や道路の防災性向上等の観点による無電柱化、海外発行クレジットカード等の決済環境等の改善に向けた実証実験、案内用図記号の国内規格（JIS）の変更・追加等に取り組んでいる。また、医療機関における外国人患者受入れ体制の整備として「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMPI : Japan Medical Service Accreditation for International Patients）」の拡大や医療機関における医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置、院内案内表示の多言語化等の支援のほか、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の更なる充実に取り組んだ。外国人来訪者等への救急・防災対応として、救急車利用ガイドの多言語対応、電話通訳センターを介した三者間同時通訳の導入による 119 番通報時等の多言語対応のほか、平成 29 年 4 月から消防本部に対して多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の提供を開始した。

③暑さ対策・環境問題への配慮に向けた取組の状況

大会が暑さの厳しい時期に開催されることから、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備することは極めて重要である。このため、平成 27 年 9 月に関係府省庁、東京都及び大会組織委員会で構成される「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」において策定した「東京 2020 に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」に基づき、ハード・ソフト両面からの暑さ対策を推進しているところである。競技会場等の暑さ対策については、「アスリート・観客にやさしい道の検討会」において、総合的な道路空間の暑熱対策の今後の方向性を取りまとめ、取組を進めた。また、実際の暑熱環境の調査等に基づき、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定した。外国人への熱中症等関連情報の発信については平成 29 年 6 月に策定した「外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画」に基づき、順次情報発信を進めた。また、大会期間中の暑さ対策の検討材料とするとともに、より効果的な熱中症予防情報の発信を行うため、平成 29 年度に、競技会場等において暑さ指数（WBGT）に関する調査を行った。救急医療体制については、スマートフォン等を活用した救急通報の多様化の検討、多言語音声翻訳アプリ救急ボイストラを用いた救急活動の促進、医療機関における外国人患者受入れ体制の整備を進めた。暑さ対策に係る技術開発については、ゲリラ豪雨の早期予測を可能とする高速三次元気象レーダを平成 29 年 12 月に設置したほか、高精度な降雨量予測技術の確立に向けた実証実験を行った。

また、大会における持続可能性を実現するため、日本が保有する省エネルギー・環境関連の技術の活用をはじめとする環境等への配慮を通じて、大会の二酸化炭素等の排出量削減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）促進をはじめとする環境負荷低減に向けた取組を推進してきたところである。例えば、燃料電池自動車や燃料電

池バスの導入、水素ステーションの整備に対し支援を行った。また、海外から来訪される観客等による廃棄物の分別を推進していくため、外国人にとっても分かりやすい試行用分別ラベルを作成し、効果検証を行った結果を踏まえ、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス」を策定するとともに、同ガイダンスを関係自治体等関係団体に対して周知を行った。

④ メダル獲得へ向けた競技力の強化に向けた取組の状況

JOC及びJPCが設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、日本人アスリートが、大会において最高のパフォーマンスを発揮し、過去最高の金メダル数を獲得するなど優秀な成績を収めることができるように、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及びJ-STARプロジェクト等による次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化の支援、スポーツ医・科学、情報分野の多方面からの専門的かつ高度な支援体制の構築に努めるとともに、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築に取り組んでいる。

平成29年3月に文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」や平成28年10月にスポーツ庁が策定した「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）-2020年以降を見通した強力で持続可能な支援体制の構築-」に基づき、平成29年度には独立行政法人日本スポーツ振興センターのハイパフォーマンスセンターにJOC、JPCを含めた協働チームを設置し、競技団体の強化戦略プランの各段階で多面的にコンサルテーション・モニタリングを実施したほか、ハイパフォーマンスセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等を開発するための体制を整備し開発に着手するとともに、各種情報を一元管理し、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築等による取組を進めた。また、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用による一体的な強化拠点として整備充実を図るため、NTC拡充棟の整備を進めたほか、新たにオリパラ共同利用1施設のNTC競技別強化拠点を指定するなどの取組を推進した。

⑤ アンチ・ドーピング対策の体制整備に向けた取組の状況

競技の公平・公正性を確保するため、アンチ・ドーピング対策を強化する必要がある。大会時には、世界各国から多くの選手が来日することもあり、多くの検査が必要となることに加え、組織的なドーピングが国際的に問題になったことを踏まえると、世界ドーピング防止機構（WADA：World Anti-Doping Agency）や公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA：Japan Anti-Doping Agency）とも連携しつつ、競技者等に対する研修、ドーピング検査員の育成、検査体制の強化等の万全の体制整備を行うとともに、スポーツの価値・インテグリティ（高潔性）を更に高めようとする国際的な取組に貢献することが必要であり、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化を支援することが必要である。平成28年度に、「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」において、ドーピング検査の実効性の向上、教育

活動の充実・強化、研究活動の充実・強化、組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与等に関して論点の整理を行い、取りまとめた報告書に基づき、平成 29 年度においては、国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成、ドーピング通報窓口の運用開始などのインテリジェンス共有体制の構築に向けた基盤整備、大学等の研究機関の連携による研究開発事業の推進等の取組を進めた。

⑥新国立競技場の整備に向けた取組の状況

大会のメインスタジアムとなる新国立競技場については、世界の人々に感動を与える場となるよう、平成 27 年 8 月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定した「新国立競技場の整備計画」に基づき、アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさを基本理念として、大会に確実に間に合うよう着実に整備を進めることとしており、平成 28 年 12 月から本体工事を開始した。平成 31 年 11 月の完成に向け、引き続き着実に取組を進めているところである。

⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成に向けた取組の状況

オリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成するため、全国各地でオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいる。平成 28 年 7 月に、オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議において取りまとめた「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて」に基づき実施している、スポーツ及びオリンピック・パラリンピック競技大会の意義、価値、歴史に対する国民の理解・関心の向上、障害者を含めた多くの国民の生涯にわたるスポーツへの主体的な参画の定着・拡大、若者に対するこれからの社会に求められる資質・能力の育成について推進を図るための「オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業」について、平成 28 年度は全国 12 府県において、平成 29 年度には全国 15 府県 5 政令市において、教員向け研修、オリンピアン・パラリンピアンとの交流事業、市民セミナーの開催、パラリンピック体験授業の開催などのオリンピック・パラリンピック教育を推進した。あわせて、スポーツの記録と記憶を後世に残すため、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブの在り方について調査研究を実施した。

さらに、官民連携のもと、Sport for Tomorrow プログラムを通じて、開発途上国をはじめとする 100 か国以上、1,000 万人以上に、スポーツの価値及びオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めるため、スポーツ分野での国際貢献・交流事業を行うこととしている。スポーツ庁では、例えば、学校体育教育の質の向上に向けた専門家の派遣、運動会やラジオ体操等のスポーツイベントの開催支援を実施するなどの取組を進めてきたほか、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピ

ング推進体制の強化支援、パラリンピック未参加国・地域等の支援の取組を進めた。外務省においては、開発途上国への支援の一環として、スポーツ関連施設の整備や器材供与、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）によるボランティアの派遣、技術協力等を継続的に実施してきたほか、平成27年度からスポーツ外交推進の観点から取組を実施している「スポーツ外交推進事業」を通じて、平成29年度においてもスポーツ選手や指導者等の招へい・派遣、スポーツ器材輸送支援等の取組を実施した。

また、全国でより多くの方々が大会に関連した取組に関わっていくことができるよう、大会の運営や地方における海外からの来訪者の受入れなどの各種ボランティア活動等への機運醸成を図ることとしているほか、外国人観光客への道案内や、障害者・高齢者等への支援の意思を持つ人々によるサポートの輪を全国に広げていくため、中学生以上の者を対象として、異文化交流に向けた心構えや、心のバリアフリーを学ぶことができるアニメーション動画について、異文化交流に係る有識者や、障害当事者等の参画の下作成した。

⑧その他

大会の開催に向け、オリンピック・パラリンピックを一体として機運を醸成するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣を発行することについて、平成28年7月に閣議決定した上で、同年10月には2016年リオデジャネイロ大会の終了後に日本では初の試みとして開催都市の引継ぎをテーマとする記念貨幣を発行した。さらに、一連のシリーズとして今後大会開催直前までに4回に分けて30種類程度を発行する方針を取りまとめた上で、平成30年2月にはその第一次発行分のデザイン等について公表した。平成29年10月からは、大会の開催を記念し、オリンピック・パラリンピックを一体とした特別仕様自動車ナンバープレートの交付を開始した。

第4章 大会を通じた新しい日本の創造に向けて

1964年東京大会は、新幹線、首都高速道路、ごみのない美しい街並みなど、現在にも残る数々の遺産（レガシー）が生み出された。

今回の大会も、多くの先進国に共通する課題である高齢化社会、環境・エネルギー問題への対応に当たり、日本の強みである技術、文化をいかしながら、世界の先頭に立って解決する姿を世界に示し、大会を世界と日本が新しく生まれ変わる大きな弾みとし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創出するため、様々な取組を行っているところである。

（1）大会を通じた日本の再生

①被災地の復興・地域活性化

東日本大震災から丸7年が経過した。大会開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まるこの機会を国全体で最大限にいかし、「復興オリンピック・パラリンピック」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。これを通じて、被災地における生業の再生や観光の振興等に寄与するとともに、世界中から差しのべられた支援に対する感謝の意を伝える。

平成27年9月末、IOCに提案する追加種目案を大会組織委員会が決定した際に、被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、政府から大会組織委員会に対し要望等を行った結果、平成29年3月、IOC理事会において、野球・ソフトボールの競技会場の一つとして福島県営あづま球場（福島市）が正式に承認されたほか、被災地を駆け抜ける聖火リレーの実現に向けては、国も参画する大会組織委員会主催の聖火リレー検討委員会において、全都道府県を回ること、被災地を丁寧に回ること等を求め、平成29年7月にはIOCに提案するオリンピックの聖火リレーコンセプトを、平成29年12月にはIPCに提案するパラリンピックの聖火リレーのコンセプトを決定した。引き続き、被災3県や関係機関と連携を深め、取組を進めているところである。

このほか、平成29年3月に開設した、復興庁ホームページにおける「復興ポータルサイト」において、復興の情報とともに、被災地における大会に関連するイベントや事前キャンプ等の情報発信を進めた。

さらに、平成29年3月に、大会組織委員会が策定した、持続可能性に配慮した調達コードにおいて、調達の際の被災地の復興への配慮について明記されたほか、平成30年3月に大会組織委員会が策定した、飲食提供に係る基本戦略においても、被災地食材を活用したメニューを提供し、高品質な食材を生産できるまでに復興した被災地域の姿を発信することや被災地食材の安全性に関する適切な情報発信を行うことが明記された。

スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現の観点から、大会を契機に来訪する大会参加国・地域の方々との交流を通じ、地域の活性化や特色ある地域づくりを目指す地方公共団体を「ホストタウン」として登録することとし、平成28年1月より登録を開始した。同年6月、12月、平成29年7月、12月、平成30年2月と合わせ6次にわたる登録を経て、平成30年2月現在、218件が登録され、関係する自治体は288、相手国・地域の数は83まで拡大した。さらに、平成29年9月には、被災3県において、国際社会からの支援に対する感謝の気持ちを表す「復興『ありがとう』ホストタウン」の取組を開始し、平成30年1月現在、13件が決定されている。

あわせて、事前キャンプ誘致については、大会組織委員会が、国を含む関係者と連携して平成27年1月に事前キャンプ地の候補地ガイド（紹介リスト）掲載に係る応

募集要領を公表した。同年4月から平成30年9月まで自治体からの登録申請登録を受け付けており、既に登録要件を満たした候補地のリストについて、「TOKYO2020事前キャンプガイド」として、2016年リオデジャネイロ大会の開会に合わせて平成28年8月から大会組織委員会ホームページ上において日本語・英語・フランス語で公開されている。

また、大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等と連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

②日本の技術力の発信

大会開催により、日本が世界中の注目を集め、我が国の最新技術によって課題解決した社会の姿を世界へ発信することが可能となる。これにより、我が国産業の世界展開や海外企業の対日投資等を喚起し、我が国の経済成長を強力に推進して「強い経済」の実現につなげていくことが重要である。このため、大会に向けて技術開発を前倒しで進めるとともに、大会を通じて日本の強みである技術をショーケース化して世界に発信しつつ、大会後のイノベーションにもつながるレガシーを形成していく。

大会に向けた科学技術イノベーションの取組全般については、2020年(平成32年)に日本から世界に科学技術イノベーションの成果を発信する9つのプロジェクト(スマートホスピタリティ、次世代都市交通システム、ゲリラ豪雨・竜巻事前予測等)を設定して平成28年4月に取りまとめた「事業計画」(平成29年11月改定)に基づき、官民一体となって技術開発、社会実装を進めているところである。

このほか、水素社会の実現に向けては、平成29年度においても営業用路線で運行される燃料電池バス3台の導入を支援するとともに、10か所の商用水素ステーションの新設等のインフラ整備を支援した。また、燃料電池自動車及び水素ステーションの普及拡大を図るために低コスト化等に向けた技術開発や規制見直しを行うとともに、業務・産業用燃料電池の技術実証を進めている。さらに、平成28年9月に福島新エネ社会構想実現会議において取りまとめた「福島新エネ社会構想」に基づき、福島で再生可能エネルギーから水素を製造し、これを福島県内のみならず大会開催時に東京で活用するという構想の実現に向けて取組を進め、平成30年夏頃の水素製造工場の建設開始に向けて、土地の造成作業を進めているところである。

革新的エネルギー・マネジメントシステムの確立に向けては、太陽光発電や蓄電池など、多数の電力需要家側のエネルギー・リソースをIoT技術により統合制御するエネルギー・リソース・アグリゲーションについて、エネルギー・リソースを遠隔制御するための通信規格の整備やサイバーセキュリティに関する議論を進めるとともに、蓄電池等を統合制御する実証を引き続き実施した。また、電力システム改革の進捗に合わせ、ピーク時間帯の電力需要抑制策として、ディマンド・リスポンスの一つであるネガワッ

ト取引の更なる普及に向け、ネガワット取引ガイドラインを改定するなど、平成 29 年 4 月にネガワット取引市場を創設した。

自動走行技術を公共バスに活用した次世代都市交通システム（A R T : Advanced Rapid Transit）の実現に向けては、平成 28 年 4 月に所要の技術開発と実証に向け、内閣府、東京都、関係企業の間で今後の協力に関する覚書を締結し、これら関係者間で連携しつつ、平成 29 年度は、正着制御技術や公共車両優先システム（P T P S : Public Transportation Priority Systems）を用いた運用技術についての実証実験を実施した。

先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現に向けては、平成 27 年度に発足したユニバーサル未来社会推進協議会の下、平成 28 年度は千葉市幕張や、東京都渋谷区においてワーキンググループを設置し、地方自治体の主体性を重視した取組を進め、平成 29 年度に開催した「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」においては、名古屋市等と連携し、先端ロボット技術の取組についての周知を行い、2020 年（平成 32 年）の体験フィールド構築に向けた取組を推進している。

訪日外国人の属性情報等を事業者・地域間で共有・活用して質の高いサービス、決済環境を提供するための共通基盤である「おもてなしプラットフォーム」を構築するため、平成 28 年 10 月から 3 地域でサービス実証を実施し、また、平成 29 年度は、各地域の事業者が得られる訪日外国人旅行者の属性や行動履歴等に関するデータを全国統合的に蓄積・利活用できるプラットフォームを構築し、10 地域においてデータを収集するとともに、当該プラットフォームにおいてデータを集計し、訪日外国人旅行者の行動傾向等を分析する実証を行い、社会実装に向けた取組を推進した。

さらに、大会組織委員会が取組を進めている「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）に基づく取組のノウハウを元に、適切な回収方法を提案するなどの協力を進め、平成 29 年 4 月から平成 30 年 1 月までの累計で、携帯電話約 266 万台、小型家電約 8,915t の回収を実現した。引き続き、このプロジェクトの周知・PR 等を支援することで、オリンピック・パラリンピック競技大会史上初のリサイクルメダル製作を実現し、我が国のリサイクル技術や 3R 意識の高さを国内外に発信する。

これらに加え、大会を通じて日本の強みである技術をショーケース化して世界に発信していくため、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と国との共催により、企業規模を問わずに世界最先端の日本の技術等を集め、「企業合同技術展示会・カウントダウンショーケース」を、平成 29 年 12 月に東京、平成 30 年 3 月に大阪で開催した。今後、大会に向けて定期的に開催することとしている。

③外国人旅行者の訪日促進

平成 28 年 3 月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を 2020 年（平成 32 年）に 4,000 万人とする等の目標を設定しており、これまでの取組により、平成 29 年は

2,869万人に達したところである。

2020年（平成32年）までの次期開催国として注目される期間に、明日の日本を支える観光ビジョン等に基づき、多言語対応等を含めた外国人受入れのための対策及び在外公館等を活用した日本の多様な魅力の発信と連動しつつ、大会後も見据えた訪日プロモーション等を推進することにより、大会のレガシーとして、2030年（平成42年）の訪日外国人6,000万人に向けた基盤となる受入れ体制を整備する。

具体的には、大会の成功に向けて、多言語対応協議会において策定された「多言語対応の基本的な考え方」に基づく取組を進め、「新宿ターミナル協議会」における新宿駅の案内サインの改善を進めてきたほか、平成29年6月には、「小売プロジェクトチーム」を設置し、小売業における多言語化を推進した。また、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を通じた無料Wi-Fiの普及や利用開始手続の簡素化等ICT環境の整備に取り組んできた。さらに、医療機関における外国人患者受入れ体制の整備、外国人・障害者をはじめとする多くの方々が競技会場に集まる状況における救急・防災対応等を進めている。今後、大型クルーズ船の宿泊施設としての活用（ホテルシップ）や、民泊等の活用を進めることにより、大会期間中に十分な宿泊施設の確保がなされるよう取組を進めるとともに、大会後の全国各地での大規模イベント誘致を可能とする。また、一連の魅力ある観光地をネットワーク化した広域観光周遊ルートの形成（全国で11のルートの形成計画を認定済）、観光地域づくりの戦略策定や実施の調整を行う法人であるDMO（Destination Management Organization）の形成・育成等により、大会後も含め、訪日外国人旅行者を地方へ誘客するための施策により大会の開催効果を東京のみならず広く地方に波及させるための取組を進めた。欧米豪市場を中心として、訪日促進のための「Enjoy my Japanグローバルキャンペーン」を開始したほか、全国の広域観光周遊ルートにおいて、地域の観光資源をいかした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等の更なる充実に向けた取組を支援し、訪日プロモーションの戦略的高度化、大会開催効果の地方への波及に向けた取組を進めた。

また、大会の円滑な開催、さらにはその先を見据え、首都圏の国際競争力の強化、増加する訪日外国人旅行者の受入れ等の観点から、羽田空港の飛行経路の見直し、成田空港の高速離脱誘導路の整備等により、2020年（平成32年）までに首都圏空港の空港処理能力を年間約8万回拡大するための取組を推進している。CIOの体制強化としては、平成29年度に全国で543人の増員を図った。さらに、平成28年12月に設置された出入国に関する関係府省等連絡会議において大会時の特別対応について検討を進めている。

さらに、東京都と連携した競技会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進し、河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援し、平成29年度においても、引き続き取組を推進し、民間事業者等様々な関係者の主体的取組を促している。

(2) 日本文化の魅力の発信

①日本文化の魅力の発信

大会開催は、日本が持つ文化の魅力を育み、発信し、継承していくための絶好の機会である。この機会に、2020年（平成32年）以降を見据え、成熟社会にふさわしい次世代に誇れる文化レガシーを創出し、眞の「文化芸術立国」実現を目指すこととし、取組を進めている。政府全体で文化関連施策を横断的に取り扱う体制を整えるため、平成29年3月に内閣官房に「文化経済戦略特別チーム」を発足させ、平成29年12月に、文化と産業・観光等他分野が一体となって新たな価値を創出し、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、持続的な発展につながる好循環を構築することを目指した「文化経済戦略」を取りまとめた。

大会に向けて関係府省庁、政府関係機関、自治体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連携等を目的として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」（以下「連絡・連携会議」という。）を平成27年11月に設置し、これまでに6回開催し、国際化や共生社会への対応といったレガシーの創出に資する文化プログラムを、大会開催地にとどまらず全国に浸透させるとの方向性を共有した。また、平成29年3月に連絡・連携会議の下に、「事業実施推進プロジェクトチーム」を設置し、これまでに3回開催した。引き続き、2020年（平成32年）に向けた文化プログラムを構成する事業の実施について、関係機関相互の調整を進めていく。

平成28年度に続き、平成29年度にも、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素（多言語対応・バリアフリー対応等）を含む文化イベントについて、その成果と課題を分析し全国展開を図ることを目的とした試行プロジェクトを実施した。

また、2020年（平成32年）以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化をいかし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムをbeyond2020プログラムとして認証することとし、平成28年12月に開催した連絡・連携会議において、認証に係るガイドラインを決定した。beyond2020プログラムをオールジャパンで統一感を持って展開するため、全国芸術系大学コンソーシアムに参加する大学・大学院の学生を対象とした公募により、平成29年1月、「beyond2020プログラムロゴマーク」を作成し、認証を開始した。平成30年3月末時点で、3,895件のプログラムが認証されたほか、beyond2020プログラムの認証組織を関係府省庁や都道府県及び政令指定都市等にも順次拡大することとし、平成30年3月末時点で41組織となっている。さらに、平成29年10月、公共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を設置し、公共空間における文化イベント実施を後押しする取組を開始した。

平成28年10月に開催したスポーツ・文化・ワールド・フォーラムにおいて、オリンピック・パラリンピックムーブメントの醸成に向けたキックオフとして多彩な文化

プログラムを実施するとともに、関係府省庁（内閣官房、内閣府、文化庁）、大会組織委員会、地方自治体（京都府・京都市）の連名により、2020年（平成32年）に向け、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となっていく「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して（通称：京都宣言）」を宣言したことを踏まえつつ、文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムの開催や全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する「文化情報プラットフォーム」を試行的に運用開始するなど、多様な文化芸術の発展や文化財の活用、文化プログラムの推進を図った。クールジャパン戦略推進会議が平成27年6月に取りまとめた「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づき設立された「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下、異業種連携の先進事例を創出するためのイベントや、効果的なクールジャパンの発信・展開のために、日本の魅力のPRや地域の魅力を一体的に発信・展開するための方策の検討等を実施した。

障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能をいかして生み出す芸術作品を世界に発信するため、引き続き、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進している。

今後、大会開催及びそれ以降も見据えつつ、在外公館等も活用しつつ、我が国の多様な魅力をより広く世界に届けることにより、更なる知日層・親日層の育成に注力する。

②日本の食文化等の発信

大会時における日本食・食文化の発信等について、政府と関係機関が緊密に連携を図って進める必要があることから、平成28年5月に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を設置した。ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化をはじめとした日本の文化・魅力を発信するとともに、我が国の優れた農林水産物の輸出促進を後押しするため、選手村等での日本食の提供や提供される食事における国産食材の活用に向けた課題や方策等について、平成28年6月、12月に議論を進めた。平成29年3月には、大会組織委員会において、関係省庁も検討委員として参画して持続可能性に配慮した農産物の調達基準等が策定された。平成30年3月には、飲食提供に係る基本戦略が策定され、参加選手のコンディション維持や競技での自己ベストを発揮できる飲食提供の実現や、大会は東日本大震災から復興しつつある姿を国内外に発信する機会であることから、被災地食材を活用したメニュー提供、日本の食文化の発信を効果的に行うこと等、基本的な考え方が盛り込まれた。

また、施設等への木材利用の促進を図るため、国、東京都、大会組織委員会で構成する木材利用等に関するワーキングチームをこれまでに4回開催し、大会組織委員会が整備する選手村ビレッジプラザについては、「日本の木材活用リレー」として、公募に応じた全国63自治体から借り受けた木材で建築し、大会後には各自治体が解体された木材を持ち帰り、レガシーとして活用する、というプロジェクトが実施されてい

る。

(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）に基づき、大会開催期間前後を含む平成 33 年度までの 5 年計画である第 2 期スポーツ基本計画が平成 29 年 3 月に策定された。同計画では、大会を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進することで、レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現することとしている。

第 2 期スポーツ基本計画においては、本報告第 3 章で既に述べている、メダル獲得へ向けた競技力向上の強化、アンチ・ドーピング対策の体制整備、新国立競技場の整備、教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及等の内容のほかに、以下のような施策が今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策として挙げられている。

「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」と「スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」のため、ライフステージに応じたスポーツ活動への参画を推進し、スポーツ実施率（成人週 1 回以上 : 42.5%）を向上させるとともに（目標：週 1 回以上 65%程度、週 3 回以上 30% 程度）、地域における多様なスポーツ資源を活用してスポーツを通じた健康増進や地域活性化スポーツの成長産業化等を推進することとしている。

スポーツ参画人口の拡大に向けては、学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動を推進したほか、スポーツ指導者の活動状況調査やスポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保を推進した。

スポーツを通じた経済・地域の活性化に向けては、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年（平成 32 年）までに 10 兆円、2025 年（平成 37 年）までに 15 兆円に拡大することを目指し、スタジアム・アリーナ改革や大学スポーツの振興等を通じたスポーツの成長産業化を推進するとともに、地域スポーツコミッショնへの活動支援や、文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進等による地域活性化を推進した。

障害者スポーツについては、第 2 期スポーツ基本計画第 3 章において、「スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」に位置付けられており、障害者のスポーツ実施率（成人週 1 回以上 : 19.2%）等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなど、そのノウハウについて実践研究を実施している。平成 29 年度には、地域における障害者スポーツ普及促進事業を実施したほか、地域においてスポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、一体となって障

害者スポーツの普及を図る事業を実施するとともに、障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究を実施した。また、特別支援学校等を中心とした地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進するための実践研究も引き続き実施している。今後も、地方自治体・関係団体における連携体制の強化、普及ノウハウ作成支援等を一体的に実施することで、障害者スポーツの振興に取り組む。

また、クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上に向けて、スポーツ関係者のコンプライアンス違反、体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図るため、スポーツ団体、アスリート等が注意すべき事項等を示したガイドラインの作成等に取り組んだ。

（4）健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

① 大会を軸とした健康増進・受動喫煙防止

大会開催は、個人のスポーツを通じた主体的な健康増進を促進する契機となる。健康・医療戦略（平成26年7月閣議決定・平成29年2月一部変更）においては、平成26年度から大会開催直前の平成31年度を対象期間とし、大会開催決定を契機として、日本全国でスポーツを通じた健康づくりの意識を醸成するため、産学官の連携により、幼児から高齢者、女性、障害者の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備、スポーツ医・科学の研究成果の活用を推進することとしている。また、第2期スポーツ基本計画では、国民が生涯にわたり心身とも健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することとしている。平成29年度においては、第4章（3）で掲げた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進によるスポーツ参画人口の拡大等の取組を進めている。

受動喫煙防止については、平成22年7月、世界保健機関（WHO）とIOCが、たばこのないオリンピックを共同で推進することについて合意しており、日本を除き、近年のオリンピック開催地及び開催予定地の全てが罰則を伴う対策を講じている。こうしたことでも踏まえつつ、平成30年3月に、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めた「健康増進法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せるパラリンピック競技大会の開催は、障害者・高齢者にとどまらず、人々の心の在り方を変える絶好の機会である。この機を逃さず、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを実現するとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の取組について国民全体を巻き込んで展開する。全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を創出することを通じ、大会のレガシーとして、世界に誇れる共生社会を

実現する。

これまで、平成 28 年 4 月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けた取組を進めたほか、ユニバーサルデザインの街づくりに向けては 2020 年（平成 32 年）末を目途とする整備目標を設定してバリアフリー化を進めてきた。さらに、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等に、大会を契機として「ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、街づくり）」を促進することが位置付けられたところである。

平成 29 年 2 月、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画を決定した。本行動計画に基づき、特に、①今後、障害のある人に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること、②新学習指導要領（平成 29 年 3 月改訂）を踏まえ、全ての子供たちへの「心のバリアフリー」教育を充実すること、③街づくりのユニバーサルデザインに関する法律を含む諸制度の見直しに着手することとしている。平成 30 年 1 月に同閣僚会議の第 2 回会合を開催し、「心」と「街」の両分野における積極的な取組を共有し、施策の更なる進展と共生社会の実現に向けた取組の加速化を図った。

本行動計画に基づく具体的な取組状況としては、平成 29 年 3 月、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、ホテル等の一般客室のバリアフリー化、既存のホテル客室の効果的なバリアフリー改修方法の提案、個別機能トイレの分散配置の促進等を内容とした改正を実施したところである。また、平成 28 年度に、交通バリアフリー基準・ガイドラインの見直しについて検討を進め、平成 30 年 2 月に一定の結論を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、同年 3 月に改正した。具体的には、車椅子使用者等が移動しやすい環境の整備を図るため、エレベーターの大きさや、経路の複数化等による移動経路の短縮化等について対応を行うこととしている。また、本行動計画を踏まえて、平成 29 年 2 月より「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）及び関連施策の見直しに着手し、同年 6 月に見直しの方向性を取りまとめ、平成 30 年 2 月に、バリアフリー法改正案を国会に提出し、道路法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 6 号）が平成 30 年 3 月に成立し、公布された。1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における平成 32 年度までの原則 100% バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組を推進している。加えて、ホテル等の客室数の基準の見直しについて検討し、平成 30 年度夏を目途に方向性を取りまとめる。

さらに、ユニバーサル社会の構築に向け、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりのため、屋内空間の統一的な電子地図等の空間情報インフラの整備推進及び施設や経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化の推進を行うこととしており、平成 29 年度は、新横浜駅から横浜国際総合競技場までを対象に、勾配や段

差などの情報を含んだ屋内外シームレスな電子地図等を整備し、段差のない経路を案内するナビゲーションサービスの実証実験や、東京駅周辺において、視覚障害者向けに音声で案内する実証実験、効率的に整備・更新する手法の検討、競技会場（皇居外苑、武道館等）周辺における施設や経路のバリアフリー情報の収集及び当該情報のオープンデータ化の実施等を行ったところである。

心のバリアフリーの実現に向けては、平成 29 年 3 月に学習指導要領を改訂し、道徳をはじめ各教科や特別活動等において、「心のバリアフリー」に関する理解を深めるための指導や教科書等の充実を図るとともに、様々な教科等において障害のある人との共同学習等の機会を設けるよう配慮すること等を盛り込んだ。こうした趣旨を実現するため教員の資質向上に向けて、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を策定し、周知した。平成 29 年度には、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底するとともに、「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、学校における障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習等の推進方策について取りまとめた。また、「心のバリアフリー」を学ぶための教材として、平成 28 年度には「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラムを作成した。平成 29 年度は、これに基づき、これまで事業者ごとにばらつきのあったサポート方法についての共通化を図るなど、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの策定を進めた。あわせて、広く国民にアプローチするための入門編として、中学生以上の者を対象にアニメーション動画で心のバリアフリーを学べる教材を障害当事者等の参画の下で作成した。今後、これらのマニュアル・教材の普及・推進を進めていく。さらに、平成 29 年度から、障害者等に対する国民の理解のより一層の促進を図るため「心のバリアフリー」推進事業を創設し、地域に根ざした心のバリアフリーを広めるための取組を市町村との連携の下に行う都道府県を支援した。今後、この事業における地方自治体の取組事例を広く周知することにより、地域の人々に心のバリアフリーを浸透させるための取組を進めていく。

共生社会の実現に向け、パラリンピアンとの交流をきっかけに、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を実施する、「共生社会ホストタウン」を平成 29 年 11 月に新設し、先行的な取組として平成 29 年 12 月に 6 自治体を登録した。

第2部 個別施策に係る政府の取組の進捗状況

1. 大会の円滑な準備及び運営に向けた取組の状況

①セキュリティの万全と安全安心の確保に向けた取組の状況

○セキュリティ対策検討・推進体制の整備【内閣官房、警察庁等】

[大会に向けた課題]

- ・セキュリティ対策に係る検討・推進体制の整備

[必要な対応]

- ・セキュリティ対策に係る検討・推進体制の構築及び運用

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・関係府省庁による「セキュリティ幹事会」の設置並びに同幹事会の下に「テロ対策ワーキングチーム」と「サイバーセキュリティワーキングチーム」の設置
- ・関係機関による 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）警備に係る諸対策の着実な推進のために計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」として警察庁次長を国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）に登録

(平成 27 年度)

- ・平成 29 年 7 月を目指し、情報集約、脅威及びリスクの分析・評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置することを決定
- ・サイバーセキュリティワーキングチームの下に、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する検討会」を設置

(平成 28 年度)

- ・「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver. 1）」の策定
- ・大会期間中における関係機関との 24 時間の連絡・調整態勢を確保するために「セキュリティ調整センター（仮称）」を内閣官房に設置することを決定
- ・災害対策も含めた警備対策の円滑な準備に資するため「テロ対策ワーキングチーム」を「テロ等警備対策ワーキングチーム」に改組

[平成 29 年度の主な取組]

- ・平成 29 年 7 月、セキュリティ情報センターの具体的運営要領を定めるため「セキュリティ情報センターの運営について」を決定し、同センターを警察庁に設置
- ・平成 29 年 12 月、「サイバーセキュリティ対処調整センターの構築等について」により、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の収集、提供、インシデント対処に対する支援調整を行うサイバーセキュリティ対処調整センターを、平成 30 年度末を目指し構築することを決定

[今後の主な取組]

- ・セキュリティ情報センターの運用
- ・大会期間中におけるセキュリティ調整センター（仮称）の内閣官房への設置に向けた検討
- ・関係機関の緊密な連携に基づく情報共有、対策の検討・実施、訓練等の推進
- ・個別の対策ごとの関係府省庁等による継続的な検討
- ・ラグビーワールドカップ 2019 におけるサイバーセキュリティ対処調整センターの運用

○未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化【内閣官房、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、警察庁、海上保安庁等】

[大会に向けた課題]

- ・テロの未然防止のための水際対策の一層の強化
- ・大会の脅威や障害となり得る不穏・危険動向等の未然防止に向けた情報収集・分析機能の強化
- ・「国際テロ情報収集ユニット」等の活動の拡大・強化
- ・テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析の強化

[必要な対応]

- ・個人識別情報（指紋・顔写真）を活用した水際対策の実施
- ・脅威となる国内外団体等洗い出しのための情報網の構築等を通じた情報収集・分析能力の強化及び国内外の関係機関との連携強化
- ・税関・入国管理・検疫（以下「C I Q」という。）の人的・物的体制の整備
- ・水際取締りを一層効果的に行うための事前情報の活用
- ・「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実、現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備
- ・平成 30 年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

[これまでの主な取組]

(平成 25 年度)

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部（以下「特別調査本部」という。）の設置

(平成 26 年度)

- ・大会開催上脅威となり得る団体・個人の洗い出しなど基礎的情報の収集・蓄積
- ・海上コンテナー貨物に係る積荷情報の出港前報告を義務化
- ・事前情報を活用した携帯品を含む輸入貨物に対する通関検査や入国審査の強化

(平成 27 年度)

- ・出入国管理インテリジェンス・センターを設置
- ・C I Q の人的・物的体制の充実・強化

- ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、内閣官房に「国際テロ情報集約室」、外務省に「国際テロ情報収集ユニット」を設置
- ・事前旅客情報（A P I）に加え、入国旅客に係る乗客予約記録（P N R）の電子的報告を実施

(平成 28 年度)

- ・入国審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を開始
- ・2016 年リオデジャネイロ大会への調査官の派遣
- ・特別調査本部の開催
- ・C I Q の人的・物的体制の充実・強化
- ・サイバー関連調査推進委員会の設置
- ・国際テロ情報収集ユニットの関係要員の約倍増を決定し、その後措置
- ・国際組織犯罪防止条約を締結するために必要な法整備として「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出

[平成 29 年度の主な取組]

- ・「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実、現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等
- ・平成 30 年夏に「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用することを決定
- ・入国 A P I の報告時期の前倒し
- ・国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向調査の実施
- ・「平昌オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の設置
- ・2018 年平昌冬季大会への調査官の派遣
- ・調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・通関検査の強化のため、出国旅客に係る P N R の報告を求める（平成 29 年 6 月より実施）
- ・C I Q の人的・物的体制の充実・強化
- ・平成 29 年 6 月 15 日に国際組織犯罪防止条約を実施するための国内法が国会で可決成立し、同年 7 月 11 日に同条約を締結するとともに、条約の内容を補足する条約である人身取引議定書、密入国議定書も同日に締結

[今後の主な取組]

- ・国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向監視・集中調査の実施
- ・調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・C I Q 体制の強化について人的・物的体制の整備を推進
- ・国際テロに関する情報の収集・集約やその強化策の検討及びその着実な実施

- ・航空貨物について積荷情報項目を追加（平成 30 年度中に実施）
- ・入出国 A P I ・入出国 P N R 及び航空貨物の積荷情報の輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）による電子的報告の原則化（平成 30 年度中に実施）

○大会運営に係るセキュリティの確保【警察庁、海上保安庁等】

[大会に向けた課題]

- ・サイバー攻撃への対処を含めたセキュリティ対策の強化
- ・海上及び臨海部で開催される競技におけるセキュリティの万全と安全安心の確保

[必要な対応]

- ・テロ関連情報収集・分析機能及び警戒警備の強化
- ・テロや災害等発生時に被害を最小限に食い止めるための対処能力の向上
- ・大会主催者、関係機関等との更なる連携
- ・海上警備及び災害対応体制並びに海上交通の安全対策の強化

[これまでの主な取組]

(平成 25 年度)

- ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築

(平成 26 年度)

- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握を通じた情報収集・分析の推進
- ・各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の実地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築

(平成 27 年度)

- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握を通じた情報収集・分析の推進
- ・英国とのセキュリティ協力強化のための意図表明文書への署名
- ・各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・大会開催までに推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として平成 27 年 6 月に決定・公表
- ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の実地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・警備資機材等の整備
- ・東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築及び大規模地震災害対策訓練の実施
- ・通航船舶の実態調査の実施

(平成 28 年度)

- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握を通じた情報収集・分析の推進
- ・2016年リオデジャネイロ大会の警備状況等の現地調査の実施
- ・各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の実地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・スタディグループの開催
- ・東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築及び大規模地震災害対策訓練の実施
- ・通航船舶の実態調査の実施並びに海域の詳細データ収集・整理及び警備用参考図の作成

[平成29年度の主な取組]

- ・平成29年7月、情報集約、脅威及びリスクの分析及び評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置
- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握を通じた情報収集・分析の推進
- ・2018年平昌冬季大会の警備状況等の現地調査の実施
- ・各種部隊の実戦的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の実地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催等、官民一体となったテロ対策の推進
- ・東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の運用開始
- ・大規模地震災害等対策訓練（関係機関との連携訓練含む。）の実施
- ・大規模海難発生への対応にかかる関係機関との連携強化
- ・救助救急体制の強化に向けた検討
- ・救助救急・災害対応資機材等の整備
- ・船艇・航空機の支援の推進
- ・職員への支援・暑さ対策の推進
- ・国内外のテロ関連情報収集・分析等
- ・マリーナや通航船舶等の実態調査・分析
- ・小型測量船の就役、海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作成・更新

[今後の主な取組]

- ・セキュリティ情報センターの活動の推進

- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握を通じた情報収集・分析の推進
- ・各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の実地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・海上・臨海部テロ対策協議会の開催等による官民一体となったテロ対策の推進
- ・東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の運用
- ・大規模海難・大規模地震災害等対策訓練の実施
- ・救助救急・災害対応資機材等の整備
- ・救助救急体制の強化に向けた検討
- ・船艇・航空機の支援の推進
- ・職員への支援・暑さ対策の推進
- ・国内外のテロ関連情報収集・分析等
- ・海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作成・更新
- ・マリーナや通航船舶等の実態調査

○警戒監視、被害拡大防止対策等【厚生労働省、防衛省】

[大会に向けた課題]

- ・競技会場周辺や我が国上空の警戒監視、災害・テロ等の発生時における被災者救援・被害拡大防止に係る関係機関との連携体制の構築
- ・爆発物のテロ災害等による創傷を受けた傷病者に対する救急医療体制の整備

[必要な対応]

- ・セキュリティの万全と安全安心の確保に係る取組における関係機関との連携要領の調整
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施

(平成 27 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施

(平成 28 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間ににおけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間に
おけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技
を得るために座学、実技を実施

[今後の主な取組]

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間に
おけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技
を得るために座学、実技を実施
- ・関係機関と連携した警戒監視や被害拡大防止対策に係る実施計画等の検討・
作成及びテストイベントを通じた実施計画等の検証

○N B C（核・生物・化学物質）テロ対策の強化【厚生労働省、総務省、警察庁、海上保安庁、農林水産省、外務省】

[大会に向けた課題]

- ・化学テロ・生物テロ対策用医薬品等の備蓄
- ・N B C災害対応力強化
- ・不特定多数の者の往来及び多種多様な飲食提供事業者の参画が見込まれる等
大会特有の条件下で有効な食品テロ防止対策の整理・検討

[必要な対応]

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」
に基づく緊急消防援助隊の増隊・強化の推進
- ・消防機関におけるN B Cテロ対応能力の強化
- ・大会開催自治体における共同訓練の実施
- ・食品テロ防止対策の先進事例や過去大会の取組を踏まえた対策の構築及び運用

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・特殊災害小隊 272 隊、特殊装備小隊 376 隊を登録
- ・大型除染システム搭載車 12 台、大型除染システム 1 式、化学剤検知器 145 式、
生物剤検知器 131 式を配備

(平成 27 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・特殊災害小隊 278 隊、特殊装備小隊 396 隊を登録
- ・大型除染システム搭載車 1 台、化学剤検知器 30 式を配備

(平成 28 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・特殊災害小隊 284 隊、特殊装備小隊 412 隊を登録
- ・大型除染システム搭載車 1 台を配備
- ・大会開催会場を想定した図上訓練の実施
- ・国際原子力機関（IAEA）との間で、核テロ対策において協力することで一致
- ・伊勢志摩サミット等の開催会場における食品テロ防止対策の助言・指導及び当該取組を踏まえた大会に向けた食品テロ防止対策の検討
- ・食品テロ防止対策の構築に向けた事業者等の実態把握調査、先進事例調査の実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・大型除染システム搭載車 1 台を配備
- ・特殊災害小隊 299 隊、特殊装備小隊 435 隊を登録
- ・大会開催会場を想定した図上・実動訓練を 7 都県において実施
- ・食品テロ防止対策の構築に向けた事業者等の実態把握調査、先進事例調査の実施
- ・食品事業者向けガイドライン及び教育支援ツールの作成

[今後の主な取組]

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・継続的な特殊災害小隊等の緊急消防援助隊の増隊・強化
- ・競技会場や警備計画等の状況を踏まえた NBC 対応の検討
- ・大会開催会場を使用した訓練の実施
- ・IAEA との核テロ対策での協力につき、具体的な内容を調整
- ・食品テロ防止対策に向けた事業者等の実態把握調査、先進事例調査の継続実施
- ・食品事業者向けガイドラインの改訂
- ・大会における飲食提供事業者に対する研修会等の開催

○サイバーセキュリティ確保のための取組の推進【内閣官房】

[大会に向けた課題]

- ・大会開催に係する重要サービス事業者等のサイバーセキュリティの強化
- ・関係機関との対処体制の構築及び大会期間中の事案発生時の迅速かつ適切な情報共有・対処の実施

[必要な対応]

- ・重要サービス事業者等に対するリスク評価の反復実施及び評価結果に基づく対策の促進
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの要件や体制等の検討・構築

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・セキュリティ幹事会の下に、サイバーセキュリティワーキングチームを設置し、課題の検討を開始

(平成 27 年度)

- ・サイバーセキュリティワーキングチームの下に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する検討会を設置し、情報共有・対処体制の検討を開始

(平成 28 年度)

- ・重要サービス事業者等によるリスク評価（内閣サイバーセキュリティセンター（N I S C）において約 70 の事業者から実施結果を受領）及び評価に基づく対応の促進
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築に向け、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を関係府省庁、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）、東京都等と協議の上、決定
- ・リスク評価手法について、2012 年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を聴取
- ・海外専門家による関係府省庁のオリパラ担当幹部への研修を実施
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの体制等について検討
- ・G 7 伊勢志摩サミット及び 2016 年リオデジャネイロ大会に連携要員を派遣し、情報共有の試験運用を実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・重要サービス事業者等（東京 23 区）を対象とする第 1 回リスク評価に基づいた対策を促進したほか、実施結果及び 2012 年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を踏まえ、リスク評価に係る手順書を改訂した。
- ・重要サービス事業者等（東京都及び近郊県）を対象とする第 2 回リスク評価の実施を依頼し、N I S Cにおいて 131 の事業者から実施結果を受領の上、同評価に基づく対策を促進した。
- ・大会全般にわたる横断的なリスク評価の実施に向け、2012 年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を踏まえ、評価手法等の検討を実施した。
- ・サイバーセキュリティワーキングチーム等における検討を更に進め、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を拡充した。
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用に向け、その設備及び情報共有システムの要件の整理や設計を行った。
- ・2018 年平昌冬季オリンピック・パラリンピック大会の直前及び期間中におけるサイバーセキュリティに係る状況について、試験的に運用しているサイバーセキュリティ関係機関等との情報共有体制を活用し、韓国政府が設定した窓口に対して定期的に情報提供を実施した。

[今後の主な取組]

- ・対象エリアや対象分野を拡大し、重要サービス事業者等に対する継続的なりスク評価を実施し、各事業者によるリスク対応を促進
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用及び大会に向けた演習・訓練等の実施
- ・G20（金融・世界経済に関する首脳会合）、ラグビーワールドカップ2019等において、サイバーセキュリティ対処調整センター及び情報共有システムを運用し、運用体制等の確認、改善の実施

○首都直下地震対策の強化【内閣府】

[大会に向けた課題]

- ・「巨大過密都市を襲う膨大な被害」への対策

[必要な対応]

- ・「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成26年3月）に基づく減災対策の推進
- ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月）に基づく防災訓練等を通じた実効性の向上及び国と地方公共団体等が一体的な災害応急対策を実施できる体制の構築

[これまでの主な取組]

(平成25年度)

- ・首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）の成立及び同法に基づき、あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策の基本的な方針である「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を閣議決定

(平成26年度)

- ・期限を定めた定量的な減災目標の設定及び当該目標達成に向けた施策毎の目標の設定
- ・国と東京都が一体的に首都直下地震対策を推進するための「首都直下地震対策に関する合同検討チーム」を設置するとともに、同検討チームの下に個別課題検討のための分科会を設置
- ・分科会において、政府災害対策本部と東京都災害対策本部の連携について検討を行い、円滑かつ効率的なオペレーション遂行のための体制構築を確認

(平成27年度)

- ・首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点及びタイムライン等を具体的に定めた計画（「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」）を策定

(平成28年度)

- ・首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練、政府の緊急災害対策本部と東京都に設置された現地対策本部が連携した図上訓練を実施

- ・9都県市をはじめとする地方公共団体における国等の応援の受入れを想定した各種訓練の実施による国と地方公共団体の連携体制の整備

[平成 29 年度の主な取組]

- ・首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練、政府の緊急災害対策本部と現地対策本部が連携した図上訓練を実施

[今後の主な取組]

- ・訓練の検証や各種災害による教訓を踏まえ、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を改定
- ・関係機関との連携による地震防災対策の推進及び各種災害から得られた教訓や防災訓練等の検証を踏まえた防災対策の不断の見直しの実施

○避難誘導対策の強化【内閣府】

[大会に向けた課題]

- ・災害種別図記号（ピクトグラム）の周知・普及
- ・ピクトグラムの国際標準化
- ・避難に必要な情報の多言語による発信

[必要な対応]

- ・地方公共団体におけるピクトグラム等に基づく案内板等の整備及び国と地方公共団体による周知・普及活動の実施
- ・大会中の避難誘導を見据えたピクトグラムの早期の国際規格化
- ・避難関係情報に係る多言語辞書の作成
- ・多言語辞書の周知・普及活動

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・関係府省庁と東京都による「避難場所等のピクトグラムに関する関係府省庁連絡会議」の設置及び避難場所等のピクトグラムの標準化に向けた方針に係る中間取りまとめの実施
- ・気象庁、内閣府、観光庁により「緊急地震速報の多言語辞書」を作成・公表

(平成 27 年度)

- ・ピクトグラムの日本工業規格（JIS）制定に向けた検討及び制定整備方針の取りまとめ、『－JIS Z 9098「災害種別避難誘導標識システム」』、『－JIS Z 8210 の追補「災害種別一般図記号」』を制定
- ・気象庁、内閣府、観光庁により上記辞書に津波警報の内容を加え、「緊急地震速報・津波警報の多言語辞書」として改訂・公表

(平成 28 年度)

- ・多言語対応ICT化推進フォーラム等様々な機会におけるピクトグラム普及・啓発のための概要説明の実施
- ・情報が届きにくい外国人や高齢者の方々に、災害時に必要な情報が確実に届けられるようにするための方策を「情報難民ゼロプロジェクト」にて検討

[平成 29 年度の主な取組]

- ・第 2 回防災国民推進大会（仙台）において、ピクトグラム普及・啓発のためのイベントを実施
- ・「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」の作業部会において多言語辞書を作成
- ・レアラートを介して提供される情報の視覚化の実証

[今後の主な取組]

- ・様々な機会を捉えたピクトグラムの普及・啓発の実施
- ・多言語辞書の周知・普及に努めるとともに、必要に応じた辞書内容の見直しを実施
- ・情報の言葉に依らない視覚化に向けた取組の継続実施

○感染症対策の推進【厚生労働省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者及び国際的に脅威となる感染症の侵入リスクの増加に対応するための検疫体制の確保
- ・結核や風しんといった感染症への国内における対策の徹底

[必要な対応]

- ・航空機の到着便の増加やクルーズ船の寄港の増加等に対応した検疫官の増員及び感染拡大防止のために必要な設備の整備
- ・予防、早期発見、確実な治療のための総合的な感染症対策の実施

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・検疫所職員 50 人（うち緊急増員 30 人）の増員
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の改正による、結核患者に対する服薬支援体制の充実
- ・都道府県等に対する風しん抗体検査補助事業を開始

(平成 27 年度)

- ・検疫所職員 52 人（うち緊急増員 28 人）の増員
- ・予防接種、結核に係る服薬指導、風しん抗体検査の実施、麻しん・風しん対策推進会議の開催等による対策の推進

(平成 28 年度)

- ・検疫所職員 62 人（うち緊急増員 21 人）の増員
- ・検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・予防接種、結核に係る服薬指導、風しん抗体検査の実施等による対策の推進
- ・結核に関する特定感染症予防指針を改正し、直接服薬確認療法（DOTS）を推進

[平成 29 年度の主な取組]

- ・検疫所職員 63 人の増員

- ・検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・外国からの入国者に対する結核のスクリーニング検査導入に向けた検討の開始
- ・予防接種、結核に係る服薬指導、風しん抗体検査の実施等による対策の推進
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を改正し、風しんを診断後直ちに届出に変更
- ・大会に向けた各自治体の感染症に関するリスク評価の実施

[今後の主な取組]

- ・検疫所職員の充実・強化を実施
- ・感染拡大防止のための設備整備等の実施
- ・2020 年（平成 32 年）までの結核低まん延国化に向け、結核に係る服薬指導、予防接種などの対策を推進
- ・高齢者の結核の定期健康診断受診率向上策の実施及び外国からの入国者に対する結核のスクリーニング検査の開始
- ・平成 32 年度までに風しんを排除するため、風しん抗体検査や予防接種の実施、麻しん・風しん対策推進会議の開催等による対策の推進
- ・感染症サーベイランス体制の強化

○食中毒予防策の推進【厚生労働省】

[大会に向けた課題]

- ・大会が開催される夏期における食中毒予防策の推進

[必要な対応]

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間の監視・指導項目の検討
- ・H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point) に沿った衛生管理の普及・推進、制度化

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施
- ・H A C C P の更なる普及方策に関する提言の取りまとめ

(平成 27 年度)

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施
- ・中小規模の事業者への H A C C P の普及のための取組の実施及び H A C C P による衛生管理制度の在り方の検討開始

(平成 28 年度)

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施
- ・平成 27 年度に開始した衛生管理制度の在り方についての最終取りまとめを行うとともに、H A C C P の普及のための取組を実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施
- ・平成 28 年 12 月に公表した衛生管理の在り方に関する最終取りまとめに基づき制度化を検討するとともに、H A C C P の普及のための取組を実施

[今後の主な取組]

- ・夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施
- ・訪日外国人向けの食中毒予防に関する情報提供方法の検討
- ・各業界団体における、H A C C P に沿った衛生管理の手引書の作成支援
- ・第 196 回国会に食品衛生法改正法案を提出

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策に向けた取組の状況

○出入国審査の円滑化【法務省等】

[大会に向けた課題]

- ・厳格な水際対策の徹底と円滑な入国審査の両立

[必要な対応]

- ・入国審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートの導入
- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、自動化ゲートの利用対象とするトラスティド・トラベラー・プログラム（T T P）の導入
- ・自動化ゲートの利用促進及び自動化ゲートの増設
- ・航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の早期実現
- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入
- ・個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大
- ・法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象とした、簡易な手続で上陸を認める「船舶観光上陸許可制度」等の運用開始

[これまでの主な取組]

- ・自動化ゲートの利用促進に向け、空港会社・航空会社等と連携した広報及び都道府県旅券事務所等における出張登録を実施したほか、平成 26 年度には自動化ゲートを 40 台から 70 台へ増設
- ・事前確認の実現に向け、具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を実施
- ・平成 27 年 1 月から船舶観光上陸許可制度等の運用を開始

(平成 28 年度)

- ・平成 28 年 10 月に関西空港等 3 空港においてバイオカートの運用を開始
- ・平成 28 年 11 月に T T P の運用を開始

- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの設置に係る調査研究を行い、平成 30 年度以降早期の本格的導入に向けて必要な準備を実施
- ・個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大すべく、調査研究を実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・平成 29 年度に成田空港等 12 空港においてバイオカートの運用を開始
- ・平成 29 年 10 月に羽田空港の上陸審査場に顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」3 台を先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始

[今後の主な取組]

- ・平成 30 年度にバイオカートの対象空港を 17 空港に拡大
- ・T T P において、ビジネス客のみならず、外国人観光客等への自動化ゲートの利用拡大に向け、実施状況等の検証を実施
- ・事前確認の実現に向け、引き続き具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を実施
- ・顔認証ゲートについて、平成 30 年度には羽田空港の出国審査場に加え、成田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の出国・上陸審査場に本格導入
- ・日本人出帰国手続において導入する顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続に活用するため、平成 31 年度中の運用開始を目指して所要の準備を実施

O C I Q 体制の強化等【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、外務省等】

[大会に向けた課題]

- ・今後、更なる増加が見込まれる訪日外国人旅行者数への迅速かつ適正な対応
- ・馬術競技出場馬の円滑な輸出入検疫の実施
- ・来日する政府要人等の円滑な受入れ

[必要な対応]

- ・出入国審査、税関、検疫、動植物検疫に係る人的体制の充実・強化
- ・取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化
- ・馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件の整備及び輸出入検疫体制の構築及び馬術競技出場馬の受入れに当たり必要となる会場の衛生状態の確保
- ・来日する政府要人等の受入れに係る各國政府（在京大使館を含む。）等との各種連絡調整、来日予定の要人の把握等

[これまでの主な取組]

- ・入国審査官・税関職員・検疫所職員・動植物検疫官の増員
- ・不正薬物・爆発物探知装置、X 線検査装置等の取締・検査機器等の整備
- ・馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫に向け東京都等関係者との協力体制を構築したほか、馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件内容の検討等を実施

(平成 28 年度)

- ・入国審査官 217 名、税関職員 184 名、検疫所職員 62 名、動植物検疫官 30 名（計 493 名）増員
- ・不正薬物・爆発物探知装置、X 線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制の整備を実施
- ・馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件について馬術競技馬所属国との検疫協議、馬術競技会場の衛生調査等を実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・入国審査官 219 名、税関職員 220 名、検疫所職員 63 名、動植物検疫官 41 名（計 543）増員
- ・不正薬物・爆発物探知装置、X 線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制の整備を実施
- ・馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件について、国際馬術連盟及び馬術競技馬所属国との検疫協議、大会組織委員会との国際馬の輸送に関する協議、到着予定空港の現地視察、馬術競技会場の衛生調査等を実施

[今後の主な取組]

- ・引き続き、出入国審査、税関、検疫、動植物検疫に係る人的体制の充実・強化を実施
- ・引き続き、取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化を実施
- ・引き続き、馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件の検討・整備、馬術競技会場の衛生調査等を実施
- ・各国政府（在京大使館を含む。）、大会組織委員会、我が国政府機関等との各種連絡調整、来日予定の要人の把握等

○首都圏空港の機能強化【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・増加する訪日外国人旅行者の受入れ、大会の円滑な開催等の観点から、首都圏空港の処理能力の拡大が必要

[必要な対応]

- ・2020 年（平成 32 年）までに羽田空港の処理能力を約 4 万回拡大するため、飛行経路の見直し等を推進
- ・2020 年（平成 32 年）までに成田空港の処理能力を約 4 万回拡大するため、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、高速離脱誘導路の整備等を推進

[これまでの主な取組]

- ・関係自治体や航空会社等が参画した首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会において、羽田空港の飛行経路の見直しを含む機能強化方策の具体化について協議を進めるとともに、羽田空港の飛行経路の見直しについて住民説明会を開催

(平成 28 年度)

- ・首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会において、羽田空港の機能強化に必要となる施設整備に係る工事費、環境対策費を国が予算措置することについて理解を得た。その後、飛行経路の見直しに必要な施設整備に着手するとともに、平成 29 年 1 月から 3 巡目となる住民説明会を順次開催

[平成 29 年度の主な取組]

- ・羽田空港については、飛行経路見直しに必要な施設整備や騒音対策・落下物対策等を着実に進めるとともに、平成 29 年 11 月から平成 30 年 2 月にかけて、4 巡目となる説明会を開催し、機能強化の取組や騒音対策、落下物対策等の検討状況等について、丁寧な情報提供を実施。特に、落下物対策については、平成 29 年 11 月より有識者や実務者等から構成される「落下物防止等に係る総合対策推進会議」を開催し、平成 30 年 3 月に落下物を防止するために航空会社が遵守すべき基準案を含む落下物対策総合パッケージの取りまとめを実施
- ・成田空港については、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、2020 年（平成 32 年）までに空港処理能力を約 4 万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等を推進

[今後の主な取組]

- ・羽田空港については、飛行経路見直しに必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備や騒音対策・落下物対策等を着実に推進するとともに、引き続き説明会を開催するなど丁寧な情報提供を実施。拡大される発着容量は、訪日外国人旅行者数の目標達成を戦略的に進めるために重要な路線や国際競争力の強化に資する日本発の直行需要が高い路線への活用を主眼とし、路線の選定作業に着手
- ・成田空港については、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、2020 年（平成 32 年）までに空港処理能力を約 4 万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等を推進

○空港アクセス等の改善【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人の受け入れ等の観点から、羽田空港の更なる活用に向けて、深夜早朝時間帯の空港アクセスの充実化が必要
- ・バスアクセスの充実化、タクシーの利便性の向上、東京圏都市鉄道ネットワーク機能の高度化の推進

[必要な対応]

- ・バスアクセスの充実化に向けた手続の弾力化や深夜早朝時間帯のアクセスバスの運行等の推進
- ・タクシー利便性向上に向け、外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアにおいて、定額で割安な運賃を実現
- ・東京圏の都市鉄道ネットワークの機能の高度化に向け、空港の最寄り駅や空港アクセス乗換駅における、更なるバリアフリー化や多言語対応等の推進

[これまでの主な取組]

- ・国家戦略特区内の空港（羽田・成田）を発着するアクセスバスについて、運賃設定を上限認可制から事前届出制とし、運賃の柔軟な設定を可能とともに、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続の弾力化を実施
- ・羽田空港の深夜早朝時間帯の利用促進に向け、平成26年度より深夜早朝時間帯の羽田空港と都心方面を結ぶアクセスバスの運行を開始し、路線数の拡大や深夜便の運行本数の増便など運行拡充を実施
- ・首都高速中央環状品川線開通を機に、新しい定額運賃の適用を開始（平成27年3月）し、外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアについて割安な運賃を実現

（平成28年度）

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を引き続き継続するとともに、多言語のパンフレットによる周知など、広報・PRの強化を実施
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

[平成29年度の主な取組]

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続するとともに、停留所数の拡大や運行ルートの効率化などを実施
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

[今後の主な取組]

- ・引き続き、羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続し、空港アクセスの更なる利便性向上を図る取組を実施
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・引き続き、鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

○道路輸送インフラの整備【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会開催時における円滑な通行の確保

[必要な対応]

- ・渋滞解消等に資する道路輸送インフラの整備を推進
- ・選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第2号線等について東京都による整備を支援

[これまでの主な取組]

- ・平成26年3月18日 国道357号（新木場立体）開通
- ・平成26年3月29日 環状第2号線（新橋～虎ノ門間）開通

- ・平成 27 年 3 月 7 日 首都高速中央環状品川線 開通
 - ・平成 28 年 1 月 21 日 補助第 314 号線 完了
 - ・平成 28 年 3 月 26 日 国道 357 号（東京港トンネル）海側 開通
- （平成 28 年度）
- ・東京都の施行する環状第 2 号線（汐留～豊洲）のうち、現在の築地市場を通る区間については、大会開催時は、地上部道路で対応する方針を関係者で共有（本線（トンネル）は大会後に完成）

[平成 29 年度の主な取組]

- ・平成 30 年 3 月 10 日 首都高速晴海線 開通

[今後の主な取組]

- ・平成 30 年度 国道 357 号（東京港トンネル）山側 開通予定
- ・平成 31 年度 補助第 315 号線 完了予定
- ・平成 32 年度 国道 14 号（両国拡幅）一部区間 開通予定
- ・平成 32 年度 環状第 2 号線（汐留～豊洲間）開通予定

○大会開催時の輸送【内閣官房、警察庁、国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・大会関係者、観客等の安全かつ円滑な輸送のため、関係者輸送ルート、観客輸送ルートを設定し、一般交通及び市民生活に与える影響を考慮して、場所ごとに最適な運用方法を検討する必要
- ・大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意し、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう、各種の交通総量抑制対策を検討する必要

[必要な対応]

- ・輸送ルートにおける場所ごとの運用方法やその周辺を含めた交通対策について、東京都や大会組織委員会、関係機関・団体と連携・調整し、準備を推進
- ・一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるためには、各種の交通総量抑制対策を組み合わせて実施することが必要であり、関係機関・団体による検討に参画

[これまでの主な取組]

- ・平成 25 年 12 月から、東京都等との「輸送調整会議」において、大会関係者、観客等の輸送について検討
 - ・平成 27 年 7 月から、大会組織委員会も共同主催者となり、「輸送連絡調整会議」と改名
- （平成 28 年度）
- ・平成 29 年 1 月、「輸送連絡調整会議」において輸送ルート設定における基本的な考え方等について検討

[平成 29 年度の主な取組]

- ・平成 29 年 5 月、内閣官房が主催し、交通行動の見直しに係る関係者間の調整と機運醸成について検討を行う「2020 交通輸送円滑化推進会議」を設置
- ・平成 29 年 6 月、大会組織委員会及び東京都において、大会輸送に関する検討・取組状況を取りまとめた「輸送運営計画Ⅴ 1」を策定・公表
- ・平成 29 年 6 月、大会組織委員会及び東京都が主催し、大会輸送等について専門的見地から検討を行う「交通輸送技術検討会」を設置
- ・平成 30 年 1 月、「交通輸送技術検討会」において、「東京 2020 大会の交通マネジメントに関する提言（中間のまとめ）」を策定・公表し、同月、「2020 交通輸送円滑化推進会議」において、大会時の交通輸送円滑化に向けた当面の進め方を関係省庁、経済界と共有

[今後の主な取組]

- ・大会組織委員会等の関係機関・団体とともに、引き続き、大会の実施に向けた詳細な運営を検討していく予定

○多言語対応の強化【内閣官房、観光庁等】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者等の円滑な移動や快適な滞在に向け、国、東京都、民間団体、企業等が連携して多言語対応を進めていく必要
- ・それぞれの主体が行う表示・識別等における多言語対応については、基本的方向性等を相互に確認・共有して取組を進める必要

[必要な対応]

- ・国や東京都、民間事業者等が参画する「多言語対応協議会」において、各主体の取組の進捗の共有や先進的事例を紹介し、案内表示・標識等の多言語対応を推進

[これまでの主な取組]

- ・多言語対応協議会において、「交通」、「道路」、「飲食・サービス」の 3 分科会を設置し、それぞれにおいて、取組方針を策定
- ・一般向けに多言語対応の取組を発信するため、展示会を開催し、優良事例の紹介を行うとともに、多言語対応に有効な I C T 関連技術の紹介も実施
(平成 28 年度)
 - ・多言語対応協議会の開催及び展示会の開催を通じ、多言語対応を推進

[平成 29 年度の主な取組]

- ・平成 29 年 6 月に設置された「小売プロジェクトチーム」において、小売における多言語対応の 3 つの領域(店頭表示、接客コミュニケーション、商品情報)での取組方針の策定等の検討を実施。具体的には基本接客用語「ようこそ言葉」の作成(英語・中国語・韓国語)及びその普及(セミナーの実施、You Tube での動画配信等)や、各省庁の関連ガイドライン等を集約した WEB サイトを立ち上げ

[今後の主な取組]

- ・引き続き、多言語対応協議会の開催及び展示会の開催を通じ、更なる多言語対応を推進

○無料公衆無線 LAN 【総務省、観光庁等】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者等の円滑な移動や快適な滞在に向け、無料公衆無線 LAN 環境の整備

[必要な対応]

- ・訪日外国人が利用可能な無料公衆無線 LAN エリアの整備の促進
- ・無料公衆無線 LAN の利用場所等の情報収集と海外への情報発信
- ・事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みの構築による利便性の向上

[これまでの主な取組]

- ・総務省と観光庁で連携し、自治体、関係事業者等も参画する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」を平成 26 年 8 月に設置
- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体等や、訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線 LAN 環境整備を行う宿泊施設に対し、その費用の一部補助を実施
- ・平成 27 年 2 月に共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」を導入。あわせて、無料公衆無線 LAN 紹介ウェブサイトを開設し、周知・広報の取組を推進
- ・無料公衆無線 LAN の利用開始手続の簡素化に向け、実証実験を実施

(平成 28 年度)

- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体等や訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線 LAN 環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所や鉄道・バス等の公共交通機関に対し、その費用の一部補助を実施
- ・無料公衆無線 LAN 紹介ウェブサイトを改修し、ユーザビリティの向上を図るとともに、共通シンボルマークの更なる普及促進を実施するなど、周知・広報の取組を推進

[平成 29 年度の主な取組]

- ・平成 29 年 7 月に、一般社団法人公衆無線 LAN 認証管理機構の会員事業者間の連携により、20 万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスな Wi-Fi 接続を実現
- ・防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体や訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線 LAN 環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所や鉄道・バス等の公共交通機関に対し、その費用の一部補助を実施
- ・利用手続の簡素化の実証事業「北陸・飛騨・信州 3 つ星街道における通信環境の認証連携強化のための事業」を実施
- ・周知広報の取組として、各交通モードへ無料公衆無線 LAN 紹介ウェブサイト登録、共通シンボルマーク掲出働きかけを実施

[今後の主な取組]

- ・引き続き、地方公共団体等や宿泊施設、外国人観光案内所、公共交通機関への整備支援、利用手続の簡素化の取組、海外への周知・広報等を推進

○宿泊施設の供給確保に向けた対策【観光庁、厚生労働省、内閣府】

[大会に向けた課題]

- ・現在、東京のシティホテル・ビジネスホテルの稼働率は、80%超と年々高い水準で推移し、また、旅館の稼働率については、まだ余裕があるものの、近年増加傾向が見受けられることから、十分な宿泊施設の確保に向けた対応が必要

[必要な対応]

- ・旅館の活用に向けた施設の改善
- ・健全な民泊サービスの普及促進

[これまでの主な取組]

- ・国家戦略特区における民泊事業の開始
- ・平成 27 年 10 月に東京都大田区における特区民泊の実施を盛り込んだ区域計画を認定
- ・日本政府観光局（J N T O）ホームページに、外国人旅行者向けの宿泊施設の窓口サイトを開設し、旅館の情報発信を強化

(平成 28 年度)

- ・特区民泊について、近隣住民との調整や宿泊者名簿の設置などの措置を法令上明記するとともに、「最低利用日数」を「7 日以上」から「3 日以上」に引き下げ
- ・平成 29 年 3 月に住宅宿泊事業法案を国会に提出

[平成 29 年度の主な取組]

- ・平成 29 年 6 月に住宅宿泊事業法が成立、関連する政省令等を公布
- ・平成 29 年 7 月にイベント民泊の実施期間について、年 1 回を年数回程度に緩和
- ・平成 29 年 9 月に千葉市における特区民泊の実施に関する関連条例の制定
- ・平成 29 年 12 月に千葉市における特区民泊の実施を盛り込んだ区域計画を認定、事業の受付を開始
- ・平成 29 年 12 月に東京都大田区において「6 泊 7 日」から「2 泊 3 日」に引き下げる要件緩和に対応する条例の制定
- ・平成 30 年 3 月に東京都大田区において「6 泊 7 日」から「2 泊 3 日」に引き下げる要件緩和に対応する条例の施行

[今後の主な取組]

- ・旅館等の施設の設備改修等に対する支援
- ・健全な民泊サービスの普及に向けた取組の推進

○医療機関における外国人患者受入れ環境整備【厚生労働省、観光庁】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者等が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう受入れ体制の整備が必要

[必要な対応]

- ・外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定
- ・外国人患者受入れ体制等について審査・認証を行う制度（「外国人患者受入れ医療機関認証制度（Japan Medical Service Accreditation for International Patients：J M I P）」）の推進
- ・医療機関における外国人患者受入れ環境整備の推進

[これまでの主な取組]

- ・都道府県と連携して外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」を選定
- ・日本医療教育財団の実施するJ M I Pの推進のため、説明会の開催等を支援
- ・医療機関における医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置を支援
- ・院内案内表示の多言語化等の院内体制整備を支援
- ・医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料（問診票等）の作成・改訂

（平成 28 年度）

- ・「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」を約 900 か所選定
- ・J M I Pの推進を通じ、平成 29 年 3 月末現在、23 医療機関が認証を取得
- ・27 か所の病院において、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置
- ・69 か所の病院において、院内案内表示の多言語化等の院内体制の整備を実施
- ・平成 25 年度に作成した医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料を改訂

[平成 29 年度の主な取組]

- ・「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」を約 1,260 か所選定
- ・J M I Pの推進を通じ、平成 30 年 3 月末現在、41 医療機関が認証を取得
- ・35 か所の病院において、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置
- ・48 か所の病院において、院内案内表示の多言語化等の院内体制の整備を実施
- ・加えて、医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料の改訂、電話通訳サービス利用支援、医療通訳養成支援を実施
- ・これらの取組を通じて、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を平成 29 年度中に 111 か所に拡充し、2020 年（平成 32 年）までに 100 か所で整備する目標を平成 29 年度中に前倒して達成

[今後の主な取組]

- ・基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指す
- ・2020 年（平成 32 年）までに外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の更なる充実を推進

○外国人来訪者等への救急・防災対応【総務省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人の円滑な救急要請と、多言語での救急活動
- ・スマート等を利用した緊急通報・防災施策の充実強化

[必要な対応]

- ・訪日外国人とのコミュニケーションツールの普及
- ・スマート等を利用した緊急通報・防災施策の充実強化のための検討等の実施

[これまでの主な取組]

- ・救急車利用マニュアルを基に、熱中症に関する予防対策、応急手当等を記載した訪日外国人のための救急車利用ガイド（英語版）を作成し、消防庁ホームページに掲載
- ・消防研究センターと国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の共同研究、多言語音声翻訳アプリ（VoiceTra）を開発。一部の消防本部で実証研究を実施し、訓練等を通じて検証
- ・119番緊急通報多様化に向け、スマート等を利用した音声以外の119番緊急通報手段を検討し、実証実験を実施
- ・多言語対応の全国版防災アプリの整備に向けた検討をし、実証実験を実施

（平成28年度）

- ・訪日外国人のための救急車利用ガイドの追加言語を検討し、新たに6か国語（中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、イタリア語）のガイドを作成し、消防庁ホームページに掲載するとともに、消防本部にガイドの活用を依頼
- ・全国の消防本部に、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報時等の多言語対応の推進について通知
- ・多言語音声翻訳アプリ（VoiceTra）についての実証研究を推進し、課題を抽出、改善
- ・スマート等を利用した音声以外の119番緊急通報手段について、引き続き検討し、実証実験を実施
- ・多言語対応の全国版防災アプリの整備に向けた検討

[平成29年度の主な取組]

- ・平成29年4月から全国の消防本部にAndroid版多言語音声翻訳アプリ救急ボイス・トラを提供開始し、活用推進を依頼
- ・平成29年11月には全国救急隊員シンポジウムで救急ボイス・トラのブースを設置し広報を実施
- ・全消防本部において、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報時等の多言語対応の取組促進
- ・平成30年1月から全国の消防本部にiOS版多言語音声翻訳アプリ救急ボイス・トラを提供開始
- ・全国の消防本部に平成29年中の救急ボイス・トラの活用実績を調査
- ・「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を周知

- ・スマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段の導入の促進

[今後の主な取組]

- ・訪日外国人のための救急車利用ガイドの言語追加や、関係府省庁と連携したガイドの周知方法等について検討
- ・全消防本部において、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番通報時等の多言語対応の取組促進
- ・救急ボイストラの普及促進を行うとともに、導入状況や使用実績を調査
- ・スマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段の導入・普及
- ・多言語対応の全国版防災アプリの普及促進
- ・避難支援アプリの作成等に関するガイドラインを周知

○国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から無電柱化を推進

[必要な対応]

- ・平成 31 年度までにセンター・コア・エリア内の無電柱化の完了
- ・緊急輸送道路における無電柱化に関する取組
- ・低コスト手法の導入に向けた取組

[これまでの主な取組]

- ・センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・平成 27 年 12 月に低コスト手法の導入に向けた技術検討に関する取りまとめ
- ・低コスト手法の導入に向けたモデル施工の実施の推進

(平成 28 年度)

- ・引き続き、センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・平成 28 年 4 月に無電柱化の更なる整備促進を図るため、直轄国道の緊急輸送道路における電柱の新設を禁止するとともに、平成 28 年度から電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置を実施
- ・国土交通省において平成 28 年 4 月に電線等の埋設物に関する設置基準の見直しをするとともに、総務省において平成 28 年 6 月に有線電気通信設備令施行規則を、経済産業省において平成 28 年 9 月に電気設備の技術基準の解釈の見直しを実施
- ・引き続き、低コスト手法の導入に向けたモデル施工の実施の推進
- ・平成 28 年 12 月に無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）が成立・施行

[平成 29 年度の主な取組]

- ・センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進

- ・無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路における電柱の新設禁止の普及拡大を図るとともに、電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置等を実施
- ・低コスト手法の導入に向け、小型ボックス活用埋設・浅層埋設方式のモデル施工、直接埋設方式の実証実験の実施
- ・占用制限の対象に「幅員が著しく狭い歩道で特に必要な場合」を追加する道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第6号）が平成30年3月に成立・公布
- ・無電柱化の推進に関する法律に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的、かつ迅速な推進を図るための無電柱化推進計画の策定を推進

[今後の主な取組]

- ・引き続き、センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・引き続き、無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路等における電柱の新設禁止を普及拡大するとともに、電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置を実施
- ・小型ボックス活用埋設、浅層埋設方式のモデル施工や直接埋設方式の実証実験の実施を踏まえ、低コスト手法の導入を推進
- ・平成30年4月に策定した無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進
- ・占用制限や官民連携の具体的な手法について検討しつつ、社会資本整備総合交付金等を活用して、道路事業と一体となった電線管理者が行う無電柱化を支援

○外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備【経済産業省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者の円滑な移動や快適な滞在に向け、不満として挙げられる「母国語言語での情報収集」や「決済環境の整備」等に対応する必要

[必要な対応]

- ・訪日外国人旅行者に対する、よりカスタマイズした情報発信を含む高品質なサービス提供やキャッシュレスな決済環境の整備に向け、訪日外国人旅行者の属性情報・行動履歴等を事業者間で活用できる「おもてなしプラットフォーム」の構築を推進

[これまでの主な取組]

- ・おもてなしプラットフォーム研究会を設置し課題を抽出
- ・消費活動促進プラットフォーム研究会を設置し、課題解決に必要なフレームワーク（枠組み）の検討を実施

(平成28年度)

- ・事業者や地域が連携できる仕組みである「おもてなしプラットフォーム」の構築に取り掛かるとともに、3地域における実証を実施
- ・案内用図記号の国内規格（JIS）の変更・追加のための議論

[平成 29 年度の主な取組]

- ・各地域の事業者が得られる訪日外国人旅行者の属性や行動履歴等に関するデータを全国統合的に蓄積・利活用できるプラットフォーム（おもてなしプラットフォーム）を構築し、10 地域においてデータを収集するとともに、当該プラットフォームにおいてデータを集計し、訪日外国人旅行者の行動傾向等を分析する実証を実施
- ・平成 29 年 7 月に案内用図記号の国内規格（J I S）を改正公示

[今後の主な取組]

- ・事業者が情報を共有・共用するための標準的なデータ様式、システム間の接続方法、情報を収集・利用するに当たっての利用規約やプライバシーポリシー等のルール整備を行い、情報連携を活用した新サービス、キャッシュレス環境の向上等に向けた実証を実施

③暑さ対策・環境問題への配慮に向けた取組の状況

○環境配慮の推進【環境省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会の持続可能性を高めることに貢献すべく、環境負荷低減に向けた取組を推進するとともに、我が国の環境技術の展開・情報発信を推進
- ・暑さの厳しい時期に開催される大会であることから、日本特有の暑さを知らない訪日外国人旅行者も含めた熱中症対策の推進が必要
- ・大会期間中は外国人を含む多くの観光客が東京都市圏を訪れ、大量の廃棄物の排出が予想されることから、実効性の高い分別方策について検討を行い認知度向上と普及が必要

[必要な対応]

- ・低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる、東京都市圏の環境対策の推進に向けた方策等の周知・広報
- ・より環境性能の高い基準によるグリーン購入の推進
- ・熱中症予防に必要な情報の充実に向け、競技会場等の 14 地区程度を対象に暑熱環境を調査し暑さ指数（W B G T）の推計手法を確立
- ・夏季に開催されるイベントの実態調査を実施し熱中症対策の効果や有効性等を調査するとともに、外国人に対する普及啓発の手法を検討
- ・大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドラインの策定及び認知度向上に向けた取組、3 R 人材育成プログラムによる人材育成の推進

[これまでの主な取組]

- ・大会に向けた統合的アプローチによる環境対策推進事業において、東京都市圏の環境対策の推進に向けた方策等を取りまとめた報告書を作成
- ・国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、環境影響低減効果等に関する調査を行い、イベントへのグリーン購入の適用に関する包括的な課題を明確化
- ・「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定するとともに、外国人に対する普及啓発の手法について検討

- ・国内外における大規模集客施設及び公共交通機関等における廃棄物の分別状況等について調査し、国内外の観光客にとって分かりやすい分別区分や分別ラベルの考え方に関する検討を実施
- ・大会を契機とした3R分野のボランティア活動を行う人材の育成プログラムの作成に向け、課題の整理、ロードマップの検討を実施

(平成28年度)

- ・東京都市圏の環境対策の推進に向けた方策等の周知・広報を推進
- ・より環境性能の高い基準（プレミアム基準）によるグリーン購入の推進に向け「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」を策定
- ・「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」について、引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、改訂
- ・外国人に対する普及啓発の手法についての検討を踏まえ、普及啓発資料を作成
- ・外国人にとっても分かりやすい試行用分別ラベルを作成及び集客施設等において効果検証を行い、有識者による検討会で分別ラベル作成に係る留意点について整理
- ・大会組織委員会、各教育機関との調整を図りつつ、有識者検討会による3R人材育成プログラム骨子を作成

[平成29年度の主な取組]

- ・「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」を大会組織委員会に提供するとともに、今年度改定したグリーン購入法基本方針の内容を本ガイドラインに盛り込むよう改定
- ・競技会場等の14地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBT）の推計手法の検討を開始
- ・引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を改訂
- ・試行用分別ラベルの効果検証を行い、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等を取りまとめたガイドラインを策定した。また、自治体等に対してガイドラインの周知を実施
- ・有識者検討会を開催し、3R人材育成プログラムについて検討するとともに、中高生向けの3R人材育成プログラムを試行的に実施

[今後の主な取組]

- ・「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」の周知を進めるほか、必要に応じ改定を実施
- ・競技会場等の14地区程度を対象に暑熱環境を調査し、暑さ指数（WBT）の推計手法の検討を実施
- ・大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドラインの周知
- ・3R人材育成プログラムの開発と、試行的実施を含む具体的な展開を推進

○都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進【環境省】（後掲）

○分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決【経済産業省、国土交通省、環境省等】

[大会に向けた課題]

- ・環境負荷低減や日本の技術力の世界への発信に向け、再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に向けた取組を推進
- ・革新的エネルギー・マネジメントシステムの確立に向けた、電力需要家側のエネルギー・リソースを IoT 技術により統合して制御し、電力の需給調整に活用する新たなビジネス（エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス）の創出

[必要な対応]

- ・水素利用の拡大に向け、燃料電池自動車（F C V）や水素ステーション等の普及・拡大を推進
- ・再生可能エネルギーから水素を製造し、貯め、運ぶ技術の実証の推進
- ・実証事業を通じて、太陽光発電や蓄電池など多数の電力需要家側のエネルギー・リソースを統合して制御する技術の確立や、制御のために用いる通信規格の整備
- ・ディマンドリスポンスの一つであるネガワットを取引する市場（ネガワット取引市場）の創設に向けた事業者間の取引ルールの策定等の制度・環境の整備

[これまでの主な取組]

- ・平成 26 年 12 月に F C V が発売され、政府支援の下、平成 27 年度までに、約 600 台の F C V が普及
- ・政府支援の下、平成 27 年度中には、57 か所の商用水素ステーションが新たに開所
- ・政府支援の下、平成 27 年度には、5 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、そのうち 2 か所が開所
- ・F C V 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を進めるとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月・平成 26 年 6 月閣議決定）に基づき、規制見直しを推進
- ・スマートコミュニティに関する技術実証等の成果を踏まえ、ネガワット取引に関する実証を実施
- ・平成 28 年 1 月に、産学官の実務者級からなる「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会」（以下「E R A B 検討会」という。）を設置し、通信規格の整備等に向けた議論を開始

（平成 28 年度）

- ・政府支援の下、平成 29 年 3 月末時点で、約 1,200 台の F C V が新たに普及
- ・政府支援の下、平成 29 年 3 月時点で、14 か所の商用水素ステーションが新たに開所し、2 か所の水素ステーションを整備中
- ・政府支援の下、平成 28 年度には新たに 12 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、平成 29 年 3 月末時点で、新たに 5 か所（累計 7 か所）が開所

- ・ F C V 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」(平成 25 年 6 月・平成 27 年 6 月・平成 28 年 6 月閣議決定) に基づき、規制見直しを推進
- ・ 政府支援の下、平成 29 年 3 月末時点で、2 台の燃料電池バスが日本で初めて営業用路線に導入
- ・ 平成 28 年度において、ネガワット取引やバーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・ E R A B 検討会において、蓄電池やヒートポンプ等のエネルギー・リソースに係る通信規格の整備や、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」の策定に向けた検討を実施
- ・ 平成 29 年 4 月のネガワット取引市場の創設に向け、ネガワット取引に関する事業者間の取引ルール等について議論し、当該ルールの反映等を行うべく「ネガワット取引に関するガイドライン」(平成 27 年 3 月策定) の改定や、関係省令等の整備を実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・ 政府支援の下、平成 30 年 3 月末時点で、約 750 台の F C V が新たに普及
- ・ 政府支援の下、平成 30 年 3 月時点で、8 か所の商用水素ステーションが新たに開所した。また、3 か所の水素ステーションが整備中
- ・ 政府支援の下、平成 29 年度には新たに 6 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、平成 30 年 3 月末時点で、新たに 11 か所（累計 19 か所）が開所
- ・ F C V 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」(平成 25 年 6 月・平成 27 年 6 月・平成 29 年 6 月閣議決定) に基づき、規制見直しを推進。また平成 29 年 8 月から、規制見直しに係る公開検討会を実施
- ・ 政府支援の下、平成 30 年 3 月末時点で、3 台の燃料電池バスが新たに営業用路線に導入
- ・ 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギー電気から水素を製造する技術 (Power-to-gas 技術) を系統安定化等に活用する実証事業を開始
- ・ 平成 29 年度において、バーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・ E R A B 検討会での検討を踏まえ、平成 29 年 11 月に「E R A B に関するサイバーセキュリティガイドライン」を改訂・公表
- ・ ネガワット取引に関するガイドラインの改訂や日本卸電力取引所の業務規程の改訂等の取組を経て、平成 29 年 4 月にネガワット取引市場を創設
- ・ 今後のビジネスの発展を見据え、ネガワット取引に関するガイドラインを改定（エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインに改称等）

[今後の主な取組]

- ・ 引き続き、F C V や水素ステーションの普及拡大に向けた補助支援、低コスト化に向けた技術開発、規制見直しを三位一体で推進
- ・ 福島新エネ社会構想に基づき、再エネ由来大規模水素製造実証を推進

- ・「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」の策定
- ・バーチャルパワープラント構築に向けた実証を平成 29 年度に引き続き実施するとともに、E R A B 検討会において、エネルギー資源の制御により創出した電力の計測方法等を議論
- ・平成 29 年 4 月にネガワット取引市場を創設

○アスリート・観客の暑さ対策の推進【内閣官房、環境省、国土交通省、消防庁等】
[大会に向けた課題]

- ・暑さの厳しい時期に開催される大会であることから、日本特有の暑さを知らない訪日外国人旅行者も含めた暑さ対策の推進が必要

[必要な対応]

- ・新設会場、仮設会場、マラソン沿道等での暑さ対策や大会運営における熱中症対策の推進
- ・外国人や障害者への熱中症等関連情報の発信
- ・観客等の熱中症対応を含めた救急体制の整備、聴覚・言語機能障害者等を対象とした救急搬送に係る緊急通報の多様化、病院における外国人受入れ体制の整備、大会運営における応急体制の整備等の救急医療体制の整備
- ・暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発の推進

[これまでの主な取組]

- ・「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置し、「東京 2020 に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」を策定（平成 27 年 9 月）
- ・上記中間取りまとめに基づき各府省庁等が暑さ対策に係る取組を推進
- ・「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」を設置し、熱中症の説明や予防法など外国人等に対して発信すべき情報の内容と提供手段の在り方について検討
- ・環境省が「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」等を策定
- ・「アスリート・観客にやさしい道の検討会」を設置（平成 27 年 4 月）し、総合的な道路空間の暑熱対策について検討を実施
- ・路面温度上昇抑制機能を有する舗装の施工を実施
- ・緑陰形成に資する道路緑化を実施

(平成 28 年度)

- ・「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、平成 28 年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画を策定し、順次、情報を発信
- ・国土交通省が設置した「アスリート・観客にやさしい道の検討会」において総合的な道路空間の暑熱対策の今後の取組の方向性として「アスリート・観客にやさしい道づくりに向けた提言」を取りまとめ（平成 28 年 10 月）
- ・上記提言を踏まえ、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施（関係機関と

連携し、路面温度上昇抑制機能を有する舗装の施工、緑陰形成に資する道路緑化等)

- ・平成 28 年 7 月から 8 月まで、競技会場等の 3 か所（有明地区、江の島ヨットハーバー、霞ヶ関カンツリー倶楽部）の暑さ指数（W B G T）を測定し、平成 29 年 1 月に測定結果を公表

[平成 29 年度の主な取組]

- ・「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、平成 29 年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画を策定し、順次、情報を発信
- ・競技会場等の 14 地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（W B G T）の推計手法の検討を開始
- ・平成 29 年度に実施した暑熱環境（暑さ指数（W B G T）等）の調査を踏まえ「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイドの周知方法について関係省庁と検討
- ・大会組織委員会が設置した「暑さ対策検討委員会」に、内閣官房、環境省、消防庁、東京都が参画し、大会組織委員会の暑さ対策の取りまとめに協力
- ・引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施

[今後の主な取組]

- ・関係府省庁、東京都、大会組織委員会が連携してオールジャパン体制で大会に向けた暑さ対策を検討・実施
- ・引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を改訂

○外国人来訪者等への救急・防災対応【総務省】(再掲)

④メダル獲得へ向けた競技力の強化に向けた取組の状況

○競技力の向上【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
- ・次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
- ・スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実

[必要な対応]

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「J O C」という。）及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「J P C」という。）が相互に連携し、中央競技団体の強化戦略における P D C A サイクルの各段階で多面的に支援する過程で得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチや強化活動を専門的な分野からサポートするスタッフの配置等を通じて、中央競技団体の強化活動を支援

- ・競技ルールの策定や国際的なコーチ講習会等で講師を担うことができる人材、世界トップレベルのコーチの育成等について、必要な体制整備やプログラムの開発・実施を通じ支援
- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘により、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムを構築
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技や有望アスリートをターゲットとし、スポーツ医・科学、情報の活用や海外派遣等を通じ、集中的な育成・強化に対する支援を実施
- ・ハイパフォーマンスセンターの機能を強化することにより、中長期的観点から国際競技力の強化を支える基盤を整備
- ・強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの多方面からの専門的かつ高度な支援を実施
- ・女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム等を実施し、女性トップアスリートの競技力向上を支援

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・JOC補助、JPC補助等により、各競技団体が行う国内外強化合宿や専任コーチの設置などの強化活動支援を実施
- ・次世代アスリート特別強化推進事業により、ナショナルコーチの配置等を実施
- ・2020 ターゲットエイジ育成・強化プロジェクトにより、全国各地の才能を有するタレントの発掘・育成体制の整備等を実施
- ・マルチサポート戦略事業において、スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、強化プログラムを実施

(平成 27 年度)

- ・競技力向上事業として、各競技団体が行う国内外強化合宿やナショナルコーチ等の設置などの日常的・継続的な強化活動の支援及び大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化を実施
- ・マルチサポート戦略事業において、スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、強化プログラムを実施

(平成 28 年度)

- ・競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、新たにパラリンピック競技において、次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化を実施
- ・「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）－2020 年以降を見通した強力で持続可能な支援体制の構築－」を策定し、中央競技団体に対するコンサルテーションを開始

- ・各種情報を一元的に管理し、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築に着手しハイパフォーマンスセンターの機能強化に向けた取組を推進
- ・ハイパフォーマンスサポート事業において、我が国の国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学、情報面等から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、ハイレベルな競技大会を新たに開催する強化プログラムを実施するとともに、女性エリートコーチの育成プログラムを開始

[平成 29 年度の主な取組]

- ・競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、戦略的な強化として、地域ネットワークを活用したアスリート発掘・種目転向の促進支援及びハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材や世界トップレベルのコーチを育成するプログラム開発を支援
- ・JOC・JPC、JSCの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるP D C Aサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を実施するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムの確立に向けた取組を実施
- ・ハイパフォーマンスセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等を開発するための体制を整備し開発に着手するとともに、平成 28 年度に着手したトップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築等による取組を継続し、それぞれの取組の成果が好循環する環境や体制を構築
- ・ハイパフォーマンスサポート事業において、我が国の国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学、情報面等から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性アスリートの強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラム、産婦人科医等に対するスポーツ医学普及啓発プログラムを実施

[今後の主な取組]

- ・各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援と、戦略的な強化による支援を実施
- ・協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるP D C Aサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を行いつつ、協働チームが得た知見を、ターゲットスポーツの指定や各種事業の資金配分に関する競技団体評価に活用するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムを構築
- ・スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施

- ・ハイパフォーマンスセンターの機能強化を図り、各機能による成果が好循環する環境や体制の下、それぞれの取組を実施
- ・女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性アスリートの強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施

○強化・研究拠点の在り方【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築の推進
- ・トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

[必要な対応]

- ・ナショナルトレーニングセンター（以下「N T C」という。）中核拠点の拡充棟を整備することにより、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現し、競技力強化を支援
- ・中央競技団体によるN T C競技別強化拠点の活用を推進することにより、競技力強化を支援

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・「トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方について」最終報告の取りまとめ
- ・N T C競技別強化拠点施設としてオリンピック競技3施設を追加指定とともに、新たにパラリンピック競技1施設を指定

(平成 27 年度)

- ・オリンピック競技とパラリンピック競技の更なる共同利用化等を見据えたナショナルトレーニング施設としての拡充を行うための基本計画の取りまとめ
- ・N T C拡充棟に係る基本設計
- ・N T C競技別強化拠点施設としてオリンピック競技2施設、パラリンピック競技6施設を追加指定

(平成 28 年度)

- ・N T C及び国立スポーツ科学センター（以下「J I S S」という。）のオリンピック競技とパラリンピック競技との共同利用を推進
- ・N T C拡充棟に係る実施設計
- ・N T C競技別強化拠点施設としてパラリンピック競技4施設を追加指定
- ・指定期間の満了するN T C競技別強化拠点施設の夏季競技及び高地トレーニングの再指定並びにパラリンピック競技の追加指定

[平成 29 年度の主な取組]

- ・N T C及びJ I S Sのオリンピック競技とパラリンピック競技との共同利用を推進
- ・N T C拡充棟に係る整備工事
- ・N T C競技別強化拠点施設としてオリンピック競技1施設、オリパラ共同利用1施設の追加指定

[今後の主な取組]

- ・ N T C 及び J I S S のオリンピック競技とパラリンピック競技との共同利用を推進
- ・ N T C 拡充棟の建設（平成 31 年 6 月完成予定）
- ・ N T C 競技別強化拠点施設の指定に係る検討・実施

○自衛官アスリートの育成及び競技力向上【防衛省】

[大会に向けた課題]

- ・ 自衛隊体育学校における選手の育成
- ・ 有望選手の獲得
- ・ 育成基盤の整備

[必要な対応]

- ・ 自衛隊体育学校における選手の育成の強化
- ・ 有望選手の獲得施策の一層の推進
- ・ 育成基盤の着実な整備

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ これまで選手を育成してきた 9 種目に加え、女子ラグビー及びカヌーの選手育成・強化の実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

(平成 27 年度)

- ・ 女子ラグビー及びカヌーを含む 11 種目の選手育成・強化の実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

(平成 28 年度)

- ・ 女子ラグビー及びカヌーを含む 11 種目の選手育成・強化の実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・ 自衛隊体育学校に女子ラグビー及びカヌーの特別体育課程を設置し、計 11 種目の選手育成・強化を実施
- ・ 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・ 自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

[今後の主な取組]

- ・女子ラグビー及びカヌーを含む 11 種目の選手育成・強化の実施
- ・世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

○射撃競技における競技技術の向上【警察庁等】

[大会に向けた課題]

- ・大会等に向けた選手強化
- ・ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- ・射撃競技における競技力の強化

[必要な対応]

- ・年少射撃資格者の下限年齢を 14 歳から 10 歳に引下げ
- ・年少射撃資格の認定の失効年齢を 18 歳から 19 歳に引上げ
- ・空気銃に係る練習射撃場の制度を新設
- ・年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置を規定

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・銃砲刀剣類所持等取締法改正案の閣議決定及び国会提出
- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法（平成 26 年法律第 131 号）公布

(平成 27 年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法施行

(平成 28 年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

[平成 29 年度の主な取組]

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

[今後の主な取組]

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備に向けた取組の状況

○国内アンチ・ドーピング活動体制の整備【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・ドーピング検査員の確保と資質向上及び分析機関の体制強化の推進
- ・ドーピングを未然に防ぐためのインテリジェンス体制の構築
- ・教育・啓発活動の充実

[必要な対応]

- ・ドーピング検査員の人材の育成・確保、インテリジェンス共有体制の構築、研究開発の促進に係る体制整備
- ・アスリートやサポートスタッフ、医師、薬剤師等への教育・啓発及び国民に対する啓発活動の充実

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・「ドーピング防止活動推進事業」において人材育成、研究開発等を推進
- ・Sport for Tomorrow プログラムにおいて、アンチ・ドーピング体制の整備が遅れている国に対し、技術指導や教育プログラムの提供等を実施
- ・学校教育において、アンチ・ドーピングを通じた「スポーツの価値を基盤とした教育」の事業展開

(平成 27 年度)

- ・「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」の設置

(平成 28 年度)

- ・「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」においてドーピング検査の実効性の向上、教育活動の充実・強化、研究活動の充実・強化、組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与等に関する論点の整理を行い、報告書を公表

[平成 29 年度の主な取組]

- ・国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成
- ・ドーピング通報窓口の運用開始などのインテリジェンス共有体制の構築に向けた基盤整備
- ・大学等の研究機関の連携による研究開発事業の推進

[今後の主な取組]

- ・大会に向けたドーピング検査員増員のための育成事業の推進
- ・アスリートやサポートスタッフ、医療従事者等に対する教育・啓発活動の充実
- ・学校教育において、アンチ・ドーピングを通じた「スポーツの価値を基盤とした教育」の実践
- ・大学等の研究機関の連携による研究開発事業の推進

⑥新国立競技場の整備に向けた取組の状況

○新国立競技場の整備等【内閣官房、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさを基本理念として、大会に確実に間に合うよう着実に整備を推進

[必要な対応]

- ・平成 28 年 8 月に決定した「新国立競技場の整備計画」に基づく工期及びコストを厳守した着実な整備
- ・新国立競技場整備事業に係る財源の確保

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を議長とする関係閣僚会議を設置
- ・関係閣僚会議において「新国立競技場の整備計画」を策定・公表
- ・JSCにおいて、建築等の専門家からなる技術提案等審査委員会を設置し、業務要求水準書を策定の上、新国立競技場整備事業の技術提案を公募
- ・JSCが関係閣僚会議の点検を経て整備事業の優先交渉権者を大成建設等JVに選定
- ・設計等業務を行う第Ⅰ期事業を開始
- ・「新国立競技場の整備に関する国・東京都の財源検討ワーキングチーム」を発足させ実務的な検討を開始
- ・関係閣僚会議において「新国立競技場の整備に係る財源負担について」を決定
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案を第190回国会に提出

(平成28年度)

- ・建設工事等を行う第Ⅱ期事業を開始
- ・本体工事に着手
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成28年法律第35号)が成立、公布、施行

[平成29年度の主な取組]

- ・JSCが関係閣僚会議において新国立競技場整備事業の進捗状況等を報告
- ・大会後の運営管理については、文部科学副大臣を座長とする「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」において、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」を取りまとめ、関係閣僚会議へ報告

[今後の主な取組]

- ・JSCにおいて、第Ⅱ期事業と業務要求水準及び工期・コストを含む技術提案の内容との整合性・妥当性についての検討を定期的に行うなど、適切かつ着実な整備の推進
- ・大会後の運営管理については、上記の基本的な考え方に基づき、民間事業化の検討を推進

⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成に向けた取組の状況

○Sport for Tomorrow プログラムの実施【文部科学省、外務省】

[大会に向けた課題]

- ・開発途上国を中心にスポーツの価値及びオリンピック・パラリンピックムーブメントを普及

[必要な対応]

- ・学校体育カリキュラムの策定及びスポーツイベントの開催への支援
- ・国際スポーツ人材育成拠点の構築
- ・国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援

- ・スポーツ関連施設の整備、器材供与
- ・スポーツ指導者・選手等の派遣・招へい
- ・スポーツ分野での技術協力
- ・日本文化紹介・人材育成支援
- ・パラリンピック未参加国・地域等の支援

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・カンボジアの中学校体育における新しい学習指導要領策定の支援及びマラウイにおける運動会の開催支援
- ・筑波大学、鹿屋体育大学、日本体育大学の 3 大学において、各国から学生を受入れ、短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対する ODA の一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）によるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(平成 27 年度)

- ・カンボジアの中学校体育における新しい学習指導要領策定の支援
- ・日本型の体育コンテンツである「運動会やラジオ体操の普及」及びスポーツイベントの開催支援
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ、修士課程プログラムを開始
- ・鹿屋体育大学、日本体育大学において、各国から学生を受入れ短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対する ODA の一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA によるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい、スポーツ器材輸送支援を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(平成 28 年度)

- ・カンボジアの中学校体育における新しい学習指導要領策定の支援
- ・日本型の体育コンテンツである「運動会やラジオ体操の普及」及びスポーツイベントの開催支援
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ、修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学、日本体育大学において、各国から学生を受入れ、短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対する ODA の一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA によるボランティアの派遣及び技術協力の実施

- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい、スポーツ器材輸送支援を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・学校体育教育の質の向上に向けた専門家の派遣、運動会やラジオ体操等のスポーツイベントの開催支援を実施
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ、修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学、日本体育大学において、各国から学生を受入れ、短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対する ODA の一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA によるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい、スポーツ器材輸送支援を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施
- ・パラリンピック未参加国・地域等を対象に、パラアスリート・コーチの育成や各国パラリンピック委員会の設立・運営強化支援を実施

[今後の主な取組]

- ・学校体育カリキュラムの策定支援・スポーツイベントの開催支援
- ・国際スポーツ人材育成拠点の構築
- ・国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援
- ・スポーツ関連施設の整備、器材供与
- ・スポーツ指導者・選手等の派遣・招へい
- ・スポーツ分野での技術協力
- ・日本文化紹介・人材育成支援
- ・パラリンピック未参加国・地域等の支援

○国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・オリンピック・パラリンピック教育等を中心とした、オリンピック・パラリンピックムーブメントの全国展開
- ・スポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブの在り方についての検討

[必要な対応]

- ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための効果的手法等に関する実践的な調査研究の推進

- ・教員向けの研修、オリンピアン・パラリンピアンとの交流事業等のオリンピック・パラリンピック教育の推進
- ・平成 29 年度以降においては、東京都以外の 46 道府県において、オリンピック・パラリンピック教育が実施されるよう、関係団体と連携し取組を推進
- ・オリンピック・パラリンピック教育の実施を通じた無形のレガシーの創出という観点も踏まえた、取組推進のための基本的な考え方及び具体的な内容・手法についての検討
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会等に係る資料のアーカイブ化、ネットワーク化に関する調査研究の推進

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議の設置

(平成 27 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメントの調査研究事業を 3 府県において実施
- ・オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議において、「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 中間まとめ」を公表

(平成 28 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 12 府県において実施
- ・オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議において、「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告」を公表
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブの在り方について検討を行う調査研究事業を実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 20 府県・政令市で実施
- ・パラリンピック競技を体験する市民向けイベントを全国 9 か所で開催
- ・パラリンピック教育の教員向けセミナーを全国 12 県・政令市で開催
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブの在り方について検討を行う調査研究事業を実施

[今後の主な取組]

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業による取組を推進
- ・引き続き、スポーツに関する多様な資料のアーカイブの在り方について検討を行う調査研究事業を実施

○スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会成功に向けて官民の関係者が連携して取り組んでいくための国内外の機運醸成
- ・海外の幅広い関係機関とのこれまで以上の密な連携の推進

[必要な対応]

- ・観光とも連動させつつ、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、国際的な機運を高めるためのキックオフイベントとしての国際会議の開催

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・文部科学省内に大臣官房スポーツ・文化・ワールド・フォーラム準備室の設置
- ・フォーラムの準備に当たり地方自治体・民間企業等から出向者を受入れ
- ・官民協働実行委員会及び関係府省連絡会議を開催し、官民協働の連携体制を整備

(平成 28 年度)

- ・官民協働でスポーツ・文化・ワールド・フォーラムの準備を進め、国内外から総勢延べ約 7,500 人が参加した同フォーラムを実施
- ・2020 年（平成 32 年）に向けて、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となっていく「2020 年を見据えた文化による国づくりを目指して（通称：京都宣言）」を発表
- ・文化プログラムにつながる各地の意欲的な取組と、文化プログラムの実施を通じて創出すべき文化的レガシー等について議論
- ・文化芸術の力を全国各地で開花させるために「自治体サミット宣言」を発表
- ・各国のスポーツ大臣や A S E A N を中心とした文化大臣等の参加のもと、我が国の伝統芸能等と海外文化・現代アート等が調和したイベントを開催
- ・大会のレガシーについて、小池東京都知事や遠藤大会組織委員会理事（当時）の講演に加え、アスリート等を登壇者に加え、議論
- ・我が国のスポーツを通じた国際貢献の取組である Sport for Tomorrow をテーマにスポーツ大臣会合を開催し、35 か国の大蔵を含む 69 か国の代表が出席
- ・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの成果について、あらゆる機会をとらえて周知

[平成 29 年度の主な取組]

- ・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの成果について、事後広報冊子を作成し、日・英両言語にて電子書籍で配信

○Special プロジェクト 2020 の実施【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・パラリンピック開催を契機とした障害者のスポーツ実施率の向上

[必要な対応]

- ・2020 年（平成 32 年）に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催

- ・大会のレガシーとして特別支援学校を地域の共生社会の拠点として推進
(平成 28 年度)
 - ・「Special プロジェクト 2020」文部科学省推進本部会合の実施
 - ・ボッチャの普及啓発を推進するためのイベント開催

[平成 29 年度の主な取組]

- ・「Special プロジェクト 2020」委託事業の実施
- ・特別支援学校において、祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するためのモデル事業を実施
- ・特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
- ・特別支援学校のスポーツの全国大会の開催を支援
- ・特別支援学校の児童生徒を対象にロゴマークを募集し、決定

[今後の主な取組]

- ・実行委員会開催によるネットワーク構築
- ・特別支援学校において、祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するため、実践研究を実施
- ・特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
- ・全国大会の開催支援
- ・ロゴマークを活用した周知・広報

⑧その他

○記念貨幣の発行検討【財務省】

[大会に向けた課題]

- ・大会開催までに複数種類の記念貨幣を発行

[必要な対応]

- ・造幣局と連携し記念貨幣の図柄等を検討
- ・大会組織委員会、IOC 等関係者との調整

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・過去の大会に際して発行された記念貨幣に関する調査

(平成 27 年度)

- ・過去の大会に際して発行された記念貨幣に関する調査
- ・記念貨幣発行に向けた検討

(平成 28 年度)

- ・記念貨幣発行に向けた検討
- ・記念貨幣発行の閣議決定（額面千円）
- ・開催引継記念貨幣の図柄等の決定
- ・開催引継記念貨幣の発行

[平成 29 年度の主な取組]

- ・記念貨幣発行に向けた検討
- ・記念貨幣に関する有識者会合（第 1 ・ 2 回）の開催
- ・記念貨幣発行の閣議決定の一部改正（額面一円及び百円の追加）
- ・記念貨幣（第一次発行分）の図柄等の決定

[今後の主な取組]

- ・記念貨幣発行に向けた検討
- ・記念貨幣に関する有識者会合（第 3 回）の開催
- ・記念貨幣発行の閣議決定の一部改正（額面五百円の追加）
- ・記念貨幣（第二～四次発行分）の図柄等の決定
- ・記念貨幣（第一～四次発行分）の発行

○大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等【総務省、文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・都道府県及び指定都市における大会協賛宝くじの発売
- ・大会記念切手（寄附金付切手を含む。）の発行

[必要な対応]

- ・都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじを引き続き発売
- ・日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）において、文部科学省からの推薦に基づき、大会記念切手（寄附金付切手を含む。）の発行について調整

[これまでの主な取組]

（平成 27 年度）

- ・寄附金付切手の発行を可能とする平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の成立・施行

（平成 28 年度）

- ・都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・文部科学省から日本郵便に対して寄附金付切手発行の推薦

[平成 29 年度の主な取組]

- ・都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・日本郵便において、平成 30 年度の大会記念切手（寄附金付切手）の発行計画を発表
- ・日本郵便（株）において、「東京 2020 大会〔寄附金付〕年賀はがき」を発行。取りまとめた寄附金を、総務大臣の認可を受け、大会組織委員会に配分

[今後の主な取組]

- ・日本郵便において、平成 30 年度の大会記念切手（寄附金付切手）を発行
- ・日本郵便において、平成 31 年度以降の大会記念切手（寄附金付切手を含む。）の発行計画を発表

○記念自動車ナンバープレートの発行【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・国民的機運の醸成、意識の高揚を図るため特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・バス、タクシーのバリアフリー化の促進

[必要な対応]

- ・地下鉄駅、バス車内等でのポスター掲示や、ディーラー等の販売店舗でのチラシの配布
- ・国や東京都の公用車への積極的な取付け
- ・交通事業者への取付け依頼等の実施
- ・特別仕様ナンバープレートの交付に合わせた寄附金の募集

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・図柄入りナンバープレートの実施に向けた道路運送車両法の改正

[平成 28 年度の主な取組]

- ・図柄入りナンバープレート制度検討会での検討結果を盛り込んだ「最終取りまとめ」を公表
- ・具体的な図柄について関係機関と調整の上、応募要項を公表し、国民からデザインを公募
- ・応募デザインについて、有識者で構成するデザイン選考委員会で審査

[平成 29 年度の主な取組]

- ・デザイン選考委員会の審査、視認性の確認、国民からの意見募集等を経て図柄を決定し、オリンピック・パラリンピックを一体とした特別仕様自動車ナンバープレートを平成 29 年 10 月より交付開始
- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートの交付に合わせて、バス、タクシーのバリアフリー化等に充てるための寄附金を募集開始

[今後の主な取組]

- ・平成 32 年までの間、特別仕様の図柄入りナンバープレートを交付
- ・国民的機運の一層の醸成等に向けた、特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・特別仕様の図柄入りナンバープレートの寄附金を活用し、バス・タクシーのバリアフリー化等を促進

○知的財産保護の在り方検討【経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護
- ・関連標章の商標登録出願対応

[必要な対応]

- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組の実施
- ・出願に際しての相談受付・助言

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・国と大会組織委員会との打合せを開催し、大会に関する知的財産の保護の在り方について意見交換を実施

(平成 27 年度)

- ・商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言
- ・新エンブレム選定に際し、選定方針や具体的な選定基準の策定について助言

(平成 28 年度)

- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言
- ・大会組織委員会、内閣官房、関係府省庁間において大会に関する知的財産保護の在り方について意見交換を実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・内閣官房、関係府省庁間において大会に関する知的財産保護の在り方について意見交換を実施
- ・マスコット選定に際し、選定方針や具体的な選定基準の策定について助言
- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

[今後の主な取組]

- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

○式典等大会運営への協力検討【防衛省】

[大会に向けた課題]

- ・飛行展示（ブルーインパルス）や国歌演奏（音楽隊）など式典等大会運営への協力

[必要な対応]

- ・飛行展示におけるカラースモーク再開に向けた調査研究
- ・国歌演奏時の陸自中央音楽隊の特別儀じょう演奏服の検討

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・飛行展示におけるカラースモーク再開に向けた調査研究

(平成 27 年度)

- ・飛行展示におけるカラースモーク再開に向けた調査研究
 - ・国歌演奏時の陸自中央音楽隊の特別儀じょう演奏服の検討
- (平成 28 年度)
- ・飛行展示におけるカラースモーク再開に向けた調査研究
 - ・陸自中央音楽隊の特別儀じょう演奏服納入

[平成 29 年度の主な取組]

- ・飛行展示におけるカラースモーク再開に向けた調査研究
- ・陸自音楽隊の演奏服納入

[今後の主な取組]

- ・飛行展示におけるカラースモーク再開に向けた調査研究
- ・関係機関と連携した式典等における協力の具体的な要領等の検討及びテストイベントを通じた検証

○建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大への対応

[必要な対応]

- ・国内での人材確保を基本としつつ即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る取組を実施

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・特定監理団体等の認定事務の開始

(平成 27 年度)

- ・本措置の対象となる外国人材の受入れ開始
- ・制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

(平成 28 年度)

- ・建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置に関する説明会を開催
- ・制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置に関する説明会を開催
- ・制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施
- ・外国人建設就労者受入事業に関する告示を改正し、平成 32 年度までに就労を開始した者に限って最長平成 34 年度末までの就労を可能とすべく運用の見直しを実施

[今後の主な取組]

- ・制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

○大会に向けた各種建設工事における安全確保【厚生労働省】

[大会に向けた課題]

- ・大会施設の安全かつ着実な整備
- ・大会に向けた各種建設工事の安全確保

[必要な対応]

- ・協議会を通じた関係府省庁、発注者、建設団体、労働組合の連携
- ・工事従事者への安全衛生教育及び施工業者への技術指導等の対策強化

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」を組織

(平成 28 年度)

- ・平成 28 年 6 月に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」を策定
- ・工事従事者への安全衛生教育の支援、工事現場への技術指導等の対策強化

[平成 29 年度の主な取組]

- ・協議会にて、各大会施設工事で取り組んでいる安全衛生対策の共有、情報発信
- ・新国立競技場建設工事の下請事業者の労働者が、過重労働に伴う精神疾患が原因で自殺に至った事案を踏まえ、再発防止のための健康管理対策の実施に関する働きかけ
- ・大会施設工事の安全を呼びかけるスローガンを決定し、各大会施設工事現場に安全スローガンの横断幕、懸垂幕を配付

[今後の主な取組]

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」に基づく安全衛生対策の徹底及び実施状況のフォローアップ
- ・安全衛生対策を情報発信し、建設技術者との情報共有や知見の交流を促進
- ・工事従事者への安全衛生教育の支援、工事現場への技術指導等の対策強化

○大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現【総務省】

[大会に向けた課題]

- ・大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現

[必要な対応]

- ・大会運営等に使用する無線局や海外報道機関等が持ち込む無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等に関する調査検討等

- ・大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現に向けた無線局免許・検査、電波監視に関する体制等の整備

[これまでの主な取組]

- ・「2020年東京オリンピック/パラリンピック関連の無線局許認可に関する連絡会」を設置
- ・大会組織委員会が設置した「東京2020大会周波数調整委員会」に参画
(平成28年度)
 - ・平成29年度からの調査検討等の実施に向けた検討及び調整
 - ・大会運営等に使用する無線局や海外報道機関等が持ち込む無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等に関する調査検討に向けて、国民に対する意見募集を実施

[平成29年度の主な取組]

- ・大会期間中に使用される無線局のうち、特に多数の使用が想定される無線システムの無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等の検討
- ・無線局免許・検査等の円滑な実施体制等の検討並びに競技会場及びその周辺の電波監視の実施体制の検討

[今後の主な取組]

- ・大会期間中に使用される無線局のうち、その他の無線システムも含めた無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等の検討、当該検討結果の取りまとめ及び大会期間中に使用される無線局に割当て可能な周波数リストの策定
- ・周波数申請受付状況等を踏まえた周波数の追加割当ての検討及び周波数の割当て
- ・成果を踏まえた、我が国の既設無線局と共存可能な形での円滑な運用
- ・無線局免許・検査等の円滑な実施体制等の検討・確立並びに競技会場及びその周辺の電波監視の実施体制の構築

2. 大会を通じた新しい日本の創造に向けて

(1) 大会を通じた日本の再生

①被災地の復興・地域活性化

○被災地と連携した取組の検討【内閣官房、復興庁等】

[大会に向けた課題]

- ・大会が復興の後押しとなるよう被災3県と連携した取組を検討、実施。具体的には、被災地での聖火リレー、大会イベントの開催、事前キャンプの実施、被災地产品等の活用、被災地の子供たちの大会への招待等について取組を推進
- ・被災地での競技の開催
- ・復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に向けて発信

[必要な対応]

- ・地元自治体や都、大会組織委員会等が実施主体となって3県を中心に実施される様々なイベント等について幅広く発信
- ・大会組織委員会が中心になって検討を進める聖火リレー等の取組への積極的な参加、協力
- ・被災地での競技開催の実現及び円滑な開催に向けた働きかけ
- ・被災地產品等の活用に向けた働きかけ

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・「被災地復興支援連絡協議会」に参画

(平成27年度)

- ・東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣（以下「オリパラ担当大臣」という。）が福島県を訪問し、県知事と意見交換を実施
- ・被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、大会組織委員会に対し要望
- ・ホストタウンとして、宮城県2市町（仙台市、蔵王町）、福島県2市町（猪苗代町、郡山市）を登録

(平成28年度)

- ・被災自治体からの要望等も踏まえ、都知事に対し、被災地での競技開催、聖火リレー等を要請
- ・ホストタウンとして、岩手県の1市（盛岡市）、福島県の3市（福島市、会津若松市、いわき市）を登録
- ・復興庁と内閣官房が連携し、被災3県で、復興五輪についての意見交換会を実施
- ・「復興ポータルサイト」を開設。復興の情報とともに、被災地における大会に関連するイベントや事前キャンプ等の情報発信を開始
- ・大会組織委員会において、持続可能性に配慮した調達コードが策定され、調達の際の被災地の復興への配慮について明記
- ・IOC理事会において福島県営あづま球場での野球・ソフトボール競技の実施決定

[平成29年度の主な取組]

- ・東日本大震災で被災した岩手県・宮城県・福島県の自治体を対象とした復興「ありがとう」ホストタウンを新設。岩手県6件（大船渡市、花巻市、陸前高田市、野田村、釜石市、宮古市）、宮城県3件（仙台市、東松島市、亘理町）、福島県4件（飯舘村、南相馬市、本宮市、北塩原村）の計13件を登録
- ・ホストタウンとして、宮城県白石市・柴田町、岩手県遠野市を登録
- ・被災自治体からの要望等も踏まえ、都知事に対し、被災地での聖火リレー、被災地の資材の活用等を要請
- ・第5回IOC調整委員会公式夕食会において、被災3県の復興についてPRを実施
- ・JSCにおいて、被災3県の木材を新国立競技場のエントランスゲートの軒の資材に活用する旨を発表

- ・大会組織委員会において、飲食提供に係る基本戦略が策定され、飲食提供を通じた復興支援について明記

[今後の主な取組]

- ・大会組織委員会、東京都、岩手県、宮城県、福島県等と構成する「被災地復興支援連絡協議会」で、大会が復興の後押しとなるよう3県と連携した取組を検討、実施するほか、関係機関と適切に連携し、イベント等の円滑かつ効果的な実施等に協力
- ・被災地からのきめ細かな意見聴取及びこれへの対応

○ホストタウンの推進【内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・地域活性化等を推進するため、大会参加国・地域と人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として登録し、関係府省庁と連携して、登録された団体の取組を支援
- ・2020年（平成32年）以降を見据えた取組の推進
- ・登録件数及び相手国・地域の拡大

[必要な対応]

- ・大会開催後を見据え、ホストタウン登録自治体に対し、目指すレガシーは何かを長期的な視点に立って検討、計画を作成するよう要請（登録団体の計画はほかの参考にも資するよう公開）
- ・全国各地の自治体や民間団体、大学等が主催する説明会等や、外務省が参加するイベントへの参画、在京大使館との個別協議、海外の競技団体への協議等による周知等の実施

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・自治体の活動状況把握・アンケート調査の実施

（平成27年度）

- ・全国知事会議においてオリパラ担当大臣からホストタウン構想の概要を説明の上、公表
- ・全国の都道府県・政令指定都市向けの説明会実施
- ・推進要綱・公募要項等の全国への発出
- ・ホストタウンの第一次登録申請の受付開始
- ・第一次登録団体の公表（44件）

（平成28年度）

- ・第二次登録団体の公表（47件）
- ・第三次登録団体の公表（47件）
- ・地方自治体の国際交流、財政、地域振興、企画担当部局等に対してホストタウン制度の啓発を実施

[平成29年度の主な取組]

- ・第四次登録団体の公表（41件）

- ・復興「ありがとう」ホストタウンの新設（13件）
- ・共生社会ホストタウンの新設（6件）
- ・第五次登録団体の公表（32件）
- ・第六次登録団体の公表（7件）※第六次から登録間隔を短縮化
- ・全国のホストタウンを集めた「ホストタウンサミット」の開催

[今後の主な取組]

- ・登録団体の申請受付及び結果の公表
- ・大会参加国・地域への周知等の実施
- ・地方自治体の国際交流、財政、地域振興、企画担当部局等に対するホストタウン制度の啓発の継続

○対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信【経済産業省、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・2020年（平成32年）に向け、地方部も含めた我が国の魅力的なビジネス環境を世界に発信し、国際経済交流、対日投資を促進

[必要な対応]

- ・大会に向けた対外情報発信の強化による外国企業等と日本企業のネットワーク化、経済交流の強化

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・対日直接投資推進会議において、ビジネス環境の改善についての「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の決定

(平成27年度)

- ・ロサンゼルス、ニューヨークでの対日投資セミナーにおいて、内閣総理大臣・自治体首長によるトップセールスを実施し、地方部も含めた日本の魅力を情報発信

(平成28年度)

- ・対日直接投資推進会議において、ビジネス環境の改善についての「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を決定
- ・ブリュッセル、ニューヨークでの対日投資セミナーにおいて、内閣総理大臣・自治体首長によるトップセールスを実施し、地方部も含めた日本の魅力を情報発信
- ・東京で対日投資フォーラム「INVEST JAPAN Forum 2016」を開催し、日本の中小企業の持つポテンシャルの紹介や地域の中堅・中小企業と外資系企業との提携成功事例の紹介等を行い、地方部も含めた日本国内における対日投資への機運を醸成
- ・日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）において、地域における外国企業誘致能力の向上を目的に、自治体職員等を対象とした研修を実施

[平成29年度の主な取組]

- ・対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループにおいて、外国企業の日本への投資活動や事業展開について、煩雑さが指摘されている規制・行政手続の見直しについて議論を行い、各省庁等において実施する具体的な取組を決定
- ・ニューヨークで開催した総理と米国企業CEO等との懇談会において、改善する日本の投資環境をアピールし、日本への更なる投資の呼びかけを実施
- ・JETROにおいて、地域における外国企業誘致能力の向上を目的に、自治体職員等を対象とした研修を実施

[今後の主な取組]

- ・ラグビーワールドカップを含む事前キャンプ・ホストタウン相手国・地域等と自治体との交流等を活用し、地方部の企業等と外国企業とのネットワーク化を推進
- ・自治体の首長等によるトップセールス等による情報発信
- ・外国企業誘致に積極的な自治体及び地方経済産業局との連携
- ・外国企業トップを招へいし、日本の投資環境の発信や外国企業と日本企業とのマッチングイベントを実施

○東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大【内閣官房、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会の拡大

[必要な対応]

- ・大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくための取組の実施
- ・東京都をはじめとする協議会や経済団体との連携による中小企業のビジネス機会の拡大

[これまでの主な取組]

(平成27年度)

- ・東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」に国が参画
- ・「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」において、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」構築に向けた開発

(平成28年度)

- ・「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」において、「ビジネスチャンス・ナビ2020」を稼働開始（平成28年度年間登録件数19,165件）

[平成29年度の主な取組]

- ・ビジネスチャンス・ナビ2020に新たに6,010件の企業が新規登録（平成30年3月31日時点累計登録件数25,175件）

[今後の主な取組]

- ・東京都をはじめとする協議会や経済団体との連携により、中小企業の受注機会の拡大、販路の開拓、新製品・新サービスの開発促進に向けた取組の実施

②日本の技術力の発信

○社会全体の I C T 化の推進【総務省等】

[大会に向けた課題]

- ・多言語音声翻訳対応の拡充
- ・デジタルサイネージの普及拡大
- ・オープンデータの利活用推進
- ・放送コンテンツの海外展開による日本の魅力の発信
- ・無料公衆無線 L A N 環境の整備
- ・第 5 世代移動通信システム（5 G）の実現
- ・4 K ・ 8 K の推進
- ・サイバーセキュリティの強化
- ・都市サービスの高度化の実現
- ・高度な映像配信サービスの推進

[必要な対応]

- ・多言語音声翻訳技術についての対象言語の拡大、翻訳精度の向上、将来の事業化に向けた社会実証の実施
- ・災害情報の一斉配信サービスや個人情報に応じた情報提供等を可能とするデジタルサイネージの国内・国際標準化の推進
- ・関係機関と連携し、2020 年（平成 32 年）に街全体で公共交通情報等のオープンデータを活用できる環境の実現に向けた社会実証の実施
- ・「クールジャパン戦略」、「ビットジャパン戦略」、「地方の創生」等に資する放送コンテンツの制作、発信等への支援
- ・訪日外国人が利用可能な無料公衆無線 L A N エリアの拡大、シームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みの構築
- ・5 G 実現に向けた研究開発・総合実証試験の推進等
- ・4 K ・ 8 K の推進のための関係者の連携体制の構築、技術的課題への対応、送受信環境整備等
- ・サイバーセキュリティ人材の育成等
- ・交通系 I C カード等を活用して個人の属性に応じたサービス提供を可能とする共通クラウド基盤の構築、連携するサービス分野の拡大
- ・高度映像配信サービスの普及拡大に向けた環境整備

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、自治体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・「無料公衆無線 L A N 整備促進協議会」を設置

- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備を行う自治体等への支援

- ・「４Ｋ・８Ｋ推進のためのロードマップ」の策定・公表

- ・「情報セキュリティ アドバイザリーボード」の開催

(平成 27 年度)

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ標準仕様の策定、国際標準化に向けた取組を実施
- ・大会情報や公共交通情報等のオープンデータを活用したアプリケーションの開発等を促す環境を整備する実証を札幌で実施
- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、自治体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・無料公衆無線ＬＡＮの認証連携に向けた利用開始手続の簡素化の実証実験を実施
- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備を行う自治体等への支援
- ・産学官連携による「第 5 世代移動通信システム実現に向けた研究開発」を開始、各国との連携推進等を実施
- ・「４Ｋ・８Ｋ推進のためのロードマップ」を改定・公表
- ・大会に向けた取組を含む今後のサイバーセキュリティ政策推進の方向性についての「サイバーセキュリティ政策推進に関する提言」を取りまとめ

(平成 28 年度)

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様に基づく機能検証と国際標準化に向けた取組を実施
- ・訪日を検討している外国人旅行者に対し、各自治体等のオープンデータを活用した観光情報の提供等を行うための実証を実施
- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、自治体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備を行う自治体等への支援
- ・５Ｇについての研究開発の拡充、国際連携の推進とともに、周波数確保に向けた基本戦略を策定するため、情報通信審議会へ諮問
- ・平成 30 年からの衛星による 4Ｋ・8Ｋ実用放送の開始に向けた放送事業者認定等のための制度整備、放送事業者の認定、番組中継装置にかかる技術的条件について情報通信審議会へ諮問
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・属性情報と各種サービスを連携させる共通クラウド基盤の構築及び同基盤に連携する多様なサービス実証
- ・4Ｋ・8Ｋ等映像技術を活用した多様なコンテンツによる高度映像配信サービスの有効活用、効果検証の実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様の国際標準化に向けた取組を実施
- ・高齢者、障害者等の移動弱者に対して、地方公共団体等のオープンデータを活用した移動支援モデルの構築に向けた調査研究を実施
- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、自治体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・平成 29 年 7 月に、20 万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスな Wi-Fi 接続を実現
- ・防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・5 G の研究開発・総合実証試験の推進、国際連携の強化に取り組むとともに、5 G 用周波数確保に向けた考え方等を記載した委員会報告書を情報通信審議会にて取りまとめ
- ・平成 30 年 12 月から開始される衛星による 4 K・8 K 実用放送の開始に向け、関係団体・事業者及び総務省が相互に連携・協力し、効果的かつ効率的に周知広報を進めるため、関係団体・事業者から構成される「4 K・8 K 放送推進連絡協議会」を設置
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成や、IoT セキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に向けたルール整備を実施
- ・高度映像配信サービスの技術仕様・地方自治体向けのガイドラインの策定

[今後の主な取組]

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた実証等を実施
- ・災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ等の普及促進、国際標準化に向けた取組を実施
- ・観光情報等を含むオープンデータの活用による新たなサービスの創出に向けた環境整備等を通じた地方公共団体への支援の実施
- ・日本の魅力を発信する放送コンテンツの海外展開の推進
- ・無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う自治体等への支援、利用手続の簡素化の推進
- ・5 G についての研究開発・総合実証試験の推進、国際連携の強化、5 G 用周波数の具体化といった取組を実施
- ・4 K・8 K を実現するための制度整備、放送事業者等の連携協力を図るための体制整備、技術的課題への対応等を実施
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成や、IoT セキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・地方の事業者を含めた多様なサービスの参画と事業の展開を後押しするとともに、事業者による共通クラウド基盤の社会実装に向けた取組の推進
- ・高度映像配信サービスがビジネスとして開始でき、一般市民が高度映像を体験できる環境の整備、全国各地域への展開

○大会における最新の科学技術活用の具体化【内閣府等】

[大会に向けた課題]

- ・2020年（平成32年）に日本から世界に科学技術イノベーションの成果を発信する9つのプロジェクトについての社会実装

[必要な対応]

- ・着実な工程管理の実施
- ・各プロジェクトの推進支援
- ・実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース、推進会議の設置・開催
- ・大会に向けた科学技術イノベーションの取組について、9つのプロジェクトを設定し、各プロジェクトに関する「実施計画書」（各プロジェクトの取組内容や工程表）を策定

(平成27年度)

- ・推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と実施計画書の改訂
- ・実施計画書をもとに民間企業にも声かけを行い、大会での活用イメージを踏まえて具体的取組を整理した「事業計画」を策定

(平成28年度)

- ・推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改訂
- ・計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や社会実装等の推進の支援
- ・プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

[平成29年度の主な取組]

- ・推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改訂
- ・計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や、自治体との連携強化など社会実装等の推進の支援
- ・プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

[今後の主な取組]

- ・推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改訂、プロジェクト結果の報告
- ・計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や社会実装等の推進の支援
- ・プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信
- ・大会開催中において会場や東京都、日本各地で最新の科学技術イノベーションを用いたサービス等を提供し、選手のパフォーマンス向上や来訪者の利便

性向上、安全・安心な滞在等に資するほか、最新の科学技術が課題を解決した社会を世界に発信

○自動走行技術を活用した次世代都市交通システム【内閣府等】

[大会に向けた課題]

- ・自動走行技術を活用した次世代都市交通システム（A R T : Advanced Rapid Transit）の実用化
- ・高齢者や車いすの方々を含め、誰もが快適に利用できるユニバーサルな交通インフラを実現するための技術開発
- ・周辺の交通への影響等も考慮しながら公共車両を優先する信号制御システムなどの各技術を統合することで安定した定時運行を実現するための技術開発

[必要な対応]

- ・自動運転技術を活用し、最適な加減速制御をしながらバス停に隙間なくバスを停車させる技術の開発
- ・正着制御技術や公共車両優先システム（P T P S : Public Transportation Priority Systems）を用いた運用技術等を実証実験で検証し、社会実装を実現

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・A R T に必要となる技術要件の整理

(平成 27 年度)

- ・正着制御技術、最適加減速技術、P T P S を用いた運用技術等の基礎研究を実施

(平成 28 年度)

- ・正着制御技術、最適加減速技術、P T P S を用いた運用技術等の基礎研究を継続しつつ、A R T 情報センターの研究開発など社会実装に向けた取組を実施
- ・内閣府、東京都と関係者で今後の協力に関する覚書を締結（東京都では、平成 28 年 4 月、「都心と臨海副都心とを結ぶB R T に関する事業計画」を策定）

[平成 29 年度の主な取組]

- ・A R T の正着制御技術について、テストコースに正着誘導線を設置した実交通環境に近い環境を模擬し、一般ドライバーの運転挙動への影響や正着制御システム認識率を検証する実証実験等を実施

[今後の主な取組]

- ・正着制御技術等の社会実装に向けた実証実験
- ・「都心と臨海副都心とを結ぶB R T に関する事業計画」に基づくB R T 運行会社による運行

○先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・会場に近接地域等を中核とし、パーソナルモビリティ、超臨場感映像技術、デジタルサイネージ、多言語翻訳、案内ロボット等の先端ロボット技術の体験フィールドを構築
- ・上記の実施主体・実施場所の具体化

[必要な対応]

- ・地方自治体の主体性を重視しつつ、2020年（平成32年）に向けて体験フィールド構築を推進

[これまでの主な取組]

(平成27年度)

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会の設置

(平成28年度)

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会に「千葉市幕張新都心ワーキンググループ」、「渋谷超福祉ワーキンググループ」を設置

[平成29年度の主な取組]

- ・平成29年7月に開催した「ロボカップ2017名古屋世界大会」において、名古屋市等と連携したユニバーサル未来社会推進協議会の周知を実施

[今後の主な取組]

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会を定期的に開催
- ・あらゆる生活空間でロボットが活躍するユニバーサル未来社会の実体験の機会を競技会場周辺地域等において提供

○高精度衛星測位技術を活用した新サービス【内閣府、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用した最新の宇宙技術の社会実装

[必要な対応]

- ・最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT等の関連政策と連携した先導的な社会実装実験を平成31年度に行うための取組の推進

[これまでの主な取組]

(平成27年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

(平成28年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

[平成29年度の主な取組]

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

- ・準天頂衛星を活用したマルチGNSS対応のスポーツ用デバイス（衛星測位トラッカー）の開発・実証実験

[今後の主な取組]

- ・高精度衛星測位技術を活用した新サービスとして、観光分野や健康・スポーツ分野等での実証実験の検討
- ・実証実験の実施
- ・大会開催の期間に向け、成果を社会実装

○義肢装具等の先端技術の発信【厚生労働省等】

[大会に向けた課題]

- ・パラリンピック開催前年の平成31年に神戸市で開催される「国際義肢装具協会世界大会」を活用した、我が国の義肢装具・リハビリ工学に係る技術力の発信等

[必要な対応]

- ・「国際義肢装具協会世界大会」に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

[これまでの主な取組]

- ・「国際義肢装具協会世界大会」誘致に際し、総理及び関係大臣等名の招請状を発出するなどの支援の実施

(平成28年度)

- ・「国際義肢装具協会世界大会」に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

[平成29年度の主な取組]

- ・「国際義肢装具協会世界大会」に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

[今後の主な取組]

- ・「国際義肢装具協会世界大会」に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

○分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決【経済産業省、国土交通省、環境省等】(再掲)

○都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進【環境省】

[大会に向けた課題]

- ・国民のプロジェクトの認知度の向上
- ・全国の市町村のプロジェクトへの参加

[必要な対応]

- ・プロジェクト及び小型家電リサイクル制度の普及啓発

- ・市町村への参加支援

[これまでの主な取組]

- ・市町村の回収体制の構築支援
- ・小型家電リサイクル制度の普及啓発

(平成 28 年度)

- ・市町村への回収支援
- ・小売店と協力した広報、学校教育と連携した普及啓発の実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・全国各地（東京、北海道、秋田、愛知、高知、沖縄、熊本）でイベントを開催し、アスリートや環境大臣等からのプロジェクトへの参加呼びかけや、テレビ CMなどのメディアを通じた、国民への普及啓発の実施
- ・国民の生活に近い全国の商工会、郵便局等への回収ボックス設置に向けた働きかけの実施
- ・全国全ての市町村への携帯電話専用・小型簡易型回収ボックスの配布及びプロジェクト参加自治体への市民向け普及啓発用ポスター やマグネットの配布
- ・市町村へのプロジェクトに関する説明会の開催

[今後の主な取組]

- ・引き続き、イベントの開催等による国民への普及啓発の実施
- ・引き続き、プロジェクトをより国民の身近なところに近づける取組の実施
- ・引き続き、必要なツールの提供など市町村の回収体制の構築支援の実施
- ・引き続き、市町村へのプロジェクトに関する説明会の開催等

③外国人旅行者の訪日促進

○「2020 年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興【内閣官房、環境省、観光庁等】

[大会に向けた課題]

- ・開催国としての国際的注目度をいかした日本の観光ブランドイメージの確立や、在外公館等も活用した我が国の各地域の多様な魅力の世界への発信
- ・広域観光周遊ルートの世界水準への改善等を通じた開催効果の地方への波及

[必要な対応]

- ・海外著名人による地域の多様な文化体験等の映像を海外主要局で配信する等による、質の高い訪日観光ブランドイメージの確立と戦略的な展開
- ・訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持った広域観光周遊ルートの形成を促進

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ラグビーワールドカップ 2015 イングランド大会を好機と捉え、ジャパンパビリオンにおいて、官民一体となって日本の魅力を世界に発信する「PRESENTING JAPAN」を開催

- ・全国7つの広域観光周遊ルートを認定し、具体的なモデルコースの策定を進め海外へ発信する等の地域の取組を支援
- ・一般の旅行者が必要とする情報（宿泊やアクティビティ、散策コース等）を充実させた「国立公園へ出かけよう！」ホームページを開設

（平成28年度）

- ・2016年リオデジャネイロ大会で開催された日本PRイベント「TOKYO 2020 JAPAN HOUSE」において、日本各地の観光魅力を発信
- ・海外のメダリストが日本の観光地を体験する映像を作成し、海外の主要テレビネットワークで放映
- ・外国メディアが無料で映像、画像入手できる映像・画像プラットフォームを構築
- ・全国4つの広域観光周遊ルートを新たに認定し、具体的なモデルコースの策定を進め海外へ発信する等の地域の取組を支援
- ・国立公園公式SNS（インスタグラムとFacebook）を開設
- ・海外に向けたアイヌ文化等の情報発信方策を検討するとともに、民族共生象徴空間PRポスターの作成、空港等におけるアイヌ工芸品等の展示拡充等、普及啓発を実施

[平成29年度の主な取組]

- ・国立公園公式SNS（インスタグラムとFacebook）による情報発信を行うとともに、国立公園ホームページやツーリズムEXPOジャパン2017への出展を通じ、国立公園の利用情報を発信。
- ・欧米豪市場を中心に、伝統的な寺社仏閣等に加え、自然・リゾート等のこれまで訴求されることの比較的少なかったコンテンツを活用して「楽しい日本」の魅力を発信することにより、訪日旅行への関心・意欲を効果的に高めるプロモーションを推進
- ・全国の広域観光周遊ルートにおいて、地域の観光資源をいかした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等の地域の取組を支援
- ・先住民族国際シンポジウムを開催し、国際的な協力体制の構築及びアイヌ文化復興の理解を促進

[今後の主な取組]

- ・訪日旅行の認知度が高いアジア市場と低い欧米豪市場の違いを考慮し、重点20市場において、個別の市場特性を踏まえてターゲット別に課題・対応策を定め、戦略的なプロモーションの実施
- ・DMO（Destination Management Organization）が中心となって進める、訪日外国人旅行者等の各地域への来訪・滞在促進を図る取組について支援
- ・国立公園について、より効果的・戦略的な情報発信を実施
- ・アイヌ文化の復興等を促進するため、100万人の来場者実現に向けた民族共生象徴空間を2020年（平成32年）までに整備するなど、アイヌ文化の魅力を発信

○水辺環境の改善【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・大会開催に向け、外国人を迎える東京の顔としての水辺環境の改善を推進する必要

[必要な対応]

- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援
- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進し、大会開催に向けて短期的かつ集中的に水辺環境を改善

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組の一体的な推進について検討を実施

(平成 28 年度)

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

[平成 29 年度の主な取組]

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

[今後の主な取組]

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進する中で、民間事業者等様々な関係者による主体的な取組を促進

○空港アクセス等の改善【国土交通省】(再掲)

○道路輸送インフラの整備【国土交通省等】(再掲)

○多言語対応の強化【内閣官房、観光庁等】(再掲)

○無料公衆無線 L A N 【総務省、観光庁等】(再掲)

○宿泊施設の供給確保に向けた対策【観光庁、厚生労働省、内閣府】(再掲)

○医療機関における外国人患者受入れ環境整備【厚生労働省、観光庁】(再掲)

○外国人来訪者等への救急・防災対応【総務省】(再掲)

○国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進【国土交通省等】(再掲)

○外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備【経済産業省】(再掲)

○スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催【文部科学省等】(再掲)

○社会全体の I C T 化の推進【総務省等】(再掲)

○文化を通じた機運醸成【内閣官房、文部科学省等】(後掲)

- 文化プログラムの推進【内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等】（後掲）
- クールジャパンの効果的なPRの実施【内閣府、経済産業省等】（後掲）
- 和食・和の文化の発信強化【内閣官房、農林水産省等】（後掲）

（2）日本文化の魅力の発信

- 文化を通じた機運醸成【内閣官房、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・我が国の地域色豊かで多様性に富む文化を通じて、日本全国での大会機運を醸成するとともに、大会の効果を全国津々浦々まで波及させるため、2020年（平成32年）に向けて日本の魅力を発信

[必要な対応]

- ・2020年（平成32年）以降を見据えたレガシー創出に資する文化プログラムをbeyond2020プログラムとして認証することで、関係機関が一体となって推進
- ・認証の要件を多言語、バリアフリー等に配慮した日本文化の魅力発信事業とすることで、共生社会の実現や外国への魅力発信につながる事業を認証

[これまでの主な取組]

(平成27年度)

- ・関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」（以下「連絡・連携会議」という。）を設置
- ・次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムをbeyond2020プログラムとして認証し、日本全国へ展開することを決定

(平成28年度)

- ・beyond2020プログラムの認証に係るガイドラインを決定、ロゴマークを発表し、認証を開始
- ・連絡・連携会議の下に、2020年（平成32年）に向けた文化プログラムを構成する事業の実施についての関係機関相互の調整を目的として、事業実施推進プロジェクトチーム（以下「事業推進PT」という。）を設置
- ・「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（以下「オリパラ基本方針」という。）推進の重点分野として、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素（多言語対応・バリアフリー対応等）を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施

[平成29年度の主な取組]

- ・beyond2020プログラムについて、平成30年3月末時点で累計3,895件を認証
- ・beyond2020プログラムの認証組織について、平成30年3月末時点で41組織に拡大
- ・公共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を設置
- ・連絡・連携会議、事業推進PTを開催

- ・オリパラ基本方針推進の重点分野として、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素（多言語対応・バリアフリー対応等）を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施

[今後の主な取組]

- ・試行プロジェクトを実施
- ・beyond2020 プログラムの認証を行うことができる組織を関係府省庁、都道府県等に随時拡大
- ・全国各地で beyond2020 プログラムに認証された文化プログラムを展開
- ・ジャポニスム 2018 など海外での日本文化紹介事業を通じた機運醸成

○文化プログラムの推進【内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等】

[大会に向けた課題]

- ・文化芸術立国の実現に向け、大会開催の機会をいかし、地域の文化芸術活動への支援等を通じて多様な文化芸術の発展や文化財の活用、文化プログラムを推進

[必要な対応]

- ・関係府省庁、大会組織委員会、地方自治体が一体となって文化振興の機運を醸成
- ・全国各地の文化プログラムや文化施設等に関する情報を集約し、国内外に発信する文化情報のデータベースを構築
- ・各認定プログラムにおいて海外事業の認定及びロゴの使用を可能にするための対応

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次）」（平成 27 年 5 月閣議決定）において、2016 年リオデジャネイロ大会の終了後から、オリンピック・パラリンピックムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることを明記
- ・文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、松本市、京都市、東京都・上野において開催
- ・関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする連絡・連携会議を設置
- ・次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを beyond2020 プログラムとして認証し、日本全国へ展開することを決定

(平成 28 年度)

- ・2016 年リオデジャネイロ大会終了後にスポーツ・文化・ワールド・フォーラムを開催し、機運醸成に向けた多彩な文化プログラムを実施、関係府省庁（内閣官房、内閣府、文化庁）、大会組織委員会、地方自治体（京都府・京都市）の連名により、2020 年（平成 32 年）に向け、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となっていくことを宣言（「2020 年を見据えた文化による国づくりを目指して（京都宣言）」）

- ・文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、新潟市、宇都宮市、大阪市において開催
- ・beyond2020 プログラムの認証を開始
- ・全国都道府県・指定都市文化担当課長会議を開催し、文化プログラムの推進に向けて周知

[平成 29 年度の主な取組]

- ・全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する「文化情報プラットフォーム」を試行的に運用開始
- ・文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、高岡市、大分市、横浜市において開催
- ・全国都道府県・指定都市文化担当課長会議を開催し、文化プログラムの推進に向けて周知
- ・海外事業の beyond2020 プログラム認証及び海外でロゴの商標申請を行った上の文化プログラムの推進
- ・政府横断の政策パッケージである「文化経済戦略」を取りまとめ

[今後の主な取組]

- ・関係府省庁や地方自治体等の連携関係を強化し、全国各地・海外での文化プログラムを推進
- ・2020 年（平成 32 年）以降のレガシー創出に資する文化芸術事業を実施するとともに、文化情報のデータベース化を図り多様な主体による文化プログラムの発信を強化
- ・明治 150 年関連施策とも連動した文化プログラムの推進
- ・大会組織委員会の実施する東京 2020 フェスティバルとも連動した文化プログラムを推進
- ・文化経済戦略に基づき、国際文化芸術発信拠点の形成や、文化芸術の振興、関連する税制改正等各施策を着実に推進
- ・文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、全国 3 か所程度で開催予定

○クールジャパンの効果的な PR の実施【内閣府、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・クールジャパン推進に係る取組をより効果的なものとするため、単発ではなく、官民連携や異業種連携により実施
- ・日本の魅力をいかして、外国人に日本の商品・サービスをより高い付加価値を持つものとして消費してもらうため、クールジャパンの魅力の効果的・持続的な創造・発信に資する方策の検討
- ・日本の多様な魅力を海外に向け在外公館等を活用して発信しつつ、外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者同士の連携強化のためのネットワークの構築
- ・大会開催に合わせたクールジャパンの効果的な発信の在り方の検討

[必要な対応]

- ・「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の取組を活性化し、官民連携や異業種連携の強化
- ・クールジャパンの情報発信や人材育成、産業創出に取り組む拠点（クールジャパン拠点）の構築や拠点間連携、クールジャパン産業を担う人材の育成・集積等、基盤構築・強化についての関係府省庁一体となった取組
- ・クールジャパンの何が、どのような外国人に、なぜ訴求するのかといった議論を深めるとともに、将来にわたって魅力的なクールジャパンを再生産し、日本の理解者・ファンを増やすため、訴求力のあるコンテキストやストーリーにより付加価値を高める方策等の検討を実施
- ・大会開催前や開催中における国内外の注目が集まるイベントや展示会等の活用による日本の魅力の海外への発信

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・「クールジャパン発信力強化のためのアクションプラン」（平成 25 年 5 月）に基づき、関係府省庁が一体となってクールジャパン推進に係る取組を実施
- ・クールジャパン戦略の深化を目的に官民有識者を構成員とする「クールジャパン戦略推進会議」を設置、我が国の経済成長に資するクールジャパン戦略の策定に向けて議論
- ・Web サイトやイベントを通じて外国語で日本の魅力を情報発信

(平成 27 年度)

- ・「クールジャパン戦略推進会議」の検討結果を「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」として取りまとめ、同イニシアティブの進捗状況をフォローアップ
- ・大会開催期間中に該当する 7 ~ 8 月に開催されるファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有力メディア等を呼び、日本の魅力を発信するよう働きかけ

(平成 28 年度)

- ・「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」を含めた関係府省の取組をフォローアップ
- ・クールジャパン拠点の構築や連携・ネットワーク化を後押しすることを目的として、「クールジャパン拠点構築検討会」を設置、「中間とりまとめ」を策定
- ・経済対策として、クールジャパン拠点の連携方策に関する調査を行う「クールジャパン拠点連携実証事業」を実施
- ・クールジャパン産業を担う人材の育成・集積の在り方及び方策について検討するため、「クールジャパン人材育成検討会」を設置
- ・大会開催期間中に該当する 7 ~ 8 月に開催されるファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有力メディア等を呼び、日本の魅力を発信するよう働きかけ
- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」において、選手村やホテル等で、クールジャパン商材の納入を目指した取組を紹介

- ・日本各地の歴史・文化的な背景に基づく感性に訴えかける価値を検討するとともに、こうした価値観を世界に広めるため、「世界が驚く日本」研究会を設置

[平成 29 年度の主な取組]

- ・「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づく関係府省の取組をフォローアップ
- ・「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下、異業種連携の先進事例を創出するためのイベントや、効果的なクールジャパンの発信のために、日本の魅力の P R や地域の魅力を一体的に発信・展開するための方策の検討等を実施
- ・「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」に基づき、日本産酒類関連の表彰イベント等を含む官民の各種取組を推進・支援
- ・クールジャパン戦略担当大臣を座長とする「クールジャパン拠点構築検討会」において、クールジャパン拠点の連携・ネットワーク化に係る方策やノウハウ等を取りまとめた「最終とりまとめ」を平成 29 年 5 月に策定、全国に発信・展開
- ・クールジャパン戦略担当大臣を座長とする「クールジャパン人材育成検討会」において、クールジャパン産業を担う人材の育成・集積の在り方及び方策について検討し、平成 29 年 5 月に「第 1 次とりまとめ」、平成 30 年 3 月に「最終とりまとめ」を策定
- ・平成 29 年 12 月に知的財産戦略本部の下で設置された「知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会」において、将来にわたりクールジャパンを再生産し、経済成長につなげていくための基本戦略の策定に向けた議論を実施
- ・オリパラ期間中に開催される、ファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有力メディア等を呼び、自国に日本の魅力を発信するよう働きかけ
- ・既存イベントを通じたオリパラ開催のアピールによる盛り上げ

[今後の主な取組]

- ・クールジャパン拠点の連携・ネットワーク化に係る方策やノウハウ等を、全国に発信・展開
- ・クールジャパン分野における必要な人材を育成・集積するために必要な取組等を実施
- ・「知的財産戦略ビジョン」を各省庁の施策に反映
- ・大会開催期間中に該当する 7 ~ 8 月及び大会期間中に開催されるファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有力メディア等を呼び、日本の魅力を発信するよう働きかけ
- ・プレ大会・プレイベントと連動したイベントの集中開催を検討

○和食・和の文化の発信強化【内閣官房、農林水産省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会関係施設等で提供される食事における日本食・国産食材の活用を通じた日本の食文化の発信

- ・競技施設等での国産の花、木材、畳等の活用
- ・大会を契機とした農山漁村への宿泊、日本ならではの伝統的な生活体験、人々との交流の促進
- ・大会関係施設等の食堂等における食品ロスの削減、食器等の環境配慮製品の活用

[必要な対応]

- ・大会関係施設等における日本食の提供や国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等を推進
- ・競技施設等での国産の花、木材、畳等の活用に向けた取組の推進
- ・インバウンド需要を農山漁村に呼び込む農泊をビジネスとして実施するための取組の推進、関係府省庁と連携したプロモーションの強化
- ・大会に向けた食品ロス削減の普及・啓発を推進
- ・大会関係施設等の食堂等における食品ロスの削減、食器等の環境配慮製品の活用に向けた情報収集及び発信

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・施設等への木材利用の促進に向けて、国、東京都、大会組織委員会で構成する連絡調整会議を開催
- ・食品ロス削減国民運動による食品ロス削減を普及・啓発

(平成 27 年度)

- ・施設等への木材利用の促進に向けた連絡調整会議を開催
- ・関係府省庁、東京都、大会組織委員会が密接に連携するため、「2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム」を設置（畠の活用についても紹介）
- ・大会組織委員会が整備する競技会場等において木材利用を推進するよう要請
- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮した調達コード（第一版）」の策定のための検討に協力
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給の協力を呼びかけ
- ・「オリンピック・パラリンピック花き供給安定マニュアル」及び「ビクトリーブーケの輸送条件等の実証マニュアル」を作成、必要な量の花きを安定的に供給する方策を公表
- ・食品ロス削減国民運動による食品ロス削減を普及・啓発
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）の基本方針で、外食産業における食品廃棄物の発生抑制をはじめとする再生利用等実施率の目標値を 50% に上方修正

(平成 28 年度)

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を設置し、政府と関係機関の連携体制を整備。選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策等を検討

- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮した調達コード（第一版）」の策定のための検討会に参加。大会組織委員会において、持続可能性に配慮した農産物の調達基準等を策定
- ・大会組織委員会の要請を受け、「飲食提供に係る基本戦略」の策定のための検討会に参加
- ・木材利用等に関するワーキングチームを開催
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給の協力を呼びかけ
- ・「和の空間」、絹製品や国産花きの活用イメージ等を大会組織委員会に説明し、意見交換を実施
- ・シンポジウム等を通じ、食品関連事業者・地方自治体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・外食における食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するためのマニュアルを作成

[平成 29 年度の主な取組]

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」において、選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策を検討
- ・大会組織委員会の要請を受け、「飲食提供に係る基本戦略」の策定のための検討会に参加。日本食・食文化の特徴等を踏まえた効果的な発信方法等について提案し、大会組織委員会において、「飲食提供に係る基本戦略」を策定
- ・調達基準に位置付けられた G A P 認証や水産エコラベルを取得した食材の普及を広く社会に定着するよう働きかけを行うべく、関係省庁等の食堂において持続可能性に配慮して生産等された食材を使ったメニューの提供を実施
- ・大会を契機として、持続可能な農業生産を実現し、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、生産者による G A P の実施や G A P 認証取得の拡大に向けた支援等の取組を実施するとともに、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルについて、イベント等における情報発信等により普及を推進
- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮したパーム油及び紙の調達基準」の策定のための検討会に参加
- ・木材利用等に関するワーキングチームを通じて、大会組織委員会等に対し、木材、国産畳、絹等の活用の方法を提案
- ・大会組織委員会が整備する選手村ビレッジプラザについては、「日本の木材活用リレー」として、公募に応じた全国 63 自治体から借り受けた木材で建築。大会後には各自治体が解体された木材を持ち帰り、レガシーとして活用するプロジェクトを実施
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給の協力を呼びかけ
- ・和の文化でのおもてなしの実現を目指し、畳、和装、花、茶の業界の連携による和の文化の魅力発信のためのイベントの実施を推進
- ・国産花きの活用イメージ等を大会組織委員会に説明し、意見交換を実施
- ・花き関連団体が推進しているビクトリーブーケの大会への無償提供や大会関連施設の装飾に向けた取組について大会組織委員会へ情報提供を実施

- ・関係団体と連携し、伝統的な絹紐の技術を用いて国産絹で作成したメダルリボンの試作品をPR
- ・農泊を持続的なビジネスとして実施できる地域の創出に向け、意欲の高い地域を支援するとともに、農林水産省及び観光庁が連携してシンポジウムやセミナー等で農泊に取り組む地域の情報を発信
- ・長野県松本市で開催された食品ロス削減全国大会等を通じ、食品関連事業者・地方自治体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するため、飲食店等における食べきれる分量のメニューの充実などの好事例の紹介、持ち帰りについて安全に食べるための留意事項の周知

[今後の主な取組]

- ・日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議で検討した内容を踏まえ、大会関連施設等において、日本食・食文化のPRを実施
- ・大会を契機としたGAPの実施や認証取得等の拡大に向けた取組の推進
- ・木材利用等に関するワーキングチームで引き続き検討し、必要な対応を実施
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給にむけた需要者等への普及啓発を実施
- ・「和の空間」、畳、絹製品、国産花きの魅力を発信するとともに、供給体制の整備、具体的な活用方法等を検討し、大会組織委員会に提案
- ・農泊の取組をビジネスとして早期に自立させるため、引き続き、意欲の高い地域を支援するとともに、人材育成・確保対策を充実、国内外への情報発信を強化
- ・シンポジウム等を通じ、食品関連事業者・地方自治体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・大会関連施設等の食堂等における食品ロスの削減、食器等の環境配慮製品の活用に向けた情報収集、発信と対応の検討

○スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催【文部科学省等】(再掲)

(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

○スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動への参画推進によるスポーツ実施率の向上
- ・スポーツ指導者をはじめスポーツに関わる人材の育成・確保

[必要な対応]

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進及びそのための環境整備
- ・スポーツ指導者をはじめスポーツに関わる人材の育成・確保

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進

(平成 27 年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進

(平成 28 年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・スポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保の促進

[平成 29 年度の主な取組]

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・スポーツ指導者の活動状況調査やスポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保の促進

[今後の主な取組]

- ・スポーツ参画人口の拡大
- ・スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

○スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・地域における多様なスポーツ資源を活用したスポーツを通じた健康増進や地域活性化、スポーツの成長産業化の推進

[必要な対応]

- ・スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・スポーツを通じた健康な都市づくりや地域スポーツコミッショնへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化の推進

(平成 28 年度)

- ・スポーツを通じた健康な都市づくりや地域スポーツコミッショնへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化、スポーツの成長産業化の推進
- ・文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

[平成 29 年度の主な取組]

- ・地域スポーツコミュニケーションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化、スポーツの成長産業化の推進
- ・文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

[今後の主な取組]

- ・スポーツを通じた共生社会等の実現
- ・スポーツを通じた経済・地域の活性化

○障害者スポーツの普及促進【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・障害者のスポーツ実施率の向上

[必要な対応]

- ・地域におけるスポーツ担当部局・団体と障害者福祉部局・団体との連携・協働体制構築の促進及び障害者スポーツを総合的に振興する体制整備の推進

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・スポーツ振興の観点から行われる障害者スポーツに関する事業の厚生労働省から文部科学省への移管
- ・障害の種類や程度に応じ、健常者と障害者が一体となってスポーツ・レクリエーション活動を主体的に行うための実践研究の実施

(平成 27 年度)

- ・地域における障害者の継続的なスポーツ参加に向けた環境整備の実施及びスポーツ参加における障壁に関する調査分析の実施

(平成 28 年度)

- ・地域における障害者の継続的なスポーツ参加に向けた環境整備の実施及びスポーツ参加における障壁に関する調査分析の実施
- ・地域における障害者スポーツの拠点となることが期待される特別支援学校等を有効に活用するための実践事業の実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・地域における障害者スポーツ普及促進事業を実施
- ・地域においてスポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、一体となって障害者スポーツの普及を図る事業を実施
- ・障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究を実施

[今後の主な取組]

- ・各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を実施
- ・障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施

- ・障害者のスポーツ施設利用に関する意識啓発及び障害者のスポーツ参加の課題等の調査研究を実施

○競技力の向上【文部科学省】(再掲)

○強化・研究拠点の在り方【文部科学省】(再掲)

○国内アンチ・ドーピング活動体制の整備【文部科学省等】(再掲)

○新国立競技場の整備等【内閣官房、文部科学省等】(再掲)

○Sport for Tomorrow プログラムの実施【文部科学省、外務省】(再掲)

○国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及【文部科学省】(再掲)

(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

①大会を軸とした健康増進・受動喫煙防止

○受動喫煙対策の推進【厚生労働省、内閣官房等】

[大会に向けた課題]

- ・健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙対策の状況を踏まえた、公共の場における受動喫煙対策の強化

[必要な対応]

- ・受動喫煙対策を徹底するための健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の改正

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・大使館を通じたオリンピック・パラリンピック競技大会開催地及び開催予定地の受動喫煙防止対策の状況に関する調査の実施

(平成 27 年度)

- ・大使館を通じたオリンピック・パラリンピック競技大会開催地及び開催予定地の受動喫煙防止対策の状況に関する再調査の実施
- ・政府における受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ

(平成 28 年度)

- ・平成 28 年 10 月、「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」を公表し、関係団体からのヒアリングの実施
- ・平成 29 年 3 月、受動喫煙対策の強化についての「基本的な考え方の案」を公表

[平成 29 年度の主な取組]

- ・平成 30 年 1 月、「「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方」を公表
- ・第 196 回国会に健康増進法の一部を改正する法律案を提出

[今後の主な取組]

- ・各種支援策の推進、普及啓発の促進も含め、総合的かつ実効的な取組を推進
- ・法成立後、関係府省庁等と連携し、関係団体へ法律の周知を図るなど、法律の円滑な施行

- スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための
人材育成・場の充実【文部科学省】(再掲)
- スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現【文部科学省】(再掲)

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

- 大会に向けたアクセシビリティの実現【内閣官房等】

[大会に向けた課題]

- ・Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（以下「アクセシビリティ・ガイ
ドライン」という。）で規定された水準のバリアフリー化の実現

[必要な対応]

- ・新国立競技場をはじめとする国の所管する競技会場におけるバリアフリー化
の推進
- ・大会で使用するその他の競技会場やアクセス経路等について、大会組織委員
会等と連携したバリアフリー化の実現

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・アクセシビリティ協議会の設置

(平成 27 年度)

- ・構造物の設計段階で必要な項目等の基準をハードにおける暫定基準として取
りまとめ、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）による承認

(平成 28 年度)

- ・アクセシビリティ・ガイドラインの IPC による承認

[平成 29 年度の主な取組]

- ・新国立競技場における障害当事者意見を反映した検討・整備の推進及び、そ
の他競技会場におけるアクセシビリティ・ガイドラインに従った整備の働き
掛け
- ・鉄道事業者に対する、観客利用想定駅におけるアクセシビリティ・ガイドラ
イン適合状況の調査及び整備依頼の実施
- ・アクセシブルルートにおける障害当事者の参画を得た現地調査の実施及び整
備に向けた調整
- ・成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラ
インを踏まえた空港の整備の推進

[今後の主な取組]

- ・新国立競技場における障害当事者意見を反映した検討・整備の推進及びそ
の他競技会場におけるアクセシビリティ・ガイドラインに従った整備の働き掛け
- ・新国立競技場の最寄り駅である千駄ヶ谷駅、信濃町駅、青山一丁目駅等にお
いて、エレベーターの増設又は大型化、ホームドアの整備等を行うなど、大会
関連駅のより高次元のバリアフリー化に向けた整備を推進

- ・成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進
- ・アクセシブルルート選定及び整備の推進（2016年～大会時）
- ・競技会場周辺エリア等における道路の重点整備区間のバリアフリー化の推進

○大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進【内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会を契機とした全国におけるユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの実現
- ・国民公園における施設のユニバーサルデザイン化、恒久化

[必要な対応]

- ・障害者に関する施策の検討及び評価に当たり、障害者が委員等として参画
- ・平成32年度以降順次実施される新学習指導要領に基づく指導や教科書等の充実、交通・観光・流通・外食業界等における全国共通の接遇マニュアル等の策定・普及等を通じた全国における心のバリアフリーの展開
- ・交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正等を通じたユニバーサルデザインの街づくり

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・国民公園における園路再整備、誘導標識・パンフレットの多言語化

(平成27年度)

- ・ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議及び有識者や障害当事者団体等からなる分科会の設置並びに分科会におけるテーマごとの専門検討の実施
(平成28年12月まで計12回)
- ・国民公園におけるバリアフリールートの改修、段差解消、案内等へのピクトグラムの設置、バリアフリーマップの作成及びホームページへの掲載

(平成28年度)

- ・ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議の設置(ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議を格上げ)及び同会議におけるユニバーサルデザイン2020行動計画の決定
- ・公共交通施設や車両に関わる移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドラインの改正に向けた検討
- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正
- ・心のバリアフリーの啓発に向けた、児童・生徒を対象とする車椅子体験教室の開催並びに障害者、スポーツチーム及びパラリンピック選手を講師とする人権教室の実施
- ・国民公園におけるトイレやバリアフリールートの改修、段差解消、案内等標識の多言語化設計及び一部改修等の実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定・国会提出
- ・公共交通施設や車両に関わる移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドラインの改正
- ・パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会を実現するため、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を実施する、「共生社会ホストタウン」を新設し、先行的な取組として 6 自治体を登録
- ・広く国民を巻き込みながら「心のバリアフリー」の学びを進めるためのアニメーション教材の作成
- ・ICT を活用した情報バリアフリーの促進（緊急通報、救急現場等）
- ・新学習指導要領を踏まえた指導等の充実
- ・心のバリアフリーの啓発に向けた、児童・生徒等を対象とし、車椅子体験等を行う教室の開催及び障害者、スポーツ団体やパラリンピック選手と連携した人権教室の実施
- ・一般からの公募により採用したキャッチコピーを用いた、障害のある人の人権をテーマとする啓発ポスターの作成・配布
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの策定の推進
- ・ホテル・旅館のバリアフリー客室基準の見直しに向け、障害者団体や関係団体等を交えた検討会を設置し、検討を実施
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底
- ・「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、学校における障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習等の推進方策について取りまとめ
- ・国民公園におけるトイレやバリアフリールートの改修、段差解消、案内等標識の多言語化設計及び一部改修等の実施、休憩所の改修設計、入園門再整備等の実施
- ・「心のバリアフリー」推進事業を創設し、障害者等に対する理解の促進に向けた地方自治体の取組を支援

[今後の主な取組]

- ・共生社会ホストタウンを引き続き推進
- ・「心のバリアフリー」教材の普及及び研修の実施
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・新学習指導要領を踏まえた指導や教科書等の充実
- ・ICT を活用した情報バリアフリーの促進
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）を含む関係施策についてそのスパイクアップを推進
- ・ホテル・旅館のバリアフリー客室基準の見直しの方向性を取りまとめ

- ・「交流及び共同学習ガイド」の改訂及び周知
- ・法務省の人権擁護機関と民間事業者等との連携による心のバリアフリーに向けた啓発活動の実施
- ・国民公園のユニバーサルデザイン化・恒久化に向けた各施設等の継続的な整備の実施
- ・「心のバリアフリー」推進事業を実施し、障害者等に対する理解の促進に向けた地方自治体の取組を支援

○バリアフリー対策の強化【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・ユニバーサルデザインの街づくりの実現
- ・心のバリアフリーの実現

[必要な対応]

- ・ユニバーサルデザイン 2020 行動計画に基づく、バリアフリー法及び交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正や「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正（平成 28 年度改正済み）、交通・観光分野における接遇ガイドライン等の策定・普及等の取組の着実な実施、整備目標の着実な達成

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における平成 32 年度までの原則 100% バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進

(平成 27 年度)

- ・1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における平成 32 年度までの原則 100% バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・国土交通省内に設置した「バリアフリーワーキンググループ」においてバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策についての検討及び取りまとめの実施

(平成 28 年度)

- ・1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における平成 32 年度までの原則 100% バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・障害者団体の参画による共生社会の実現に向けた施策の総合的な検討を行うとともに、その結果をユニバーサルデザイン 2020 行動計画として取りまとめ
- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

[平成 29 年度の主な取組]

- ・1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における平成 32 年度までの原則 100% バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進

- ・バリアフリー法改正案を国会提出、道路法等の一部を改正する法律の成立・公布、交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正
- ・交通分野における接遇ガイドライン、観光分野における接遇マニュアルの策定を推進
- ・ホテル・旅館のバリアフリー客室基準の見直しに向け、障害者団体や関係団体等を交えた検討会を設置し、検討を実施

[今後の主な取組]

- ・1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設における平成32年度までの原則100%バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・行動計画に基づくP D C Aサイクル及び各施策の実行
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・バリアフリー法を含む関係施策についてそのスパイラルアップを推進
- ・ホテル・旅館のバリアフリー客室基準の見直しの方向性を取りまとめ

○ I C T化を活用した行動支援の普及・活用【国土交通省、総務省】

[大会に向けた課題]

- ・大会期間中に集中する外国人や障害者等の円滑な移動の実現
- ・多言語音声翻訳対応の拡充
- ・デジタルサイネージの普及拡大
- ・都市サービスの高度化の実現

[必要な対応]

- ・屋内の空間情報インフラの整備・活用による屋内外シームレスナビゲーションの実現
- ・施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータのオープンデータ化の推進
- ・多言語音声翻訳技術についての対象言語の拡大、翻訳精度の向上、将来の事業化に向けた社会実証の実施
- ・災害情報の一斉配信サービスや個人情報に応じた情報提供等を可能とするデジタルサイネージの国内・国際標準化の推進
- ・交通系I Cカード等を活用して個人の属性に応じたサービス提供を可能とする共通クラウド基盤の構築、連携するサービス分野の拡大

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・I C Tを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会の設置

(平成27年度)

- ・モデルケースとして東京駅周辺の屋内電子地図及び屋内測位環境の整備を行うとともに、移動支援サービスの実証実験の実施
- ・オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの提供に向けた市町村向けガイドラインの作成・公表

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ標準仕様の策定、国際標準化に向けた取組を実施

(平成 28 年度)

- ・屋内電子地図及び屋内測位環境の整備対象地域の拡大（新たに新宿駅周辺、成田空港、横浜国際総合競技場）を図るとともに、車いす使用者等に対応した移動支援サービスの実証実験の実施
- ・横浜国際総合競技場及び代々木競技場周辺における施設や経路のバリアフリー情報の収集並びに当該情報のオープンデータ化の実施
- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様に基づく機能検証と国際標準化に向けた取組を実施
- ・属性情報と各種サービスを連携させる共通クラウド基盤の構築及び同基盤に連携する多様なサービス実証

[平成 29 年度の主な取組]

- ・新横浜駅から横浜国際総合競技場までを対象として、勾配や段差などの情報を含んだ屋内外シームレスな電子地図等を整備し、段差のない経路を案内するナビゲーションサービスの実証実験を実施
- ・東京駅周辺において視覚障害者向けに音声案内による実証実験を実施
- ・施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを継続的に収集する方法、効率的に整備・更新する手法の検討を実施
- ・競技会場（皇居外苑、日本武道館等）周辺における施設や経路のバリアフリー情報の収集及び当該情報のオープンデータ化の実施
- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様の国際標準化に向けた取組を実施
- ・共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に向けたルール整備を実施

[今後の主な取組]

- ・関係機関との連携によるオリパラ関連施設等における実証の実施
- ・競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー情報の収集・オープンデータ化
- ・民間事業者等との連携強化による移動支援サービスの普及促進
- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた実証等を実施
- ・災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ等の普及促進、国際標準化に向けた取組を実施
- ・共通クラウド基盤の機能の高度化及びサービス提供事業者が同基盤を簡易に利用するための仕組みの策定、社会実装に向けた取組の推進

○大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進【内閣府等】

[大会に向けた課題]

- ・働き方改革等のワーク・ライフ・バランスの推進及び女性活躍の加速を通じた共生社会、オリンピック憲章の根本原則の実現

[必要な対応]

- ・国・独立行政法人等の調達手続における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組の実施及び地方公共団体・民間企業での取組の促進

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・社会全体におけるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組の推進に向けた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月）の策定

(平成 28 年度)

- ・独立行政法人等の調達における国と同様の加点評価の取組の平成 29 年度からの原則実施等を定めた「女性活躍加速のための重点方針 2016」（平成 28 年 5 月）を決定
- ・大会関係者の調達における、女性活躍推進法に基づく国と同様の取組が進むよう働きかけを実施

[平成 29 年度の主な取組]

- ・国及び独立行政法人等の調達において、加点評価の取組を着実に実施すること等を定めた「女性活躍加速のための重点方針 2017」（平成 29 年 6 月）を決定するとともに、国の取組状況についてフォローアップを実施
- ・民間企業における各種調達においても、国と同様の取組が促進されるよう働きかけを実施

[今後の主な取組]

- ・国・独立行政法人等の調達手続における女性活躍推進法に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組についてフォローアップを行いながら着実に実施するとともに、地方公共団体における調達における国に準じた取組の推進に向けて、先進的な取組事例や導入手法を示して働きかけ
- ・大会関係者の調達における、女性活躍推進法に基づく国と同様の取組の推進に向けた働きかけ

○新国立競技場の整備等【内閣官房、文部科学省等】（再掲）

○Special プロジェクト 2020 の実施【文部科学省等】（再掲）

参考資料 1

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算について

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算とは、予算を所管する各省庁が、下記①及び②に該当すると整理した予算を取りまとめたものである。

- ①東京大会の大会運営又は同大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること。
- ②大会招致を前提に、新たに、又は、追加的に講じる施策であること（実質的な施策の変更・追加を伴うものであり、単なる看板の掛け替えは認めない）。

(予算額)

平成 28 年度当初予算	約 167 億円
平成 28 年度補正予算	約 163 億円
平成 29 年度当初予算	約 201 億円
平成 29 年度補正予算	約 316 億円
平成 30 年度当初予算	約 281 億円
累計	約 1,128 億円

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算

所管	事業名	28年度 予算(案)	概要
内閣	東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	576百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整や日本全国でオリンピック・パラリンピック成功に向けた機運を高めるためのホストタウン、心のバリアフリー、文化・スポーツ・街づくり・経済・復興等のレガシーに関すること、基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
警察庁	海外における情報収集要員の配置	9百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を標的とした国際テロ関連情報を含む各種情報収集体制の強化、海外治安情報機関との連携を図るため、事案対処を中心とするテロ関連情報等の収集を行う要員の配置を行う。
警察庁	海外治安情報機関関係者の招へい	2百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して予定している各国治安情報機関を対象とした情報センターの設置に向けて、英国等のオリンピック開催経験国の治安情報機関関係者の招へいを行い、セキュリティに関する情報交換等を実施。
警察庁	オリンピック開催時における交通対策の視察	2百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で実施する交通対策の検討に当たり、2016年開催のリオ・デジャネイロオリンピックにおける交通状況の把握及びオリンピック・レーン等各種交通対策を視察。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,214百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を行う。
文部科学省	競技力向上事業	8,700百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、2020年大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な選手強化を行う。
文部科学省	ハイパフォーマンスサポート事業	3,528百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、アスリート支援や研究開発について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的に・包括的に実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	900百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘のナショナルトレーニングセンター（中核拠点）のみでは対応が困難なオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	200百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター（NTC）のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るために、NTCを拡充整備する計画を進める。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	380百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技における戦略的かつ実践的な強化のためのモデルプログラムの実施、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等による支援、女性エリートコーチの育成により、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。

所管	事業名	28年度 予算	概要
文部科学省	国際情報戦略強化事業(IF役員倍増戦略)	71百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を最大限活用するため、スポーツ国際戦略を検討する上で必要となる国際機関、各国の政策情報等を収集・分析する機能を強化し、スポーツ団体と連携して国際スポーツ団体の動向や競技の普及・強化に関する情報を収集・分析する。また官民合同の「スポーツ国際戦略会議」を設置し、IF役員等の選挙や新たな国際競技大会の招致をオールジャパンで支援する。さらに、IF役員ポスト獲得や国際競技大会招致に必要な選挙活動や国際的な人材の養成を支援する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	113百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助(競技力向上推進事業等)	51百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	90百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での我が国アスリートのメダル獲得を目指し、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に生かした斬新な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	501百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて国内外の機運の醸成を図るため、観光とも連動させつつ、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信する国際会議を、2016年リオ大会直後の秋に、京都と東京で開催する。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	61百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、作業に習熟した労働者や現場管理者の不足も懸念され、更なる安全管理の徹底が求められる。このため、これらの各種建設工事において、新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や工事の施工業者への技術指導等を行う。
厚生労働省	障害者芸術・文化祭開催事業	14百万円	障害者の芸術文化活動の全国的な発表の場である「全国障害者芸術・文化祭」の開催を契機に、2020年大会で予定されている文化プログラムにつなげるための取組を実施。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	17百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止するため、馬術競技場及びその周辺の疾病を媒介するダニの生息調査。
国土交通省	大会警備体制の整備	162百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるテロの未然防止、デモ活動に対応するため、東京港等の詳細な海洋調査を実施し、海上警備体制構築に必要な最新の情報を含んだ警備用参考図等の整備を行うための小型測量船の代替整備等を進める。
環境省	2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業	26百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて推進すべき環境対策について、平成27年度の評価検証報告書に基づき、ロンドン大会での導入実績やリオ・デジャネイロ大会での導入予定対策等も踏まえ、更なる検討を行い、導入可能な環境対策について、関係各主体への普及啓発に努める。
環境省	東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業	36百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平成27年度に作成予定の夏期の大規模イベント等における熱中症対策に関する指針を検証するとともに、日本の夏になれていない海外からの旅行客等に向けた熱中症対策の普及啓発手法の検討を行う。

所管	事業名	28年度 予算(案)	概要
環境省	東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業	18百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、国内外から多くの観光客が東京都心圏を訪問し、大量の廃棄物が分別されずに排出されサステイナビリティーを損ねるおそれがあることから、廃棄物を排出する者にどうて分かりやすい仕組みを検討する。具体的には東京都、23区、オリンピック組織委員会等と連携して分かりやすいラベル等を作成し対象モデル地域での実証事業などを行う。
環境省	東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討	7百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるグリーン購入の実施に關し技術的支援を行うため、これまでの国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、基準等の調査を行い課題を明確化するとともに、環境規制や環境ラベル及び環境関連技術等の動向を把握する。さらに、有識者委員会や東京都等との連携を通じて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるプレミアム基準の活用案を策定する。
計		16,678百万円	

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成28年度第2次補正予算)

所管	事業名	28年度第 2次補正予算	概要
内閣	オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費)	299百万円	オリパラ基本方針の推進に向け特に重要な分野を選定し、その重要分野において試行プロジェクトを実施することを通じ、オリパラ機運醸成の効果、課題を抽出する委託調査事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	2,406百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンター情報システムの基盤整備	1,054百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化を図り、我が国の国際競技力が成長していくための基盤として必要となる情報システム基盤を整備する。
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	12,500百万円	平成27年12月の関係閣僚会議において決定された新国立競技場の整備に係る財源スキームに基づき、国が負担すべき財源のうち125億円を出資し、大会に確実に間に合うよう整備を進める。なお、資金の有効活用を図る旨の会計検査院の指摘を踏まえて、スポーツ振興基金の一部を国庫納付し、それを財源として充てる。
計		16,259百万円	

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成29年度当初予算)

所管	事業名	29年度 予算(案)	事業の概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	576百万円	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整を行う。また、日本全国でオリンピック・パラリンピック成功に向けた機運を高めるためにホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進、オリパラアンバサダー(仮称)の導入等ボランティア人材の育成普及、「beyond 2020 プログラム」の全国展開を行うとともに、基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	240百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多種多様な無線局の運用並びに通信需要の激増が予想される。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等を避けるため、異なる無線システム間のより柔軟かつ稠密な周波数共同利用の効率的な実現に向けた技術的検討を実施する。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,167百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	9,150百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、2020年東京大会における追加競技を含む各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び2020年東京大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業	1,591百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待されるスポーツを対象に、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的に実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンターの基盤整備	945百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘地区にある国立スポーツ科学センター(JISS)及びNTC等から構成される「ハイパフォーマンスセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等を開発するための体制を整備するとともに、同センターにおける各種情報を一元的に管理するシステムを構築し、我が国の国際競技力を強化していくための基盤を整備する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	900百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、NTC(中核拠点)のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	3,640百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。

所管	事業名	29年度 予算	事業の概要
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	388百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性アスリートの国際競技力の向上を図るために、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性競技種目における強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラム、産婦人科医等への講習会を実施する。
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業	101百万円	国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるため、官民合同の「スポーツ国際戦略会議」を設置するとともに、国内外の政策・情報を収集・分析し、共有・活用する国際情報収集・分析拠点を形成する。これらの基盤を活用し、国際競技連盟役員等の選挙及び国際的な人材の育成を支援する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	113百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障害者スポーツ協会補助 (競技力向上推進事業)	51百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	86百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に生かした斬新な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	201百万円	ユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」における「国の役割」であるドーピングの防止に関する教育・研修及び研究に係る取組を実施する。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をドーピングのないクリーンな大会として成功させるために、国際競技大会に対応できるドーピング検査員等の育成、アスリートやサポートスタッフに対する教育及び学校教育課程における教育の推進、最新の検査手法の研究・開発を行う。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	74百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、作業に習熟した労働者や現場管理者の不足も懸念され、更なる安全管理の徹底が求められる。 このため、これらの各種建設工事において、建設業の経験が浅い方や管理監督者等に対する安全衛生教育、工事の施工業者への技術指導等を行う。
厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷(切創、銃創、爆創等)により生じた外傷治療を担う外科医を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	15百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止して競技の円滑な実施に資するため、馬術競技場及びその周辺の疾病を媒介するダニの駆除を実施するとともに、駆除効果を測定する。

所管	事業名	29年度 予算	事業の概要
国土交通省	海上警備体制等の強化	809百万円	世界的なテロの脅威が増大する中、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、テロ等の未然防止を図るとともに、テロ事案発生時における対処等、法執行能力を強化するため、東京港等の詳細な海洋調査を実施し、海上警備体制の構築に必要な最新の情報を含んだ警備用参考図の整備を行うための小型測量船の代替整備を着実に進める。
環境省	熱中症対策推進事業(2020年東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業)	21百万円	①外国人旅行者等に対し、熱中症の意識調査や水分補給の重要性を伝えるための活動を行うことで、外国人に対する熱中症の普及啓発手法を検討し実施する。 ②夏季に開催されるイベントにおける熱中症対策ガイドライン(平成27年度作成)の有効性の確認や検証を行う。さらに、ガイドラインの見直しとともに、「熱中症環境保健マニュアル2014」との統合を図る。
環境省	東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業	17百万円	2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会では、国内のみならず、海外から多くの観光客が東京都市圏を訪れるところから、大量の廃棄物の排出が予想される。そこで、廃棄物を排出する者にとってわかりやすい仕組みについて、東京都が目標としている2019年度までの導入を目指し、実効性の高い分別のあり方の検討を行うことで、東京オリンピック来場者に対して、日本の優れた3R政策をアピールするとともに、環境省全体の目標である、大会を通じての廃棄物の発生抑制及び再資源化を促進する。
環境省	東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討	3百万円	2020年オリパラ東京大会におけるグリーン購入の実施に関する技術的支援を視野に、これまでの国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、基準等の調査を行い課題を明確化するとともに、環境ラベルおよび環境関連技術等の動向を把握する。さらに、国内外イベントにおける環境配慮の取組等を参考に、プレミアム基準の考え方を活用した各種イベントにおけるグリーン購入ガイドラインを策定し、2020年オリパラ東京大会での活用を検討していく。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	29百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主要大会会場周辺地区を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区的暑さ指数の推計手法を確立する。熱中症対策として特にリスクの高い場所での暑さ指数を大会開催期間に日本の夏に不慣れな外国人を含む観客等に熱中症予防情報の発信等に活用。
計		20,128百万円	

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成29年度第1次補正予算)

所管	事業名	29年度 1次補正予算	事業の概要
総務省	競技会場におけるICT利活用促進事業	199百万円	<p>本事業は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場において、訪日外国人や障害者などが災害時等における避難誘導等の情報を容易に入手できるようにするため、無線LANやデジタルサイネージ等のICTを利活用したモデルを構築するものである。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックを成功裏に終えるためには、防災情報はもとより、災害等の緊急時に全ての観戦者等に的確に情報を提供するとともに、万一災害等が発生した場合に円滑な避難誘導を行うことが重要。</p> <p>このため、本事業によって、効果的なICT利活用モデルを構築することで、競技会場への展開を促し、誰もが安心、安全に観戦できる環境の整備を目指すものである。</p>
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	1,424百万円	トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	東京パラリンピック競技大会開催準備	30,000百万円	東京2020大会開催経費のうち、平成29年5月の関係者(東京都、組織委員会、国、会場所在自治体)間の合意を踏まえ、国の経費分担として、パラリンピック競技大会開催準備に必要な経費の一部を負担する。
計		31,623百万円	

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成30年度当初予算)

所管	事業名	30年度 予算	事業の概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	576百万円	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整を行う。また、日本全国で大会の成功に向けた機運を高めるため、ホストタウンの推進や「beyond 2020 プログラム」の全国展開、基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
警察庁	情報の収集・分析に要する経費	1,448百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、テロ等に関する情報の収集・分析能力を強化する。
警察庁	各種部隊の資機材の整備等に要する経費	2,208百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、各種部隊の事案対処能力の向上を図る。
警察庁	警備実施及び要人警護に要する経費	1,297百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における警備実施及び要人警護に万全を期すため、必要な資機材や待機施設を整備する。
警察庁	警察庁における指揮機能の強化に要する経費	2,300百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は、長期にわたり、複数の競技会場等の警備対策に当たる必要があることから、警察庁における指揮調整機能を強化する。
警察庁	大会の開催に伴う交通安全施設等整備事業	510百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会関係者や観客等の円滑な輸送の実現及び競技会場周辺等のバリアフリー化の推進に向けた交通安全施設等の整備事業を実施する。
警察庁	サイバー攻撃の未然防止対策等に要する経費	583百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、サイバー攻撃の未然防止対策等を実施する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	370百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多種多様な無線局の運用並びに通信需要の激増が予想される。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等を避けるため、異なる無線システム間のより柔軟かつ稠密な周波数共同利用の効率的な実現に向けた技術的検討を実施する。

所管	事業名	30年度 予算	事業の概要
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた消防・救急体制の構築	4百万円	ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、競技会場等を管轄する消防本部等を委員とした消防対策協議会を各競技大会において設置し、全ての会場において万全な消防・救急体制を構築する。
文部科学省	スポーツ・フォー・トウモロー等推進プログラム	1,167百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な貢献のため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トウモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	9,600百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業	1,296百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待されるスポーツを対象に、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンターの基盤整備	945百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘にある国立スポーツ科学センター及びNTCから構成される「ハイパフォーマンスセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析や競技用具の開発等に係る機能強化を図るとともに、関係機関間の連携を促すプラットフォームを整備し、我が国の国際競技力が中長期にわたって向上していくための基盤を整備する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	912百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、NTC(中核拠点)のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系等のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	3,647百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。

所管	事業名	30年度 予算	事業の概要
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	230百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性アスリートの国際競技力の向上を図るために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施する。
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業	130百万円	国際的地位の向上を図るため、国際競技大会等の招致・開催、スポーツ大臣会合の開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開する。また、国内外の政策や施策展開を調査研究とともに、情報を収集・分析して共有・活用する国際情報収集・分析拠点を形成し、戦略的に発信する基盤を構築する。加えて、これらの基盤を活用し、国際競技連盟(IF)役員等の選挙及び国際的な人材の育成を支援・推進する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	113百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技において日本人の国際審判員や記録測定などで競技に直接関わるスタッフを増やすことにより、日本代表選手の競技環境を向上させる、国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助	52百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	81百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に生かした斬新な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	296百万円	フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するために、ドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施する。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、ドーピング検査員の新規資格取得者の増加や国際競技大会に対応できる検査員の育成に取り組む。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	72百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備やインフラ整備、再開発等の各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、現場の作業に習熟した労働者の不足も懸念され、更なる安全衛生管理の徹底が求められる。 このため、これらの各種建設工事において、労働災害の増加を招くことがないよう新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や、各種建設工事現場を巡回し安全な作業方法等について専門技術的な立場で助言指導を行う。

所管	事業名	30年度 予算	事業の概要
厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷(切創、銃創、爆創等)により生じた外傷治療を担う外科医等を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
厚生労働省	化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業	152百万円	「化学テロリズム対策についての提言」(厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月)において、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、備蓄を進めており、東京大会等に向けて、有事の際に適切に対応できるよう備蓄の増強を行うもの。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ビロプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止して競技の円滑な実施に資するため、馬術競技場及びその周辺におけるダニの生息調査を実施するとともに、生息調査の結果に基づくダニの追加的駆除及び駆除効果の測定を行うことにより、馬術競技場及びその周辺における清浄性を確保する。
環境省	熱中症対策推進事業(2020年東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業)	7百万円	訪日外国人等に対し、熱中症の意識調査や水分補給の重要性を伝えるための活動を行うことで、訪日外国人等に対する熱中症の普及啓発手法を検討し実施する。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	30百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主要競技会場周辺等を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区の暑さ指数の推計手法を確立する。得られたデータを関係機関の暑さ対策検討や、大会期間の熱中症予防情報の発信等に活用する。
環境省	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする3R推進事業	5百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において廃棄物分別ボランティアやリユース容器等の利用を促進する人材として活躍し、その後は国内各地において持続的に3Rを進められる人材を育成することを目的として、3カ年計画で全国各地の青少年層に提供する3R人材育成プログラムを作成・運用する。
計		28,053百万円	

参考資料2

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について

東京都、組織委員会、国、競技会場が所在する自治体（以下「関係自治体」という。）の四者は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について、以下のとおり定めることとする。

東京都、組織委員会、国、関係自治体の四者は、大会準備の円滑な実施のため、組織委員会が平成29年末を目途に作成するV2予算及び大会実施に向けて、更に経費の縮減・効率化を図りながら、必要な財源の確保に努めるとともに、以下の基本的な方向に基づき、役割分担及び経費分担の具体化を図っていくものとする。なお、関係自治体の業務内容については、立候補ファイル及び大会開催基本計画に示された役割を基本として、今後、精査していく。

また、大会の成功に向けて、情報の共有と公開に努め、相互に緊密な連携を図っていく。

I 役割（経費）分担

1 東京都

- 大会の開催都市としての責任を果たす。
 - ・ 大会経費のうち、会場関係については、都及び都外自治体所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。
 - ・ 大会経費のうち、大会関係については、大会時の都市活動や都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺に関わる輸送及びセキュリティ対策に係る経費を負担する。
 - ・ 大会経費のうち、パラリンピック経費（※）については、その四分の一相当額を負担する。
(※) 当該パラリンピック経費の対象範囲については、今後、整理・精査を行う。
 - ・ 必要な新規恒久施設の整備や都が所有する既存施設の改修を進める。

2 組織委員会

- 大会運営の主体としての役割を担う。
 - ・ 大会経費のうち、会場関係については、オーバーレイ並びに民間及び国（JSCを含む。）所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。

なお、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラの整備を実施する役割を担う。

- ・ 大会経費のうち、大会関係については、輸送、セキュリティ及びオペレーション等に係る必要な経費を負担し、業務全般の役割を担う。
- ・ できる限りの增收努力を行い、所要の収入確保を目指す。
- ・ 経費の縮減・効率化を図りながら、経費全体の精査・把握に努める。

3 国

- 大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、基本方針(平成27年11月閣議決定)等に基づき、関連施策を実施する。

- ・ 大会経費のうち、パラリンピック経費(※)については、その四分の一相当額を負担する。また、新国立競技場については、既定の方針に基づき、整備を進める。
- ・ 大会経費以外に、国として担うべきセキュリティ対策、ドーピング対策などについて、上記の基本方針等に基づき着実に実施する。
- ・ その他、オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う。

4 関係自治体

- 大会開催に向け、円滑な準備及び運営に協力する。

- ・ 大会時の都市活動や市民生活に与える影響を最小化するよう、輸送、セキュリティ対策など、大会が開催される自治体として担う業務を実施する。
- ・ 関係自治体が所有する会場施設の必要な恒久的改修を進めるとともに、大会後も地域や住民に使用される設備等は、施設改修の一環として整備する。

II 大会準備における進行管理の強化

1 業務内容の精査、進行管理の徹底

東京都、組織委員会、国、関係自治体の四者は、今後、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していく。

2 コスト管理・執行統制の強化、区分経理の実施

公費等が投入され、共同で実施する事業については、組織委員会、東京都、国、関係自治体により、共同実施事業管理委員会(仮称)を設置し、コスト管理と執行統制の強化を図る。その上で、これらの事業を一元的に執行するため、組織委員会に特別勘定を設置し、区分経理を行う。